

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
愛知工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的	11
基準 2. 内部質保証	18
基準 3. 学生	25
基準 4. 教育課程	49
基準 5. 教員・職員	57
基準 6. 経営・管理と財務	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. ものづくり人材の育成	82
V. 特記事項	91
VI. 法令等の遵守状況一覧	92
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学校法人名古屋電気学園の「建学の精神」、愛知工業大学の「建学の精神」・「教育のモットー」

学校法人名古屋電気学園 建学の精神

「企業の第一線で活躍する技術者の育成」

愛知工業大学 建学の精神・教育のモットー

「自由、愛、正義」

自由は必ず責任を伴うが、自由なくして創造はあり得ない。

自由の存するところに無限の発展が約束される。

愛は、太陽の如く、万物を育成する。

人類は明るく平和な社会の建設をめざして努力する。

正義は倫理的真理の結晶である。

百事貫徹、安心立命の基礎をなす。

「創造と人間性」

科学技術の発展のみに邁進するエンジニアではなく、人と地球に優しい血の通ったエンジニアを育てるための教育モットー「創造と人間性」です。

本学は、「自由・愛・正義」を建学の精神とし、教育のモットーである「創造と人間性」を教育理念として、「社会の発展に貢献する豊かな人間性を備えた人材」と本法人の建学の精神である「企業の第一線で活躍する技術者の育成」に取組んできた。

近年においては、社会が様々な難しい問題に直面する中、豊かな人間性を有し、バイタリティーあふれ、何事にもチャレンジ精神を持って取組む学生を応援することを旨としている。

2. 使命・目的及び三つのポリシー

学則において「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、学術の理論と応用を教授研究し、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者を育成することを目的とし、あわせて、人類の福祉に貢献するとともに地方産業の技術的発展に寄与することを使命とする。」としている。また、大学院学則において「本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。」としている。三つのポリシーである「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」及び「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」については、大学、学部・学科、研究科・専攻ごとに定めている。

3. 大学の個性・特色等

(1) ものづくり教育

本学が位置する愛知県は、日本一の製造品出荷額を誇る産業県であり、自動車、航空機などの輸送機器を始め、機械、鉄鋼、繊維など、多様なものづくり産業が集積しており、ものづくり日本一を支える優れた企業群が立地している。

こうした地理的背景のもと、本学は、「企業の第一線で活躍する技術者の育成」を建学の精神とする名古屋電気学園を母体に、昭和 34(1959)年、中部地区初の工科系単科大学として開学した。以来、この地域を支え、将来を担う産業人材の育成を図るべく、地元産業界のニーズも踏まえながら、実践的なものづくり教育を展開してきた。その後、工学部、経営学部、情報科学部の 3 学部体制へと発展を遂げ、社会の持続的な発展に貢献するため、豊かな人間性とチャレンジ精神を備えた、社会に役立つ人材を育成する以下の取り組みを行っている。

① ものづくりに関する多面的な講義による「ものづくり教育」の実践的探究のための授業科目の開講

- ・ 社会の最先端で活躍し、創造活動を行うものづくりに携わる多様な講師を招き、オムニバス形式で行う「ものづくり文化」
- ・ ものづくりにおいて、通常、設計情報を加工手段に置き換え、それを用いて製造するという手順をとるが、その手順を逆にし、製品から設計情報を読み取るリバース・エンジニアリングの手法を用い、現代のハイテク中心のものづくりとは異なる視点から創造的営みの本質を体験的に学び、ものづくりの原点を理解し実践力を養う「ものづくり文化実習」
- ・ 製造業における 4M (Material, Machine, Method, Man) だけでは顧客価値を創出できないという認識に基づき、"誰にどのようなものをつくるか"という視点からのマネジメントの重要性を学ぶ「ものづくり経営論」

② 創造性豊かな人材の育成、ものづくり技術の習得や向上を目的とし、学生が機械や資材を自由に使い、夢をかたちにする教育の場として、実際の「ものづくり」の楽しさを体験する「みらい工房」の設置

③ 学生同士がチームを作り、自らのアイデアと技術を活かし、創作活動に取り組み、関連分野のコンテストや競技会等にチャレンジするなど、「ものづくり」の目標を定め、実現しようとする学生の挑戦を支援する「学生チャレンジプロジェクト」の実施

(2) 専門横断的な研究体制

「ものづくり」を柱とする実学教育を実践する本学において、産業界の先端化・多様化への対応や地域貢献を目指した研究活動に取り組むため、「産学官の連携」を推進する研究所として、平成 4(1992)年 4 月に総合技術研究所を設立した。同研究所では、先端化、多様化、国際化に対応した研究を推進するため、全学的な研究プロジェクトを企画、実施している。その中において、多面的な視野から研究を加速させるため、学部学科等の垣根を超えた分野横断研究にも注力している。本学独自の取り組みとして、研究の質の向上を目的とするとともに、特色ある研究へ重点的な予算措置を行う「教育・研究特別助成(研究)」では、分野を横断した大型研究への支援の予算措置も講じている。分野横断

研究では、複数の教員の研究シーズを集結し、融合的分野の開拓や複合的な問題の解決を目指している。また、研究施設である耐震実験センター、地域防災研究センター、エコ電力研究センター、ロボット研究ミュージアムは、複数分野の教員で組織しており、それぞれの分野の知見を活かし、「耐震・免振」「地震・防災」「省エネルギー」「ロボット」における課題解決のための研究を重点的に実施している。

(3) 社会貢献

本学では、地域貢献の窓口として地域連携・SDGs 推進本部を設置しており、地方自治体、大学、産業界等と連携し、社会貢献に寄与している。本学八草キャンパスが隣接する瀬戸市においては、平成 15(2003)年度から「大学コンソーシアムせと」に参画し、包括連携協定を締結する豊田市とは、平成 29(2017)年度から、「豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム」に参画するなど、地域連携プラットフォームを活用した地域社会の課題解決に向けた取組みを行っている。各プラットフォームにおける地域課題解決に関する主な取組み事項については、以下のとおりである。

① 大学コンソーシアムせととの地域連携事業

- ・ 瀬戸市の川の水生生物調査及び「親子の夏休み水生動物観察会」の実施
- ・ 人工知能を利用した瀬戸市内の舗装道路点検のフォローアップ
- ・ 瀬戸市のエリアリノベーション支援と大規模歴史的建造物の活用検討
- ・ 3大学5研究室協働による菱野団地の地域活性化活動

② 豊田市高等教育活性化推進プラットフォームでの地域連携事業

- ・ 共同防災教育プログラムの実施
- ・ 豊田市初等中等教育への防災学習の支援
- ・ 共同公開講座の実施
- ・ イベント出展に伴う豊田市民へのプラットフォーム活動に関する調査

さらに、地域連携・SDGs 推進本部として、以下の取組みを行っている。

- ① 教育研究の成果を広く社会に還元する「AIT カレッジ講座」（公開講座）
- ② 高校生を対象に、高校における理科・科学クラブ・課題研究等の成果を顕彰する「AIT サイエンス大賞」
- ③ 小中学生を対象として工作や科学実験を通して、ものづくりや科学の楽しさ、面白さを体験する機会提供の場としての「まるごと体験ワールド」
- ④ 地域の産業に役立つ、技術開発の現状と人間の生活環境に配慮する計画の実践に関する「AIT カーボンニュートラル地域貢献セミナー」（オンライン講座）
- ⑤ イオンモール長久手との協定によるこども向け教室、セミナー等のイベントの実施（AIT わくわくワールド他）
- ⑥ その他、みよし市、刈谷市教育委員会などの地方自治体、産業界等との連携協定、教育研究成果の還元を含めた地域開催イベントへの参加

また、自由ヶ丘キャンパスでは、地域住民、町内会と連携し、地元に着目した取組みを実施している。

(4) 国際交流

本学は、21世紀のグローバル化した社会で求められる人材の育成のために、様々な国際交流プログラムを積極的に推進している。海外の大学や研究機関と連携し、学術や学

生の相互交流を促進するとともに、本学学生の異文化理解を深める機会として、海外留学・研修プログラムの充実を図っている。なお、留学生の日本での学修・生活環境の充実を支援することにも力を入れている。

本学の国際交流の歴史は長く、特に中国との交流は昭和46(1971)年に初代学長である後藤鉦二が中国を訪問し、周恩来首相と会談した「ピンポン外交」にまで遡る。昭和55(1980)年には、中国南京市にある南京工学院（現・東南大学）と姉妹校提携を結び、今日に至るまで、教員の相互交流として特別講義や共同研究、学生の相互交流、中国語修得のための学生の派遣、日本文化研究のための学生の受入れ等、多岐にわたる交流を継続している。

また、本学では学生の多様なニーズに応えるため、様々な留学プログラムを用意している。海外が初めての学生でも参加できる「アメリカ語学研修」「ニュージーランド語学研修」、姉妹校の東南大学で中国語の学習や学生交流を体験できる「短期中国語研修」「学生訪中団」など、短期のプログラムを実施している。また、中期留学プログラムや東南大学語学研修生プログラム、協定校への派遣留学制度も整備している。留学生の受入れや日本人学生と留学生との交流促進にも注力しており、国際交流イベントの開催、国際交流ボランティア活動の支援、専門講師による英会話講座など、キャンパス内での国際交流機会の創出に取り組んでいる。これらの多様な国際交流プログラムを通じて、言語や文化の壁を越えた相互理解と国際的視野を持つ人材の育成を目指している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

大正元年 9 月	名古屋電気学講習所創立
大正元年 12 月	私立名古屋電気学校設立
大正 9 年 1 月	私立名古屋電気学校を名古屋電気学校と名称変更
昭和 29 年 4 月	名古屋電気短期大学設立
昭和 34 年 1 月	名古屋電気大学設立 電気工学科を開設
昭和 35 年 4 月	愛知工業大学に名称変更、電子工学科、応用化学科開設
昭和 35 年 8 月	学生寮・南寮完工
昭和 36 年 9 月	応用化学館完工
昭和 37 年 4 月	機械工学科、経営工学科開設
昭和 38 年 1 月	電子計算機室開設
昭和 38 年 4 月	工学部第 2 部設置 電気工学科、機械工学科開設
昭和 39 年 12 月	八千草台（現所在地）への大学移転計画着手
昭和 40 年 4 月	工学部第 1 部に土木工学科開設
昭和 40 年 7 月	名古屋電気短期大学を愛知工業大学短期大学部に名称変更
昭和 41 年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置、電気工学専攻、応用化学専攻開設
昭和 41 年 8 月	八千草台に教養棟、学生寮 3 号棟完工
昭和 41 年 10 月	工学部第 1 部 1 年生の授業を八千草台で開始
昭和 42 年 3 月	学生寮 2 号棟完工
昭和 42 年 12 月	八千草台に本部棟完工
昭和 43 年 4 月	工学部第 1 部に建築学科開設、八千草台に 2 号館、学生寮 1 号棟、寮食堂完工 1、2 年生のほか、経営工学科と土木工学科が八千草台に移転
昭和 44 年 5 月	八千草台に応用化学棟 3 号館完工、応用化学科が八千草台に移転
昭和 45 年 11 月	八千草台に経営工学棟 4 号館完工
昭和 46 年 1 月	後藤鉀二学長、中国を訪問し周恩来首相と会談（ピンポン外交）
昭和 47 年 2 月	附属環境工学研究所設立
昭和 47 年 3 月	八千草台に電気工学科、電子工学科棟 5 号館完工、両学科を移転
昭和 47 年 11 月	第 2 食堂完工
昭和 48 年 2 月	八千草台に応用化学科棟 3 号館別館完工
昭和 48 年 4 月	工学研究科修士課程に土木工学専攻開設 専攻科を設置、経営工学専攻開設 八千草台に教養棟 1 号館別館、機械工学棟 6 号館完工、機械工学科を移転
昭和 48 年 12 月	八千草台に振動実験棟完工
昭和 49 年 3 月	八千草台に経営工学科棟 4 号館別館完工 八千草台への移転完了
昭和 49 年 4 月	八千草台に第 2 部電気工学科、機械工学科を移転
昭和 49 年 7 月	附属図書館完工

愛知工業大学

- 昭和 50 年 4 月 所在地を豊田市八草町八千草 1247 に変更
1 号館別館を増築
- 昭和 50 年 9 月 経営工学科実習棟完工
- 昭和 51 年 4 月 工学部第 1 部に建築工学科開設
大学院工学研究科修士課程に機械工学専攻、建築学専攻開設
- 昭和 52 年 1 月 鉀徳館（体育館兼講堂）完工
- 昭和 52 年 11 月 計算センター完工
- 昭和 53 年 2 月 土木・建築科棟 2 号館を増築
- 昭和 53 年 4 月 土木工学科・建築学科・建築工学科棟 7 号館完工
- 昭和 53 年 8 月 愛知工業大学短期大学部廃止
第 2 本部棟完工
- 昭和 55 年 12 月 中国の南京工学院（現・東南大学）と姉妹校提携
- 昭和 56 年 3 月 応用化学科棟 3 号館を増築
- 昭和 56 年 9 月 計算センターを増築
- 昭和 56 年 10 月 国際交流センター開設
- 昭和 56 年 12 月 第 2 本部棟を増築
- 昭和 58 年 3 月 愛和会館完工
- 昭和 61 年 4 月 機械工学科棟 6 号館を一部増築
- 昭和 61 年 8 月 小体育館完工
- 昭和 61 年 10 月 総合運動場完成（陸上競技場・野球場）
- 昭和 62 年 1 月 情報通信工学棟 8 号館完工
- 昭和 62 年 7 月 メキシコ州立ヌエボ・レオン大学との交流開始
- 昭和 63 年 2 月 計算センターに「CRAY X-MP/14se」導入（国内大学初のスーパーコンピュータ）
- 昭和 63 年 3 月 教養棟新館 9 号館完工
- 昭和 63 年 4 月 工学部第 1 部に情報通信工学科開設
- 平成 4 年 4 月 大学院工学研究科に博士課程（後期 3 年）設置
電気・材料工学専攻、生産・建設工学専攻開設
大学院工学研究科修士課程の 5 専攻を電気電子工学専攻、材料化学専攻、
生産システム工学専攻、建設システム工学専攻の 4 専攻に改組
専攻科経営工学専攻廃止
- 平成 4 年 6 月 附属環境工学研究所廃止（総合技術研究所に吸収合併）
- 平成 4 年 11 月 愛知工業大学総合技術研究所開設
- 平成 5 年 4 月 教養部から基礎教育系に改組
- 平成 7 年 3 月 基礎教育系 10 号館完工
- 平成 8 年 3 月 基礎教育系 10 号館大講義棟完工
- 平成 10 年 4 月 工学部第 1 部 9 学科に昼間主コース・夜間主コースを設置、第 2 部募集停止
情報教育センター完工
耐震実験センター完工
- 平成 12 年 4 月 経営情報科学部棟 11 号館完工
経営情報科学部開設（工学部経営工学科を学部改組）

愛知工業大学

経営情報学科、マーケティング情報学科開設

- 平成 12 年 7 月 エクステンションセンター開設
- 平成 13 年 7 月 フランス「ピエール・マリー・キュリー大学」と学術協力協定を締結
- 平成 13 年 11 月 独立行政法人産業技術総合研究所中部センターと連携大学院協定を締結
- 平成 14 年 7 月 アメリカ「ケンタッキー大学」と学術交流協定を締結
- 平成 14 年 10 月 豊田中央研究所と連携大学院協定を締結
- 平成 15 年 4 月 12 号館完工、インターンシップ支援センター開設、みらい工房開設
- 平成 15 年 6 月 大学コンソーシアムせとに参画
- 平成 15 年 11 月 タイ「チェンマイ大学」と協力協定調印
- 平成 16 年 4 月 学科を再編成し、「学科」と「専攻」を設置
工学部に電気学科、応用化学科、機械学科、都市環境学科の 4 学科を設置し、
電気学科に 3 専攻（電気工学、電子工学、情報通信工学）、応用化学科に応用
化学専攻、機械学科に 2 専攻（機械工学、知能機械工学）、都市環境学科に 3
専攻（土木工学、建築学、建築環境学）を開設
経営情報科学部に情報科学科、マーケティング情報学科の 2 学科を設置し、
情報科学科に 2 専攻（経営情報システム、コンピュータシステム）、マーケテ
ィング情報学科にマーケティング情報専攻を開設
- 平成 17 年 4 月 大学院に経営情報科学研究科を設置し、博士前期課程及び博士後期課程に経
営情報科学専攻を開設
名古屋市に本山キャンパス完成
地域防災研究センター開設
工学部機械学科、経営情報科学部共通棟 13 号館完工
- 平成 17 年 7 月 八千草寮南館増築完工
チェコ「チャーレス大学」と協力協定を締結
- 平成 17 年 8 月 タイ「ソククラ大学」と協力協定を締結
- 平成 18 年 4 月 工学研究科生産システム工学専攻を機械工学専攻に名称変更
- 平成 18 年 6 月 大韓民国「韓国海洋大学」と協力協定調印
- 平成 18 年 7 月 高大連携推進のため、愛知県立犬山高等学校と教育交流協定を締結
（高校と協定を結ぶのは同校が初）
- 平成 18 年 12 月 アメリカ「ジョージタウンカレッジ」と学術交流協定を締結
- 平成 19 年 4 月 インド「SSN 工業大学」と協力協定調印
エコ電力研究センター開設
- 平成 20 年 4 月 工学部都市環境学科を改組、経営情報科学部情報科学科、マーケティング情報
学科を情報科学科、経営学科に改組
- 平成 20 年 11 月 スペイン・カタロニア工科大学と学術交流、学生交流協定を締結
- 平成 21 年 4 月 工学部 4 学科 9 専攻を 5 学科 9 専攻に改組、経営情報科学部 2 学科 5 専攻を
経営学部経営学科、情報科学部情報科学科の 2 学部 2 学科 5 専攻に改組
大学院秋季入学制度導入
- 平成 22 年 4 月 名古屋市に自由ヶ丘キャンパス完成
経営学部経営学科経営情報システム専攻、ビジネスマネジメント専攻、授業

愛知工業大学

開始

- 平成 22 年 7 月 新 1 号館完工
- 平成 23 年 6 月 中国「東南大学」と学術交流協定並びに共同研究協定を締結
- 平成 23 年 12 月 中国「揚州大学」と学術交流協定並びに学生交流協定を締結
- 平成 25 年 3 月 豊田市と包括的連携に関する協定を締結
- 平成 27 年 3 月 新 2 号館完工
- 平成 27 年 4 月 工学部都市環境学科を土木工学科に名称変更
- 平成 28 年 5 月 セントラルテラス完工
- 平成 28 年 12 月 芝浦工業大学と包括連携協定を締結
- 平成 29 年 6 月 中国「華南理工大学」と学術交流協定並びに学生交流協定を締結
- 平成 29 年 7 月 株式会社大垣共立銀行と産学連携に関する協定を締結
- 平成 29 年 8 月 豊田信用金庫と包括連携協定を締結
- 平成 29 年 9 月 応用化学科バイオ環境化学実験棟完工
- 平成 29 年 12 月 中部電力株式会社と連携大学院協定を締結
- 平成 30 年 9 月 自由ヶ丘キャンパス別館完工
- 平成 31 年 3 月 株式会社名古屋銀行と包括連携協定を締結
- 令和 2 年 4 月 愛和会館講堂リニューアル
- 令和 4 年 7 月 イオンモール株式会社と産学連携協力に関する覚書を締結
- 令和 4 年 9 月 エコ電力研究センター移設
- 令和 6 年 3 月 14 号館完工
- 令和 6 年 4 月 工学部土木工学科を社会基盤学科、防災土木工学専攻を都市デザイン専攻に名称変更

2. 本学の現況

・ 大学名 愛知工業大学

・ 所在地 八草キャンパス 愛知県豊田市八草町八千草 1247
 自由ヶ丘キャンパス 愛知県名古屋市千種区自由ヶ丘 2 丁目 49-2
 本山キャンパス 愛知県名古屋市千種区東山通 1-38-1

・ 学部構成

工学部 電気学科、応用化学科、機械学科、社会基盤学科、建築学科
 経営学部 経営学科
 情報科学部 情報科学科
 工学研究科 博士前期課程：電気電子工学専攻、材料化学専攻、機械工学専攻、建設システム工学専攻
 博士後期課程：電気・材料工学専攻、生産・建設工学専攻
 経営情報科学研究科 博士前期課程：経営情報科学専攻
 博士後期課程：経営情報科学専攻

・ 学生数、教員数、職員数

表 1-1 学士課程の学生数、教員数

学部・学科・付置施設		学生数	専任教員					兼任教員	備考
			教授	准教授	講師	助教	計		
工学部	電気学科	1,239	18	8	1	0	27	18	学長含む
	応用化学科	570	12	3	1	1	17	7	
	機械学科	1,123	20	5	1	0	26	18	
	土木工学科	227	10	4	0	1	15	11	令和6年度から、土木工学科を社会基盤学科に名称変更
	社会基盤学科	278							
	建築学科	1,045	10	5	3	0	18	34	
経営学部	経営学科	603	13	2	1	1	17	15	
情報科学部	情報科学科	944	16	4	1	0	21	7	
その他の組織	基礎教育センター		14	11	5	0	30	93	
	総合技術研究所		1	0	0	0	1	0	
合計		6,029	114	42	13	3	172	203	

愛知工業大学

表 1-2 大学院課程の学生数、教員数 () 内は研究指導教員数

研究科名	専攻名	学生数	研究指導教員数及び 研究指導補助教員数	設置基準上の必要 研究指導教員数及び 研究指導補助教員数	兼任 教員
工学研究科 博士前期課程	電気電子工学専攻	65	26 (24)	7 (4)	2
	材料化学専攻	52	15 (15)	7 (4)	0
	機械工学専攻	58	25 (22)	7 (4)	0
	建設システム工学専攻	33	31 (25)	7 (4)	0
工学研究科 博士後期課程	電気・材料工学専攻	3	41 (36)	7 (4)	0
	生産・建設工学専攻	1	48 (40)	7 (4)	0
経営情報科学研究科 博士前期課程	経営情報科学専攻	51	35 (35)	9 (5)	1
経営情報科学研究科 博士後期課程	経営情報科学専攻	8	32 (32)	9 (5)	0
合計		271	253 (229)	60 (34)	3

表 1-3 職員数

	男	女	計
常勤職員	74	46	120
臨時職員	15	16	31
派遣職員	0	36	36
合計	89	98	187

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

本学は、建学の精神、教育のモットー、また、使命・目的を定めた学則、人材養成及び教育研究上の目的を学生便覧に記載するとともに、本学ウェブサイトにも掲載している。

学生に対しては学生便覧を配付しており、教職員・役員には、学生便覧に加え、各規程等が記載されている「愛知工業大学規程集」を配付し、周知している。また、建学の精神及び教育のモットーを本学の教職員全員の業務マニュアルである「愛知工業大学ひとりあるき」に掲載し、毎年発行することにより、周知徹底している。なお、これらは、学内イントラネットのグループウェアにおいて全教職員が閲覧できる環境を整備している。

学外関係者に対しては、本学ウェブサイトにより広く周知している。

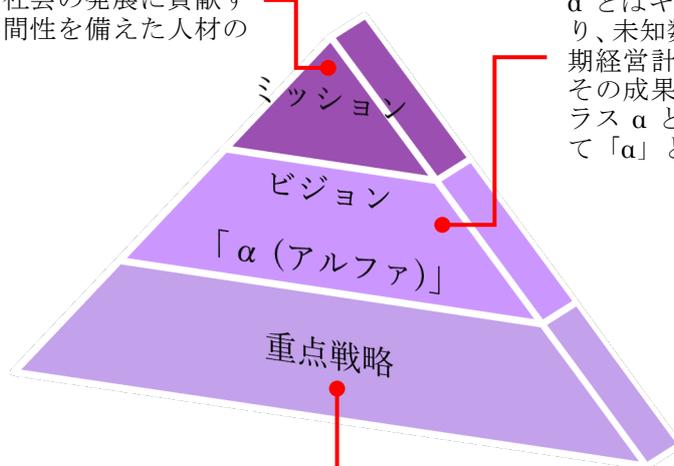
②中期的な計画への反映

本学を運営する学校法人名古屋電気学園は、「教育のモットー『創造と人間性』に基づき、社会の発展に貢献する豊かな人間性を備えた人材の育成」を本法人のミッションに位置付け、「教育ビジョン」「研究ビジョン」「社会貢献ビジョン」の 3 つの柱から成るビジョン「 α （アルファ）」を策定した。

本学は、本法人のミッション及びビジョン並びに本学の建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的である、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者の育成、人類の福祉への貢献及び地方産業の技術的発展に寄与することを踏まえ、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度の第 I 期中期経営計画を策定した。また、令和 3(2021)年度に本計画の検証を行い、令和 5(2023)年度に令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度の第 II 期中期経営計画を策定し、実行している。

本学の中期経営計画においては、本法人のビジョン「 α 」実現のための 5 つの重点戦略に基づき、8 つの重点項目を設定し、これらを達成するための 36 のアクションプランを定めている。また、本計画では、本法人のビジョン「 α 」及び 5 つの重点戦略と本学の使命・目的及び 8 つの重点項目との関連性を示しており、使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものとなっている。本法人のミッション及びビジョン並びに本学の中期計画の概要については、図 1-1-1 及び図 1-1-2 のとおりである。

教育のモットー「創造と人間性」に基づき、社会の発展に貢献する豊かな人間性を備えた人材の育成



αとはギリシア文字の第1字であり、未知数をあらわすことから、中期経営計画の第一歩であること、その成果は付加価値をあらわすプラスαと期待をあらわすものとして「α」と命名しました。

3つのビジョンを実現するために、5つの重点戦略を実行します。

ビジョン「α」 3つの柱

教育ビジョン	産業界・教育界の要望を踏まえ、ものづくりを支える、質の高い教育を確立し、コミュニケーション能力の高い、問題解決力をもつ人を育成する
研究ビジョン	研究支援体制を充実させ、創造的研究に取り組み、産業界に評価される研究成果を発信する
社会貢献ビジョン	地域のニーズに対応して、地域社会と協調を図りながら、教育・研究成果を地域の産業、文化の発展・活性化に貢献する

ビジョン「α」実現のための5つの重点戦略

入学戦略	学生・生徒の確保（確実な入学受入）
教育改革・学生支援戦略	学生・生徒の満足度を向上させる組織的教育システムの構築
地域連携戦略	名古屋・豊田・瀬戸エリア他との地域連携推進
経営基盤強化戦略	収支の適正化
キャンパス整備戦略	教育研究環境の充実（魅力あるキャンパスづくり）

図 1-1-1 ビジョン「α」3つの柱とビジョン「α」実現のための5つの重点戦略

愛知工業大学中期計画（令和6年から令和10年までの5カ年計画）概要図

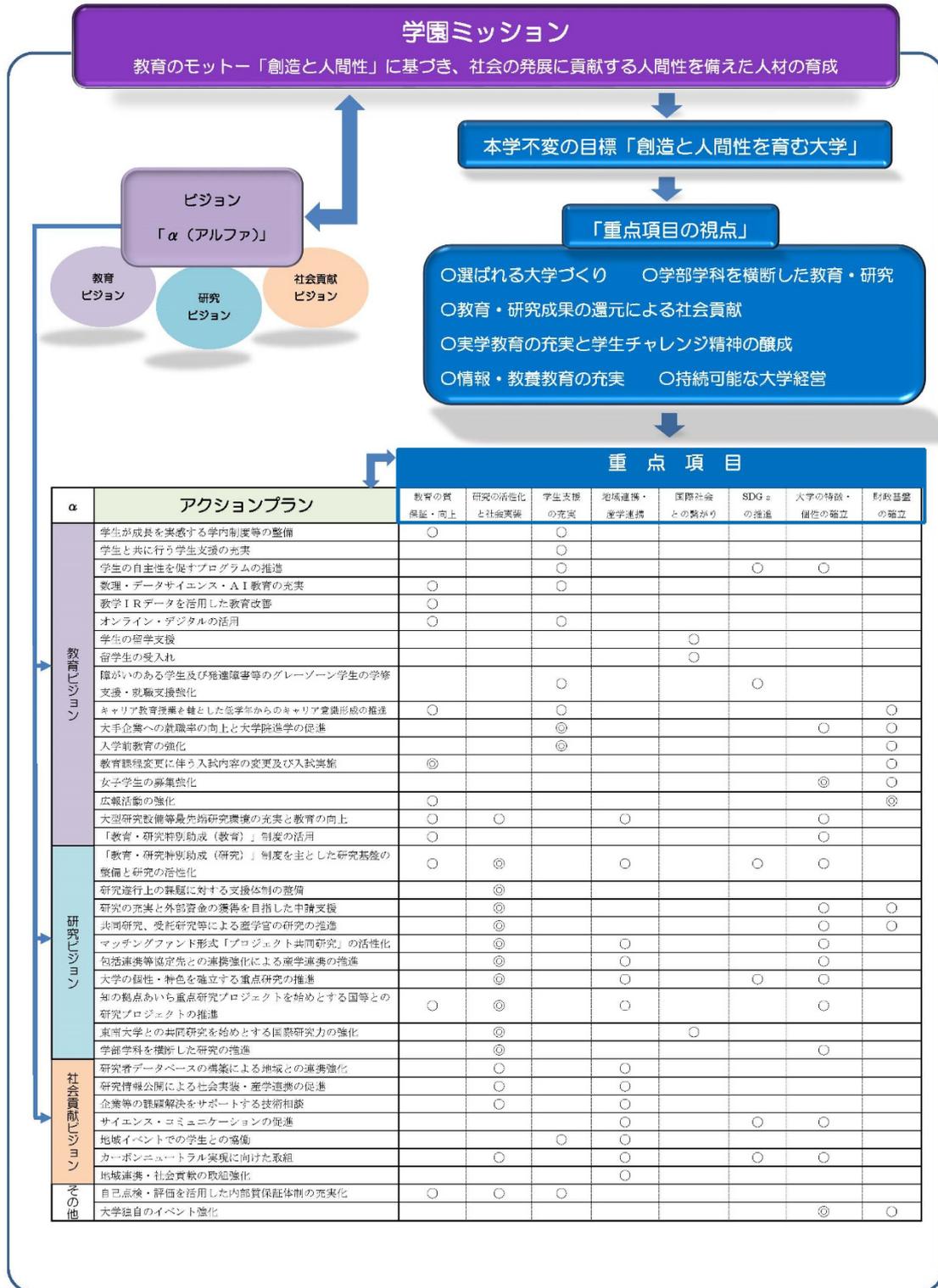


図 1-1-2 愛知工業大学中期計画 概要図

③三つのポリシーへの反映

本学では、学則に定められた使命・目的、人材養成及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映させるため、平成 30(2018)年に学長を議長とする「教育向上会議」を設置し、社会情勢や時代のニーズ変化に応じた見直しを継続的に行うこととした。

「教育向上会議」は、「愛知工業大学教育向上会議規程」に定めるとおり、学長の方針の下、本学の使命及び目的、並びに三つのポリシーに基づく教育の質を保証する体制を構築し、継続的に教育の質の向上を図り、教育課程の編成に反映することを目的としている。学長のほか副学長、学部長等、研究科長、教学センター長、入試センター長、キャリアセンター長及び大学事務局長で組織し、検討事項によって学長が指名するものを参加させることができる。

令和 6(2024)年度からは「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」を策定し、「教育向上会議」と「教務委員会」による評価体制を整備した。

令和 7(2025)年度入学者から適用するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー並びに令和 8(2026)年度入学者から適用するアドミッション・ポリシーの改正にあたっては、人材養成及び教育研究上の目的と三つのポリシーの相関関係を検証のうえ、本学の使命・目的、人材養成及び教育研究上の目的が各ポリシーに反映されていることを確認している。このように、本学では、使命・目的、人材養成及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映し、一貫性を確保する仕組みを確立している。

④教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、学則第 2 条、第 3 条、大学院学則第 2 条、第 3 条に定めるとおり、大学に 3 学部 7 学科、大学院に 2 研究科 8 専攻を設置している。また、学内の有機的な連携を図るため、「愛知工業大学教育研究実施組織等規程」に定めるとおり、教員、事務職員等からなる教育研究実施組織を以下の図 1-1-3 のとおり編制している。

教学部門として、「学生支援本部」の下に「教学センター」「学習支援センター」「キャリアセンター」等を設置している。各センターでは、教育・学習支援、課外活動支援及びキャリア支援などの取組みを実施している。

研究部門としては、「研究支援本部」の下に「総合技術研究所」「耐震実験センター」「地域防災研究センター」「エコ電力研究センター」を設置し、また、地域連携、社会貢献部門としては、「地域連携・SDGs 推進本部」の下に「エクステンションセンター」「ロボット研究ミュージアム」「ゼロカーボン推進室」を設置している。研究所、各センターでは、受託研究などの産学連携や他大学との共同研究などの取組みを活発に展開し、本学の研究力の向上を図っており、「地域連携・SDGs 推進本部」では、近隣の地域（豊田市、瀬戸市、みよし市、長久手市、名古屋市等）を中心に地域と連携を図り、SDGs に向けた取組みを実施するなど、積極的に社会貢献を果たしている。

愛知工業大学

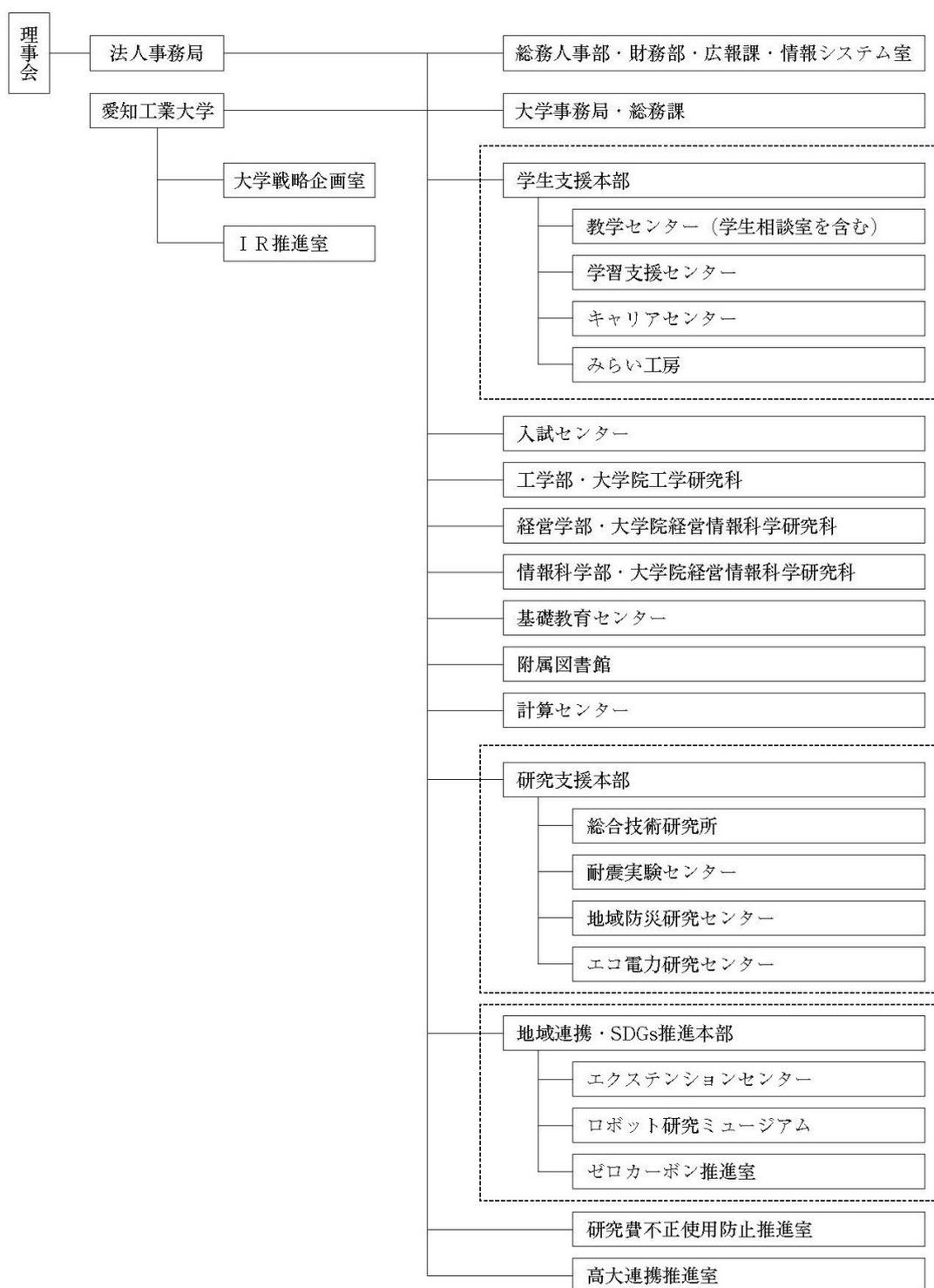


図 1-1-3 教育研究実施組織図

⑤変化への対応

本学では、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて学則に定められた使命・目

的に基づく人材養成及び教育研究上の目的を検証し、これらの使命・目的を達成するための具体的な方針を示す三つのポリシーについては、平成 30(2018)年に「教育向上会議」を設置し、社会情勢や時代のニーズ変化に応じた見直しを継続的に行うこととしている。

令和 6(2024)年度からは、社会情勢及び社会のニーズの変化に適宜対応するため、大学関係者の意見・要望をくみ上げる機会を設けている。また、時代に沿った学生の変化を知り、対応するため、「学生生活実態調査」を定期的を実施している。

加えて、令和 6(2024)年度からは「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」を策定し、「企業・学外の評価」「学生生活実態調査」を指標の一つとして「教育向上会議」と「教務委員会」による評価体制を整備した。この「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」では、全学レベルでディプロマ・ポリシーが社会のニーズに適合しているかを評価し、三つのポリシー全体を通した一貫性を検証し、必要に応じて改定する仕組みを構築している。

令和 6(2024)年度には、社会情勢の変化や学問領域の発展に対応するため、土木工学科を社会基盤学科へと名称変更した。この変更は、土木工学分野において、従来の社会基盤構造物の構築や自然環境との共生に加え、国土強靱化に向けた防災・減災対策、持続可能な都市計画、再生可能エネルギー開発、ICT（情報通信技術）や建設 DX（Digital Transformation）の活用など、その領域が大きく広がっていることを反映したものである。この変更にあたっては、「アクションプラン委員会」において綿密な調査・検討を行い、「大学協議会」での審議を経て実施した。

以上のように、本学では社会情勢の変化等に対応して、使命・目的及び教育研究上の目的を必要に応じて検証する機会を設けており、時代の要請に応じた教育研究活動の実現に努めている。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、令和 6(2024)年度に「愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針」を策定し、「教育向上会議」を大学全体の教育の質保証を推進する組織として位置付け、学内の委員会等と連携し教育の質保証を推進している。同年度には「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」を策定した。毎年度、ディプロマ・ポリシーが社会のニーズに適合しているかを評価し、三つのポリシー全体を通した一貫性を検証したうえで、必要に応じて改定することとしている。令和 7(2025)年度からのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにおいては、人材養成及び教育研究上の目的と三つのポリシーの関係性を改めて明確にした上で、人材養成及び教育研究上の目的の内容が反映されていることを確認し、一貫性を確保したものに改正した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 4(2022)年度から、「評価基準チェックリスト」を用いた簡易的な自己点検・評価を毎年度実施している。令和 4(2022)年度の「評価基準チェックリスト」による自己点検・評価において、第 I 期中期経営計画に本学の使命・目的及び教育研究上の目的は反映されているものの、関連性が明記できていないことについて改善が必要であるとの評価結果とな

った。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年度に策定した、令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度の第Ⅱ期中期経営計画では、本法人のビジョン「 α 」実現のための 5 つの重点戦略に基づき、8 つの重点項目を設定し、これら達成するための 36 のアクションプランを定めている。また、本計画に本法人のビジョン「 α 」及び 5 つの重点戦略と本学の使命・目的及び 8 つの重点項目との関連性を明確に示すことで、使命・目的及び教育研究上の目的がより明確に反映されたものとなった。

今後は社会情勢に対応した人材を育成できているか、「教育向上会議」「自己点検・評価委員会」において定期的に検証を行いつつ、第Ⅱ期中期経営計画の確実な実行を目指す。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、平成 11(1999)年度から教育研究水準の向上と社会的使命の達成のため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うことを目的とした、「自己点検・評価委員会」を設置している。副学長を議長とし、学部長等、大学院研究科長、研究支援本部長など教育研究に関する組織の代表者及び教学センター長、キャリアセンター長、入試センター長、計算センター長、図書館長、大学事務局長など、大学運営に関する部局の長で構成しており、平成 31(2019)年度には、経営面やガバナンス面から内部質保証を推進できるよう、構成員に法人事務局の総務人事部長、財務部長を加えた。

同委員会は、3年に1度自己点検・評価を実施しているが、学長が必要と認めた場合は、期間にかかわらず、適宜、点検・評価を行うこととしている。副学長は、自己点検・評価報告書を学長に提出し、改善を要する事項を学長に上申することとしている。

令和 5(2023)年度には、学長の諮問機関である「学長室会議」において、本学における内部質保証の「基本的な考え」「内部質保証の体制と役割」「実施の手続き」を明確にした「愛知工業大学内部質保証の方針」の策定について検討を行い、大学の重要な事項を審議する最高決議機関である「大学協議会」において承認し、各教授会を通じて全学的に周知した。また、本学ウェブサイトを通じて学外にも広く公表している。

本学における内部質保証を推進する組織を「自己点検・評価委員会」とし、内部質保証における統括責任者は学長としている。「自己点検・評価委員会」では全学的に実施した自己点検・評価結果を分析し、改善を要する事項を学長に上申している。自己点検・評価結果を踏まえ、大学の管理、運営等に関し改善が必要である事項については、「学長室会議」において審議し、教育の質保証に関する事項については、教育の質の向上を図り、教育課程の編成に反映する「教育向上会議」において審議している。

学長は、各部局等に改善のためのフィードバックを行い、計画や施策、取組みに反映させることで内部質保証を推進し、全学的に質の保証・改善に向けた体制を構築している。

また、大学の管理、運営に関する重要な事項については、必要に応じて「運営会議」、「大学協議会」に諮る体制を整備している。本学における内部質保証の体制は図 2-1-1 のとおり。

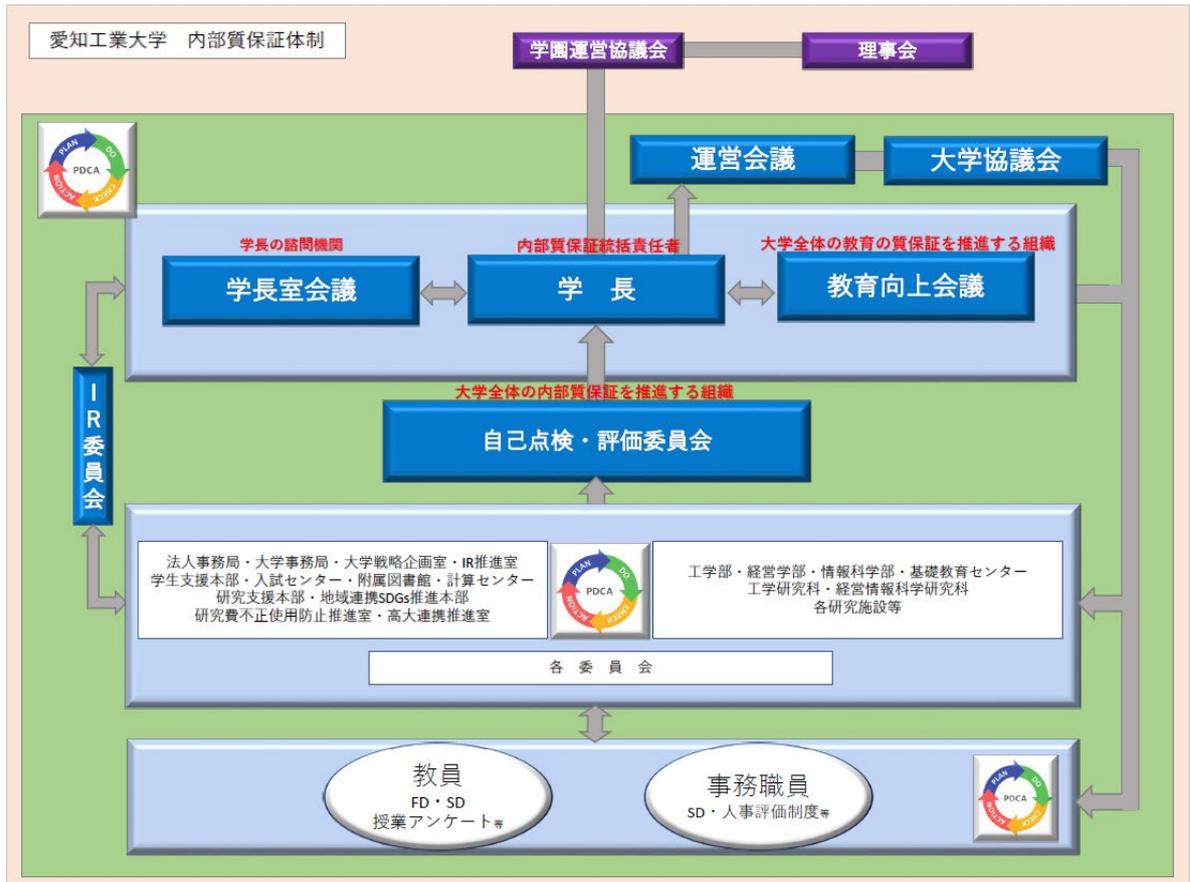


図 2-1-1 愛知工業大学 内部質保証体制

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、使命・目的を達成するため、学則第 1 条において、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。

この目的を達成するため、「愛知工業大学自己点検・評価委員会規程」を定めており、建学の精神及び教育のモットー並びに使命・目的に基づいた教育研究活動が行われているかについて、「自己点検・評価委員会」が日本高等教育評価機構の評価基準を用いた自己点検・評価を行っている。

「愛知工業大学内部質保証の方針」の基本的な考えに基づき、大学全体、各部局及び個々の教職員により、IR (Institutional Research) データ等の客観的な根拠に基づく自己点検・評価をそれぞれ推進し、継続的な改善に取り組むこととしている。

自己点検・評価の実施により作成した自己点検・評価報告書については、「大学協議会」

において報告し、本学ウェブサイトにおいても公表している。「大学協議会」の議事、資料及び議事録は学内イントラネットのグループウェアで教職員に共有されており、また、「大学協議会」の内容については教授会においても報告され、教職員に対し公表している。

令和 4(2022)年度からは、3年に1度実施している本来の自己点検・評価を補完する「評価基準チェックリスト」を用いた簡易的な自己点検・評価を実施し、原則として毎年度行うこととした。このことにより、日本高等教育評価機構の評価の視点やエビデンス、関係法令等を学内に定着させ、より質の高い内部質保証体制を構築した。

令和 5(2023)年度に実施した3年に1度の自己点検・評価においては、前述の「評価基準チェックリスト」を用いた簡易的な自己点検・評価を同時に実施し、評価基準項目、評価の視点における自己判定に関するエビデンス資料の明示を行い、エビデンスに基づき、自己点検・評価報告書を作成、公表した。

なお、大学機関別認証評価の受審後は、その内容及び結果を冊子または電子データで学内の教職員全員に配付することにより情報を共有するとともに、本学ウェブサイトにおいて公表している。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は平成 26(2014)年に「IR 委員会」を設置し、同年に大学 IR コンソーシアムに加盟するなど大学 IR の取組みを行っている。同年から大学 IR コンソーシアム共通調査（在学生 1 年生・3 年生を対象とした通学時間、居住形態等 19 項目を設問としたもの）を毎年実施し、平成 30(2018)年からは卒業生調査（卒業後 5 年後の学部生を対象とした入学試験形態、入学志望順位等 29 項目を設問としたもの）を開始するなど IR データの収集に力を入れている。加えて、学生の単位取得状況、授業の評価状況、退学者データ、常勤教員・非常勤講師の割合等のデータを収集している。

これまでの教学 IR の代表的な取組みの 1 つとして、平成 30(2018)年から「専攻別、科目履修結果」を取りまとめており、さらに令和 2(2020)年から「専攻別科目履修結果 学部授業成績結果」を取りまとめることによって、授業間格差や教員間格差をデータ化し、授業改善等に活用した。

令和 6(2024)年には、「IR 推進グループ」を独立させ、学長直下の組織として、「IR 推進室」を設置した。「IR 推進室」は、多角的視点から IR データを収集するため、多様な部署（総務課、施設企画課、経理会計課、入試広報課、キャリアセンター、教学センター等）の業務に従事している職員を室員とし、これまでの教学 IR だけではなく、大学運営にも活用できるより実践的なデータを収集、分析できる体制を構築している。

また、全国の工科系大学で組織された工大サミット参加大学内においても、共通設問による IR データ分析を行っており、工科系大学と本学との数値を比較することによって、アクティブ・ラーニングの満足度向上に取り組む必要があることが確認できた。このように、学内だけの分析ではなく、大学 IR コンソーシアムや工大サミットの加盟大学との相互比較による多角的な分析ができる体制を整備している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生サービスグループでは、図 2-3-1 に示すとおり、毎年 1 回、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、その結果を「学生委員会」及び「学生支援本部委員会」を通じて全学的に共有して改善に役立てている。

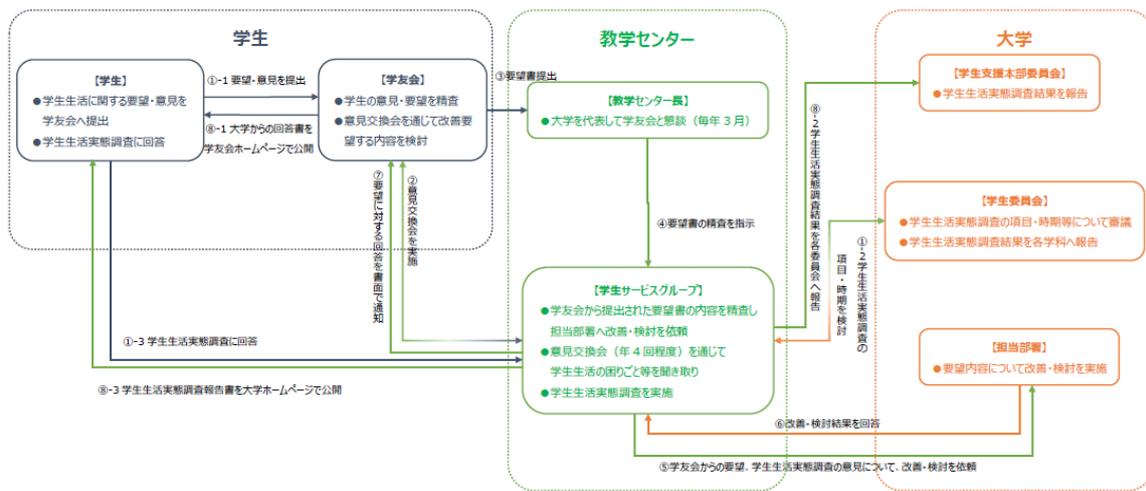


図 2-3-1 学生の意見・要望を大学運営の改善・向上に反映する仕組み

また、教学センター長が学長の代理として「学友会（学生自治会）」の会長と懇談会を年 1 回行っており、令和 5(2023)年度からは教学センター長との懇談会に加え、学生サービスグループ職員が「学友会」に所属する学生と 2、3 か月に 1 回、意見交換会を実施している。

「学友会」との懇談会、意見交換会は、「学友会」が意見箱等で収集した学生生活についての要望や意見等を大学に直接伝える貴重な場であり、学生サービスグループは懇談会等を通じて学生の要望を適宜聞き、改善の進捗状況を共有しながら、関係部署と連携を図り、大学運営の改善・向上に向けて取組んでいる。なお、学生からの要望を受けて実施した主な内容は表 2-3-1 のとおり。

表 2-3-1 学生からの要望と対応内容

要望	実施内容	実施時期
食品用自動販売機を設置してほしい	八草キャンパスに 1 か所設置	令和元(2019)年 6 月

要望	実施内容	実施時期
(平成 30(2018)年 12 月)		
食堂にキャッシュレス決済を導入してほしい (令和元(2019)年 12 月)	八草キャンパスの食堂 3 店舗、自由ヶ丘キャンパスの食堂 1 店舗に導入	令和 6(2024)年 9 月
鉦徳館に空調設備を設置してほしい (令和元(2019)年 12 月)	1 階各体育室及び 2 階アリーナにスポットクーラーを設置	令和 6(2024)年 8 月
生理用品の無償配布をしてほしい (令和 5(2023)年 3 月)	八草キャンパスに 5 か所、自由ヶ丘キャンパスに 1 か所、生理用品無償配布サービスを設置	令和 6(2024)年 3 月
1 号館 1 階の照明を夜間も点灯してほしい (令和 5(2023)年 5 月)	カフェ閉店後 (15 時頃) に消灯していたが、建物の施錠 (21 時頃) まで点灯時間を延長した	令和 5(2023)年 5 月
学生駐車場にミラーを設置してほしい (令和 6 年 3 月)	合流時の見通しを確保するため、ミラー設置ではなく、駐車区画を変更	令和 6(2024)年 10 月

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和 6(2024)年度に「運営会議」において、大学運営や教育研究活動の改善・向上と内部質保証の充実を図ることを目的に、学外関係者から意見・要望を聴取することを承認し、令和 6(2024)年度から実施することとした。本学の位置する豊田市の豊田市役所と社内に高等教育情報担当部署があり、高等教育に関する国の施策や大学の教育研究活動に見識のある企業に本学の取組みについて意見等を聴取した。聴取内容としては、豊田市役所に「大学運営の充実に向けた取組」「研究活動の充実に向けた取組」「地域貢献・社会貢献活動の推進に向けた取組」、教育研究活動に見識のある企業に「大学運営の充実に向けた取組」「教育、学生支援の充実に向けた取組」「学生の受入れに関する取組」とした。令和 6(2024)年度に得た意見としては、「地域貢献活動の一層の市民周知や見せる化」「キャンパス間の学生サービスの格差改善」などがあり、聴取した意見・要望等はすべて学長に報告し、「学長室会議」で共有、関係部局で改善等を検討し、次年度の事業計画に反映させている。学外関係者から意見・要望の聴取は令和 7(2025)年度以降も年 1 回実施し、大学運営や教育研究活動の改善・向上と内部質保証の充実に活用していく。

また、教育の質保証の実効性を高めるため、令和 7(2025)年度から、産業界との連携強化に向けた新たな取組みを開始している。具体的には、各学科において、卒業生の就職実績及び今後の就職先として期待される企業に対し、本学の三つのポリシー及びカリキュラムを中心とした本学の取組みについて意見を伺う機会を設けている。この取組みを通じて得られた企業からの意見や要望は、「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針 (アセスメント・プラン)」に基づく評価指標として活用し、教育内容の改善及び教育の質保証の向上に反映させる仕組みを整備している。このように、本学では産業界との対話を通じて得ら

れた意見等を教育改善に活かすことで、社会のニーズに応える人材を育成している。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、三つのポリシーを基にした教育研究活動及びその管理運営に関わる内部質保証を担保するため、全学的な PDCA サイクルを確立し、継続的な改善・向上に向けた取組みを推進している。

平成 30(2018)年度には、本学の使命・目的及び三つのポリシーに基づく教育の質保証体制を強化するため、全学的な審議機関として「教育向上会議」を設置した。学長を議長とし、副学長、学部長等、研究科長らが参加する本会議を中心として、教育課程の体系的な編成と、その継続的な改善・向上を図る仕組みを整備している。本会議では、IR データを共有して教育活動の現状を把握し、教育効果を向上させるため、進級基準の適切な見直し等を行っている。また、教育課程を変更する際には、三つのポリシーとの整合性を検証したうえで、改正について審議している。

令和 6(2024)年度には、教育の質保証に関する取組みをさらに発展させ、「教育向上会議」において「愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針」及び「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」を策定した。これらの方針に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成に向けたカリキュラムの充実を図るとともに、教育の質向上に向けた実効性のある点検・評価を実施している。この点検・評価は次年度以降も継続的に実施することとしており、その結果を教育改善に活用する仕組みを確立している。

また、令和元(2019)年度に受審した大学機関別認証評価で通知された、改善を要する点及び参考意見（いずれも大学のみで通知された事項）については、「自己点検・評価委員会」において関係部局に対し、達成目標、実施期間、体制、事業実施に必要な経費等を示す「アクションプラン計画書」の作成を指示した。作成された「アクションプラン計画書」は、「自己点検・評価委員会」委員で確認し、関係部局はこの「アクションプラン計画書」の改善計画に沿って改善に努めた。

改善計画については、本法人の中期経営計画に基づき作成している事業計画に取り入れ、事業報告書においても改善状況等を記載することにより、毎年度、改善の進捗状況を確認し、適切に計画を遂行している。事業報告書については、本法人ウェブサイトにおいて学外に広く公表している。

改善を要する点として通知された「大学院においては、継続的な定員超過の専攻があり、定員増の計画に基づいた改善が必要である。」に対しては、令和 2(2020)年度の「学長室会議」において収容定員の見直しについて検討を開始し、同年度 3 月の「大学協議会」において変更案が承認された。収容定員変更は令和 4(2022)年度の入学者から適用され、大学機関別認証評価受審時の大幅な定員超過については改善されている。

参考意見については、関係部局において「アクションプラン計画書」の改善計画に沿って改善を行い、令和 6(2024)年度末時点では、バリアフリー化の計画 1 件を除くすべての計画を実行し、改善した。なお、残る 1 件についても、継続して改善案を検討している。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「愛知工業大学自己点検・評価委員会規程」に定められている3年に1度の自己点検・評価に加え、令和4(2022)年度から、「評価基準チェックリスト」を用いた簡易的な自己点検・評価を毎年度実施している。改善が必要な項目については、「自己点検・評価委員会」から学長に上申している。「教育向上会議」や「学長室会議」において改善を要する項目についての改善策を審議・決定し、学長が関係部局へ改善の指示を行うことで内部質保証を推進している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6(2024)年度に実施した「評価基準チェックリスト」を用いた簡易的な自己点検・評価において、学外者からの意見、要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築がなされていないという評価結果となり、早急に改善することとした。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学外関係者からの意見、要望をくみ上げ、教育研究活動や大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築について、令和6(2024)年度に大学の管理・運営に関する重要な提案及びその執行を行う「運営会議」において承認し、学外関係者からの意見等の聴取を実施した。聴取した意見・要望等はすべて学長に報告し、「学長室会議」で共有、関係部局で改善等を検討し、次年度の事業計画に反映させている。学外関係者からの意見・要望の聴取は令和7(2025)年度以降も年1回実施し、大学運営や教育研究活動の改善・向上と内部質保証の充実に活用していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

確かな学識と豊かな人間性を合わせ持ち、かつ優れたコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、大学全体のアドミッション・ポリシーのもと、学部・学科及び研究科・専攻ごとに専門分野の特色を表すことによって、アドミッション・ポリシーを明確かつ具体的な表現で定めている。アドミッション・ポリシーは、受験生、保護者、高等学校進路指導教員及び社会等に対して、学生募集要項及び本学ウェブサイトにより周知している。また、より詳細な教育研究内容を紹介するために、教育施設・設備や教育支援体制、在学生、卒業生の体験等を、大学案内、学部パンフレット、雑誌、新聞、各種広告、本学ウェブサイト等を通じて積極的に情報を提供している。

また、高等学校に対しては教員を対象とした説明会を各地区において実施し、前述の情報に加えて、入試状況、アドミッション・ポリシーが記載された資料を配布するとともに、本学教職員が直接高等学校を訪問するなど、情報提供に努めている。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、5つの素養（「本学の建学の精神に対する理解、共感」「自主的に学ぶ意欲」「知的好奇心と柔軟な思考力」「社会に貢献しようとする強固な意思」「困難な状況を克服しようとするチャレンジ精神」）及び学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を合わせ持つ学生を選抜するため、表3-1-1のとおり多様な入学者選抜を実施している。

表3-1-1 令和7(2025)年度における入学者選抜の実施について

選抜区分	入試制度	入学者選抜の趣旨
一般選抜	前期日程A方式	本学において専門知識を学ぶための「知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って学ぶ態度」が身についているか、筆記試験を重視して選抜を行う。
	前期日程M方式	
	前期日程Aw方式	
	後期日程M方式	
大学入学共通テストを利用する入試	共通テスト1期C方式	本学において専門知識を学ぶための「知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って学ぶ態度」が身についているか、本学が学部ごとに指定する大学入学共通テストの教科・科目の得点を利用して選抜を行う。
	共通テスト2期C方式	
	共通テスト3期C方式	
	共通テストプラスA方式	
	共通テストプラスM方式	
学校推薦型選抜	一般推薦入試	学校長の推薦を踏まえ、本学において専門知識を学ぶための「主体性を持って学ぶ態度、思考力・判断力・表現力」が身についているか、小論文、面接等を重視して評価し、高等学校等から提出される書類等、面接における口頭試問などで「知識・技能」の評価を加え総合的な選抜を行う。
	女子学生推薦入試	
	スポーツ推薦入試	
	工学部推薦入試	
	経営情報システム推薦入試	
	指定校推薦入試	
	特別指定校推薦入試	
	名電高大接続入学審査	
	名電普通科推薦入試	
	名電理系推薦入試	
	名電文系推薦入試	
	名電中高一貫推薦入試	
スポーツ奨学生入試		
留学生入試	外国人留学生入試	本学において専門知識を学ぶための「知識・技能」が身についているか、日本留学生試験の成績を利用して評価し、面接において「主体性を持って学ぶ態度、思考力・判断力・表現力」、基礎知識などの評価を加え、総合的な選抜を行います。
帰国生徒入試 同窓生入試	帰国生徒入試 同窓生の子を対象とする 特別入試	本学において専門知識を学ぶための「主体性を持って学ぶ態度、思考力・判断力・表現力」が身についているか、小論文・面接を重視して評価をし、高等学校から提出される書類等、面接における口頭試問にて「知識・技能」の評価を加え、総合的な選抜を行います。

編入学試験等	編入学試験 1期 編入学試験 2期	専門学校、短期大学、大学等の学修により身に着けた「知識・技能」と、それを活用する「主体性を持って学ぶ態度、思考力・判断力・表現力」が身についているかを筆記試験、面接により評価を行い総合的な選抜を行う。
--------	----------------------	--

一般選抜の問題作成と採点に関する事項は、「愛知工業大学入学者選考に伴う学力検査の問題作成と採点に関する規程」に則り実施し、学内で入試問題の作成及び採点を行っている。また、入学試験を公正に実施するため、「愛知工業大学入学者選考に伴う学力検査実施体制及び検査場に関する要項」を定め、実施している。

合否の判定は、全学教授会の代議員会である「合否判定会議」で行い、この「合否判定会議」は、学長を議長として、副学長、学部長、基礎教育センター長、学科長、副学科長、教室長、入試センター長、問題作成委員長及び各学科・教室から選出された教員1人等で構成する全学的かつ機能的なものとなっており、公正かつ妥当な方法で判定している。

なお、年度内全ての入学試験が終了後、入試制度別の合格者数、手続き者数、入学者数、辞退者数について、「入試委員会」で審議後、教授会に報告している。

これら入学者の選考に関する事項等は、学長を議長とする「入試委員会」にて審議しており、「入試委員会」の小委員会である「入試企画委員会」では、事前に入学者の選考に関する制度の企画、入試広報に関する事項、その他入学者の選考に関する事項等の検討を行っている。

また、年度ごとの入学者を入試制度別の区分けで追跡調査を卒業まで実施し、次年度以降の入試制度の検証を行っている。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員を確保するため、「合否判定会議」において、入試データを基に合格者を決定しているが、辞退者の予測が困難となってきたため、定員を超えている年度がある。その場合、教員の配置、クラス分け授業の実施等、入学後の学修環境に影響が出ないように配慮している。

また、定員の超過が大きい学科については、次年度以降の入学者数の是正に努め、収容定員の超過率に留意している。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担により、協働や組織的な連携体制を確保、教育研究に係る責任の所在の明確化を図るため、令和 5(2023)年 4 月に「愛知工業大学教育研究実施組織等規程」を定めた。同規程の第 1 条において学生が自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、学内の有機的な連携を図るため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織等を編成することとしている。

本学の学修支援体制は、上記規程に定めるとおり、教学センター、学習支援センター、キャリアセンター、みらい工房からなる学生支援本部を組織し、本部長を副学長が務めている。「学生支援本部委員会規程」に定められている「学生支援本部委員会」は、各センター及びみらい工房間の連携及び協力を図り、また、学修支援、学生生活支援、キャリア支援等の学生支援に関する重要事項の審議にあたるとしている。同委員会は、学生支援本部長を始め、各センター長、各センターの事務長、学生支援本部長が指名する者を構成員としている。

「学生支援本部委員会」は、規程に基づき学修支援の方針・計画を定めるとともに、学生生活支援及びキャリア支援の方針・計画についても審議を行い、計画履行のための連絡調整機能も担っている。加えて、「学生支援本部委員会」で調整・審議された事項については、「教務委員会」、「学生委員会」及び「キャリア支援委員会」を通じて学内全体に展開している。

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、TA(ティーチング・アシスタント)制度と学部生等による SA(スチューデント・アシスタント)制度を設け、効果的な学修支援体制を整備している。TA については、「愛知工業大学ティーチング・アシスタント実施要領」に基づき運用を行っており、各科目担当教員の指導の下で、学部学生に対する教育補助業務に従事させている。TA の採用に際しては、学科が「必要理由書」及び「採用計画書」を学長に提出することとしており、大学院生の本来の学修に支障が生じないように、原則として週 2 コマ、連続して開講する科目 3 コマまでに制限し、担当授業コマ数を適切に管理している。

一方、SA は学部生を主体として構成し、演習及び実習、教育研究活動、修学支援環境整備の補助業務に従事させることで、きめ細かな学修支援体制を実現している。

さらに、本学は、「ものづくり」の教育を柱とした実学教育を展開しており、必要に応じて各学科に専門職で機器の取扱いに長けている技術職員を配置し、実験実習の準備、機器の点検及び教員とともに実験実習の指導等を行い、学修支援の充実を図っている。

また、学生が授業内容等について教員に直接質問できる機会を確保するため、平成 29(2017)年度より非常勤教員を含めた全教員がオフィスアワーを設定している。各教員のオフィスアワーの実施時間及び場所については、シラバスに明記することで、学生が容易に確認できる環境を整備している。この全学的なオフィスアワー制度の実施により、学生と教員との直接的なコミュニケーションの機会を確保している。

障がいのある学生が円滑に修学できる環境を整備するため、平成 30(2018)年に「愛知工業大学障がいのある学生の修学支援に関する規程」及び「愛知工業大学障がいのある学生

の修学支援に関する基本指針」を制定した。これに基づき、同年度中に具体的な支援の指針を示すマニュアルを整備し、障がいのある学生に対する修学支援を体系的に実施している。

令和 3(2021)年度には、障がいのある学生が修学支援を円滑に受けられるよう、「合理的配慮申請要項」を作成し、支援を希望する学生が申請しやすい環境を整備した。また、教職員及び学生に対して、修学支援に関する手続きの流れを分かりやすく示し、支援の実施体制を強化した。

加えて、同年度には聴覚障がいのある学生への支援として、外部講師を招いて PC ノートテイカー（口述筆記）の学生ボランティアを養成し、聴覚障がいのある学生が講義内容を適切に理解できる環境を整備した。このように、本学では障がいの特性に応じた合理的配慮を実施し、学修機会の保障に努めている。

また、中途退学、休学及び留年の予防についても、多面的な対策を講じている。具体的な取組みとして、保証人に対して学期ごとの成績を郵送する際、「4年間で卒業するための標準修得単位数について」と題した資料を同封している。この資料には、進級及び卒業に必要な単位数を明示するとともに、単位の修得状況に応じた段階的な留年リスクの説明を記載しており、学生及び保証人が現状を適切に把握し、早期に相談機会を設けることを促している。特に新生に対しては、前期成績発表後の9月以降、成績不振（GPA（Grade Point Average）1.0未滿）の学生を対象として、教務・学生サービス課の職員による面談機会を設定している。この面談では、学生の現状把握と今後の学修方針に関する具体的なアドバイスを行うことで、学修意欲の維持・向上を図っている。

学習支援センターにおいては、教員と職員が協働して専門教育における基礎的科目及び総合教育科目を中心とした学習相談及び支援を実施している。低学年次学生が専門教育科目の学修段階で躓くことを防ぐため、各学生の学修状況を把握したうえで個別の学習指導を行うなど、早期から継続的な学習支援を展開している。

令和 7(2025)年度からは、専門教育科目について上級年次の学生が下級年次の学生を指導する「ピア・サポート制度」を新たに導入し、支援体制の一層の充実を図っている。

また、「愛知工業大学後援会」の懇談会を活用し、学科の教員が、保護者との面談を通じて学生の成績や進路について情報共有を行い、学修支援につなげている。こうした取組みにより、休学や退学に至る前段階での早期の対応が可能となり、中途退学等の予防に寄与している。

以上のように、本学では成績通知による警告の仕組み、職員による個別面談、学習支援センターでの予防的支援、ピア・サポート制度等により、中途退学、休学及び留年の防止に向けて多面的に支援を行っている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、「ものづくり」を柱とする実学教育に取り組みながら専門教育の充実を図っている。また、アフターコロナや技術革新に伴う経済・社会構造の変化が著しかった昨今、多様化する社会に対応できる人材を育成するため、キャリア支援においても教育課程内外において多角的な取組みを行っている。

平成 23(2011)年度には、「愛知工業大学教育研究活性化推進プロジェクト」の「就業力育成プログラム」により、本学の「就業力」を定義し、正課内と正課外の様々な取組みによって就業力を育成することを目的に、学内における就業力の育成に関する取組みを集約・整理するとともに、今後の就業力育成の方策を検討した。その他にも、低学年の導入教育の実施と実践的な人材の育成を目標として、平成 20(2008)年度から全学的に共通教育科目を設け、その中でコミュニケーション能力を養う「日本語リテラシ」、IT 技術を養う「情報リテラシ」、技術者としての倫理観を養う「技術者倫理」等を整備した。

平成 29(2017)年 12 月には、より質の高いキャリア教育の実現を目指し、教育課程内外を通しての全学的なキャリア支援体制を構築するため、学長の指示の下、キャリアセンター長が中心となり、全学的なキャリア教育の指針を検討するための「キャリア教育検討会議」を設置し、令和 2(2020)年 4 月から低学年（全学部 2 年次教育）のキャリア教育科目を新設した。

以上のように、教育課程において、職業観・就労意識の醸成を目的とする「インターンシップ」や、人間性と専門性の教育を統合するための「キャリア教育」に関する科目として卒業後の方向性を意識付ける「キャリア意識形成」及び「キャリアデザイン」等、学士力育成と社会的・職業的自立を促す科目を整備している。

なお、「キャリア意識形成」及び「キャリアデザイン」は、令和 4(2022)年度の教育課程の見直しに伴い、共通教育科目から専門教育科目に変更し、各学部・学科の意向も踏まえた内容を反映できるよう整備を進めている。

教育課程におけるキャリア教育のうち「インターンシップ」については、全学部・全学科の教育課程に配置し、実践的技術感覚を体得させるとともに、社会人としての人間性を養い、将来の職業適性について考える機会を得ることを目的に、毎年 2 回（春季と夏季）実施している。その実施にあたっては「愛工大インターンシップの手引き」を基に、事前研修を義務付け参加意識の向上を図りながら実習体験に導き、終了後には事後研修により体験と学びを振り返るとともに、学生生活で取り組むべき課題を明確にできるように整備している。

また、令和 4(2022)年 6 月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3 省合意）が改正されたことを受け、インターンシップへの参加にあたり学生に誤解や不利益が生じないように、教育課程外のインターンシップ等への参加時を含め、きめ細かな指導を実施している。なお、本学のインターンシップ制度は、在学期間中どの学年でも参加できる制度としており、自らの将来を具体的にイメージできるように複数回の参加も可能にしている。過去 3 年間のインターンシップ実績は表 3-3-1 のとおりである。

表 3-3-1 過去 3 年間のインターンシップ実績

年度		受入企業数（社）	参加者数（人）
令和 4(2022)年度	夏季	286	561
	春季	39	62
令和 5(2023)年度	夏季	274	505
	春季	23	41
令和 6(2024)年度	夏季	188	244
	春季	32	43

以上のように、学士力育成と社会的・職業的自立を促す科目を整備していることから、キャリア教育を教育課程に取り入れ、適切に実施していると自己評価する。

②キャリア支援体制の整備

就職活動時期の早期化・分散化が進む中で、低学年から段階的に自己理解と職業理解を深め、より質の高い進路選択を行えるようにしていくことが課題となっている。こうした中で、キャリアセンターでは、キャリア支援に関わる全学的な施策を推進することで、学生一人ひとりの人間力と専門性の成長を促し、自立した社会人として活躍できるよう、多角的な視点で支援を展開している。

令和 5(2023)年 11 月には、キャリアセンターの事務組織である「キャリア支援グループ」を、大学入学初年次から学部卒業及び大学院修了まで学生と関わる「キャリア形成支援グループ」と、主に学部 3 年次の就職支援から学生と伴走する「進路・就職支援グループ」に改編し、自由ヶ丘キャンパスにおいて両グループの役割を担っている「自由ヶ丘オフィスグループ」と併せて 3 つのグループ体制とした。各グループが各々のミッションを遂行しつつ密接に連携しながら、大学入学初年次から学部卒業及び大学院修了までのキャリア形成支援をさらに充実させ、進路先に対する満足度の向上を目指している。

また、こうした支援や施策を全学的に円滑に推進できるよう、各学科・専攻から選出された就職担当教員及び就職専門委員と密接な連携を図るとともに、教員とキャリアセンター職員等で構成される「就職委員会」や「インターンシップ運営委員会」、さらには学生支援の運営に関する連絡調整を行う組織として大学の学生支援に関わる各部局で構成する「学生支援本部運営委員会」において、キャリア支援に係る活動内容の方針や進捗、課題の共有を行ってきた。令和 7(2025)年 2 月には、「愛知工業大学におけるキャリア支援の方針・計画」の策定を行い、これらの方針・計画等に基づき、各学科・研究科等と連携する中で大学入学初年次から学部卒業及び大学院修了までの計画的・体系的なキャリア支援を推進することとした。これに伴い、キャリア支援に係る会議体についても、令和 7(2025)年 4 月から「就職委員会」と「インターンシップ運営委員会」を統合し、「キャリア支援委員会」に、「学生支援本部運営委員会」を「学生支援本部委員会」に名称変更を行った。このように大学全体としてのキャリア支援体制を整えることにより、前述の「愛知工業大学におけるキャリア支援の方針・計画」等の実現を目指していくこととしている。

以上のように、本学では、キャリアセンターを主体としながら、教職協働による教育課

程内外のキャリア支援体制を整備している。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活指導・支援、厚生施設の運営・管理、課外活動支援、国際交流支援、奨学金等の経済的支援、学生寮・留学生寮の運営を教学センター学生サービスグループが担当しており、学生生活の安定のための様々な取組みを行っている。

平成 30(2018)年 4 月に「中期経営方針に関する教学センターの対応」、平成 30(2018)年 5 月に「教育改革・学生支援戦略に関する取組」を学生委員会において定め、4 年計画で 4 つの施策に取組んだ。

また、令和元(2019)年 5 月には「教育改革・学生支援戦略に関する取組—施策別ロードマップ—」(図 3-4-1)を作成し、施策の取組状況を可視化した。

教育改革・学生支援戦略に関する取組
施策別ロードマップ

12の大項目	22の小項目	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度以降	主な関連部署等
施策1 障がいのある学生の修学支援の推進 ～障がいのある人もない人も共に生きる社会～							
(1) 修学支援体制の強化	①学生サービスグループ・保健室・学生相談室の連携を強化し、情報共有や手続き方法の一本化を図る。 ②各学科・基礎教育センターと教学センターの連携を強化し、支援計画に基づいた迅速な支援を実施する。 ③支援内容を例示するなど、支援を受ける学生が支援の内容をイメージしやすい工夫をする。						各学科・基礎教育センター 教学センター
(2) 支援に係る人材の充実	①保健師・カウンセラーの安定的な人材確保を目指す。 ②教職員への障害学生支援について啓発する。 ③学生の支援者育成を目指す。						人事企画課 教員 学生
(3) 大学生生活の段階に応じた支援の推進	①受験時・在学中・キャリア支援の連携を図る。 ②名電高等学校との連携を目指す。						入試センター・キャリアセンター 名電高等学校
施策2 奨学金制度等の見直しと充実 ～安定した学びの場～							
(1) 既存の奨学金制度の見直し	①利用されていない奨学金制度の有効活用を図る。 ②複数制度を同時期に進考する際の進考方法について見直しを図る。						—
(2) 社会と連携した奨学金制度の創設	①民間企業等との奨学金制度の締結を目指す。 ②愛名会・関係企業における奨学金制度の創設を図る。						— 愛名会・キャリアセンター
施策3 部活動への大学の主体的な関わり ～豊かな人間性の涵養～							
(1) 部活動運営資金の透明化	①学生会及び部活動における会計をチェックする仕組みを構築する。						会計課
(2) 公認団体の認定基準及び補助金配分基準の再整備	①公認団体の定義、資格、権利を明文化する。 ②配分目的の明確化と目的に沿った配分基準を設定する。						—
(3) 部活動における危機管理	①大学・顧問・指導者の役割と責任を明文化する。 ②怪我・事故の予防策を策定する。 ③不測の事態が発生した際の対応マニュアルを策定する。						クラブ顧問 クラブ顧問
(4) 課外活動施設の再整備	①老朽化しているクラブハウス3棟を再整備する。 ②体育施設でない課外活動施設の整備を検討する。						クラブ顧問 施設企画課 施設企画課
(5) 合宿寮の在り方	①寮生活の意義・在り方について意見交換する。 ②規律の遵守・運営方法について検討する。 ③アスリートの栄養管理について検討する。						合宿寮運営委員会 合宿寮運営委員会 合宿寮運営委員会
施策4 学生の要望に基づき教育環境の整備 ～学生と共に歩む大学～							
(1) 収集した意見・要望を適切に反映する仕組み	①収集した意見・要望から、反映させるべき課題を見出し、学内関連部署で検討する体制を構築する。						学生生活指導課
(2) 学生生活満足度を点検する仕組み	①学生生活満足度調査を実施するため、集計・分析方法を検討する。						学生生活指導課

H30年度計画
R1年度実施
R2年度計画

図 3-4-1 教育改革・学生支援戦略に関する取組—施策別ロードマップ—

その後、令和 2(2020)年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応のため、すべての項目において予定どおり実施することができなかったが、取組み完了または継続

中の施策を表 3-4-1 のとおり示す。

表 3-4-1 教育改革・学生支援戦略に関する取組状況

大項目	小項目	取組状況
障がいのある学生の修学支援の推進 ～障がいのある人もない人も共に生きる社会～		
修学支援体制の強化	学生サービスグループ・保健室・学生相談室の連携を強化し、情報共有や手続き方法の一本化を図る。	【取組完了】 令和元(2019)年度に相談窓口を学生サービスグループに一本化し、対応手順マニュアルを作成、周知した。
	各学科・基礎教育センターと教学センターの連携を強化し、支援計画に基づいた迅速な支援を実施する。	【取組完了】 対応手順マニュアルに基づき、教学センター(保健室や学生相談室を含む)と各学科・基礎教育センターが情報共有を行い、支援計画に基づき迅速な支援が実行できるようにした。
	支援内容を例示するなど、支援を受ける学生が支援の内容をイメージしやすい工夫をする。	【取組完了】 令和 3(2021)年度に合理的配慮申請要項を作成し、具体的な支援例を掲載することで、支援内容をよりイメージしやすいようにした。
支援に係る人材の充実	保健師・カウンセラーの安定的な人材確保を目指す。	【取組継続中】 現在、保健師 2 人(いずれも常勤)、カウンセラー 3 人(常勤 1 人、非常勤 2 人)体制で運営をしているが、特に学生相談の件数が年々増加傾向にあることから、より安定的に支援を実施できるよう人材確保に向け、学内関係部署と協議中。
	教職員への障害学生支援について啓発する。	【取組継続中】 令和 5(2023)年度に各学科教職員向けに合理的配慮に関する研修を実施し、181 人が参加した。
	学生の支援者育成を目指す。	【取組継続中】 支援を必要とする内容に応じて学生支援者の育成を実施するが、

		令和 3(2021)年度には PC ノートテイクカーボランテニアを養成し、支援者育成の体制を確立した。
部活動への大学の主体的な関わり ～豊かな人間性の涵養～		
部活動運営資金の透明化	学友会及び部活動における会計をチェックする仕組みを構築する。	【取組完了】 令和元(2019)年度から、各部活動の会計を 3 か月ごとにチェックする体制を構築し、領収書、通帳、出納簿等を確認することで部活動運営資金の透明化を実現した。また、令和 6(2024)年度からは学友会の会計も年 1 回チェックする体制を構築し、各委員会が作成する出納簿に基づき、領収書、通帳等の確認も行っている。
公認団体の認定基準及び補助金配分基準の再整備	公認団体の定義、責務、権利を明文化する。	【取組完了】 令和 2(2020)年度に「クラブ活動に関する規程」を定め、公認団体の定義、責務、権利及び大学・顧問・指導者の役割と責任を定めた。また、同年に「後援会クラブ活動補助金取扱細則」を定め、補助金の配分目的を明文化するとともに、具体的な配分基準を設定した。
	配分目的の明確化と目的に沿った配分基準を設定する。	
部活動における危機管理	大学・顧問・指導者の役割と責任を明文化する。	【取組継続中】 予防策の策定には至っていないが、毎年 3 月に実施しているリーダー研修において、応急手当講習(消防本部職員による AED 実技講習を含む)を実施するとともに、事故発生時の対応を説明している。 【取組継続中】 リーダー研修において、事故発生時の対応や AED 設置場所について図を用いて説明するとともに、これらについて記載された資料「2025 クラブ活動に関する学内
	怪我・事故の予防策を策定する。	
	不測の事態が発生した際の対応マニュアルを策定する。	

		手引書」を大学ポータルシステム「L-Cam (エルキャン)」にて教職員・学生に公開して、いつでも自由に閲覧できるようにしている。
課外活動施設の再整備	老朽化しているクラブハウス 3 棟を再整備する。	【取組継続中】 令和 6(2024)年度には再整備の内容について具体的に検討し、学内関係部署と協議中。
	体育施設でない課外活動施設の整備を検討する。	【取組継続中】 令和 3(2021)年度に学外にあるヨット艇庫を再整備した。 また、令和 5(2023)年度にはみらい工房に新たな工作機器を導入する等、課外活動環境を整えた。 体育施設でない課外活動施設の整備については、関係部署と連携して計画的に整備ができるよう検討を続けている。
合宿寮の在り方	寮生活の意義・在り方について意見交換する。	【取組継続中】 学生サービスグループと入寮クラブの指導者が寮生活の意義・在り方について適時意見交換を行っている。
	規律の遵守・運営方法について検討する。	【取組継続中】 入寮クラブの指導者との意見交換の結果に基づき、運営方法を適時検討している。また、定期的に大学ポータルシステム L-Cam にて規律の遵守について学生に周知するとともに、クラブ指導者からも注意喚起をしている。
	アスリートの栄養管理について検討する。	【取組完了】 令和 3(2021)年度に、アスリート向けの食事を提供する業者へ給食業務を委託し、朝夕の食事で栄養面からアスリートを支援する環境を整えた。
学生の要望に基づく教育環境の整備 ～学生と共に歩む大学～		

収集した意見・要望を適切に反映する仕組み	収集した意見・要望から、反映させるべき課題を見出し、学内関連部署で検討する体制を構築する。	【取組完了】 令和 5(2023)年度から学友会と 3 か月に 1 回程度意見交換会を実施しており、学生から収集した意見・要望を吸い上げる体制を構築した。改善すべき点については、学内関係部署と連携して実施に向けて検討をしている。
----------------------	---	--

また、令和 7(2025)年には学生生活の支援に関する方針「愛知工業大学の学生生活支援について」を定め、この方針に則り学生生活に関する様々な支援計画を立案するとともに、課外教育、学生相談、学生の厚生福祉、保健管理に関する事項を審議・検討するため、各学部・学科等の教員各 1 人を含む委員で構成する学生委員会を月 1 回開催し、学科等の意見を反映しながら、学生生活安定のための支援を行っている。

さらに、学生支援本部の下に組織されている教学センター、学習支援センター、キャリアセンター、みらい工房の各部局における重要事項については、学生支援本部委員会において審議し、学生生活の安定のために連携を図っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援、奨学金などの経済的支援の取組みについては以下のとおりである。

○学生生活支援

学生生活支援に関する取組状況を表 3-4-2 のとおり示す。

表 3-4-2 学生生活支援に関する取組

取組	内容
100 円朝食の実施	平成 27(2015)年度から開始した 100 円朝食は、学期を通じて授業開講日に「セントラル食堂」「馬鹿坊」「アロハカフェ」「自由ヶ丘食堂」で実施している。(食数限定)朝食をとることで学生生活の基本となる生活リズムを整えることができ、また、100 円で提供することで経済的な負担を軽減している。令和 6(2024)年度は年間 22,821 食を提供した。
自動開閉式サニタリーボックスの設置	令和 7(2025)年 4 月には八草キャンパス 5 か所に自動開閉式サニタリーボックスを設置し、より衛生的に利用できる環境を整えた。 また、自動開閉式サニタリーボックスとともに生理用品も設置し、より多くの場所で生理用品を自由に手に取れるようにした。
給水スポット（ウォータースタンド）設置	令和 4(2022)年 9 月に、マイボトルに冷水と常温水が無料で給水できるスポットとして、ウォータースタンドを

取組	内容
	八草キャンパスに4か所、自由ヶ丘キャンパスに1か所設置した。また、学生から給水スポット増設の要望が多かったことを受け、令和7(2025)年5月には八草キャンパスに給水スポット1か所を増設し、ペットボトル飲料の購入を減らすことで脱プラスチックを推進するとともに、飲料水購入に係る学生の経済的負担を軽減している。
ストレッチ機器設置	勉強や研究で疲れた体をリフレッシュしたり、可動域を広げてスポーツ系クラブに所属する学生の運動時のケガのリスクを低減することを目的に、令和6(2024)年5月に八草キャンパスにストレッチ機器を4台設置し、学生の健康増進や学習効率の向上等、より快適な学修環境を提供している。

○課外活動支援

学生同士、学生と教職員の交流を深めることを目的として昭和56(1981)年から開催している駅伝大会は令和6(2024)年度で第44回を数え、92チーム465人が参加して交流を深めた。

また、本学公認クラブ(令和7(2025)年4月時点73団体)を対象に、毎年、活動費を補助しており、令和6(2024)年度に活動費の補助を希望した35団体に10,229,000円を支給した。

○奨学金・授業料減免

本学独自の奨学金制度は8種類あり、すべて給付型である。また、授業料減免は1種類で、令和6(2024)年度の各制度の支給・減免対象者数は表3-4-3のとおりである。

表 3-4-3 令和6(2024)年度 奨学金支給・減免対象者数

奨学金・減免制度	対象者	採用人数 (令和6年度)
選抜奨学生	前期日程入募集人員の上位5%	0人
成績優秀奨学生	前年度末までの学業成績が極めて優秀な者(各専攻1人)	42人
瑞若会奨学生	前年度末までの学業成績が優秀な者(各専攻1人)	42人
高大接続奨学生	愛知工業大学名電高等学校を卒業し愛知工業大学に入学した学生のうち、学業成績が特に優秀な者及び一芸に特に秀でている者	9人

奨学金・減免制度	対象者	採用人数 (令和6年度)
スポーツ奨学生	高等学校における競技実績が所定の成績を収めたもの	125人
名古屋電気学園後藤すゞ子先生奨学金	就学のあるにもかかわらず、学資負担に困難を生じた学生	6人
博士前期課程一般入試成績優秀奨学金	一般入試を優秀な成績で入学した者	11人
博士後期課程授業料減免	入学者選抜時の学力試験・面接の成績及び出願時提出書類により大学院運営委員会で選考された者	12人
博士前期課程外国人成績優秀奨学金	大学院外国人留学生選考を優秀な成績で入学した者	1人

また、財団や地方公共団体等の奨学金は7団体、13人が採用（令和6(2024)年度実績）されており、学生が希望する奨学金制度に応じて必要な支援、手続きを行っている。令和6(2024)年度に本学学生が採用された財団・地方公共団体等の奨学生制度は表3-4-4のとおり。

表3-4-4 令和6(2024)年度に本学学生が採用された財団・地方公共団体の奨学生制度

奨学金名称（種別）	主な応募資格	採用人数
一般社団法人あしなが育英会（貸与）	父母が病気や災害、自死などで死亡または保護者が1級から5級の障害認定を受けている者	1人 (学部1年次)
公益財団法人キーエンス財団（給付）	2024年4月1日現在、23歳以下である者	3人 (学部2年次1人、学部3年次2人)
公益財団法人交通遺児育英会（貸与）	保護者が交通事故で死亡・重度後遺症となった家庭の子	1人 (学部2年次)
公益財団法人大幸財団育英奨学生（給付）	2024年度に学部2年次以上であること	1人 (学部2年次)
公益財団法人大幸財団学芸奨励生（給付）	2024年度に博士前期課程2年次以上であること	2人 (大学院博士前期課程2年次1人、大学院博士後期課程3年次1人)

奨学金名称（種別）	主な応募資格	採用人数
公益財団法人横山育英財団（給付）	経済的理由により支援が必要と認められる者	3人 （学部4年次1人、 大学院博士前期課程 1年次1人・2年次1 人）
公益財団法人リンナイ奨学財団（給付）	経済的理由により支援が必要と認められる者	2人 （学部1年次1人、 博士前期課程1年次 1名）

○八千草寮（学生寮・女子寮）及び合宿研修施設（合宿寮）

本学八草キャンパス内には学生向けの寮が3棟あり、共同生活を行っている。

食堂も併設されており、栄養バランスの良い朝夕の食事を決まった時間にとることで、生活リズムを整えて学校生活の充実を図っている。令和7(2025)年5月1日時点の入居者数は表3-4-5のとおり。

表 3-4-5 学生寮入居者数（令和7(2025)年5月1日時点）

寮の種類	対象者	入居者数
1号棟（八千草寮）	学部1年生男子	70人
1号棟（女子寮）	スポーツ奨学生を有するクラブに所属する女子学生	7人
2号棟（合宿寮）	スポーツ奨学生を有するクラブに所属する男子学生	45人
3号棟（合宿寮）	スポーツ奨学生を有するクラブに所属する男子学生	61人

○国際交流会館（留学生寮）

本学八草キャンパス内には留学生向けの寮が1棟あり、長期及び短期滞在の留学生や共同研究のために日本に滞在する外国人研究者が宿泊できる施設である。

居室はすべて個室で32室あり、ベッド・机・椅子等の家具が備え付けられている。共有スペースにはキッチンやラウンジもあり、留学生同士の交流の場としての役割も担っている。

○国際交流支援

本学に留学している学生と日本人学生との交流を深めるため、定期的に交流会を開催している。コロナ禍では交流が一時途絶えていたが、令和4(2022)年度から少しずつ交流を再開し、令和6(2024)年度は、7月に郡上ツアーを開催して留学生8人、日本人学生6人が参加した。

また、11月に実施した駅伝大会では、留学生と日本人学生、教職員が合同チームで参加することで交流を深めた。

○保健室、学生相談室

保健室及び学生相談室は学生サービスグループ内に組織されており、学生サービスグループ・保健室・相談室が密に連携を図ることで、心身に関する支援を総合的に行っている。保健室では、学生の健康診断及び身体的な相談や病気・ケガへの対応を行っており、八草キャンパス及び自由ヶ丘キャンパスともに看護師が常駐している。令和6(2024)年度に保健室を利用した件数（学生のみ）を表3-4-6のとおり示す。

表 3-4-6 令和 6(2024)年度保健室利用件数

利用内容		利用件数	%
傷病※	内科	145	9.1
	外・整形	131	8.3
	皮膚	29	1.8
	耳鼻	4	0.3
	婦人	7	0.4
	その他	194	12.2
検査	血压	207	13.1
	尿	266	16.8
	計測	19	1.2
	その他	499	31.5
その他	健康相談	70	4.4
	保健指導	0	0.0
	学校医診察	14	0.9
計		1,585	100.0

※休養（49件）・受診勧告（112件）・病院搬送（25件）を含む

また、八草キャンパス学生相談室には専門資格を有した職員が常駐しており、必要に応じて自由ヶ丘キャンパス学生相談室に出向き相談に応じている。令和6(2024)年度に学生相談室を利用した件数（教職員・保護者を含む）を表3-4-7のとおり示す。

表 3-4-7 令和 6(2024)年度学生相談室利用件数

相談内容	相談件数	%
大学生生活	12	12.2
学業・進路	50	51.1
対人関係	11	11.2
性格	5	5.1
コンサルテーション※	4	4.1
ハラスメント	10	10.2
健康面	5	5.1
その他	1	1.0
計	98	100.0

※コンサルテーション：教職員・保護者等への専門的助言

○合理的配慮

平成 28(2016)年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」を受け、本学では「愛知工業大学障がい学生修学支援に関する基本指針」を策定し、平成 28(2016)年度から障がいのある学生への修学支援に取り組んでいる。障がいの特性に応じた支援を行っており、合理的配慮の提供が義務化された令和 6(2024)年度に実施した支援件数は表 3-4-8 のとおりである。

表 3-4-8 令和 6(2024)年度合理的配慮の支援件数

大区分	小区分	支援件数	%
聴覚・言語障害	難聴	0	0.0
	吃音	1	2.2
肢体不自由	上肢機能障害	0	0.0
	下肢機能障害	1	2.2
	他の機能障害	1	2.2
病弱・虚弱	内部障害等	7	15.6
	他の慢性疾患	2	4.4
	I 型糖尿病	0	0.0
	片頭痛	0	0.0
	なし	1	2.2
発達障害	ASD（自閉スペクトラム症）	6	13.3
	ADHD（注意欠如・多動性障害）	8	17.8
	SLD（局限性学習障害）	1	2.2
	発達障害の重複	5	11.1
精神障害	気分障害	6	13.3
	統合失調症等	0	0.0
	神経症性障害等	4	8.9

	抑うつ、睡眠障害、適応障害	1	2.2
	他の精神障害	1	2.2
その他の障害	なし	0	0.0
計		45	100.0

また、本学で障がいのある学生への修学支援の取組みを開始した平成 28(2016)年度以降の支援件数の推移を図 3-4-2 のとおり示す。

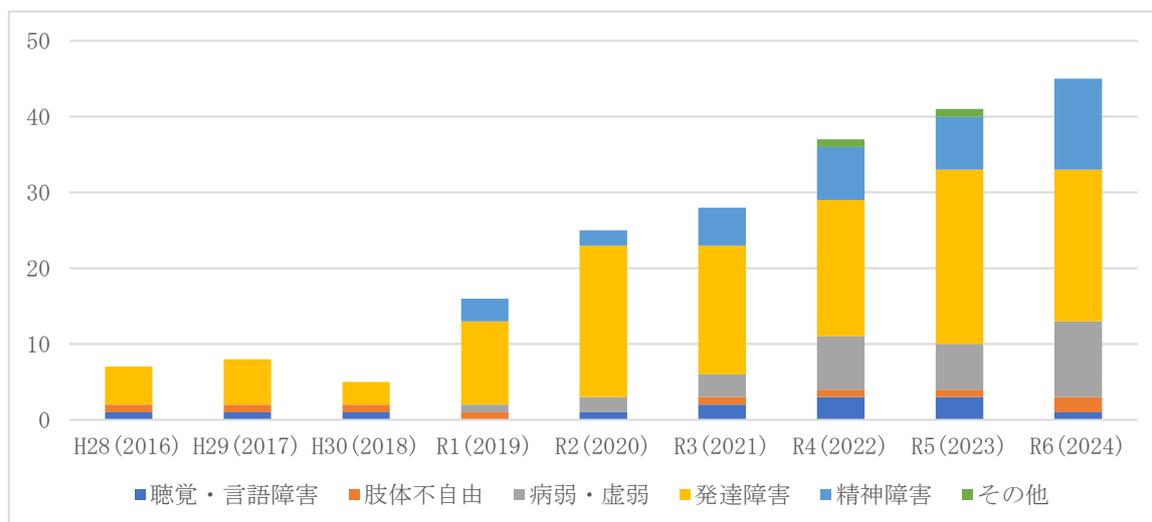


図 3-4-2 合理的配慮支援件数の推移

上記に加え、令和 6(2024)年度には、身体的な障がいがある学生のためにシャトルバス乗り場付近の段差を解消し、4号館別館3階にあったクラブ活動で使用する部室を、スロープを使用して移動が可能な4号館1階へ移転する等、個々の事情に応じた対応を行った。八草キャンパスは丘陵地に位置しており、キャンパス内には坂道や階段も多いため、正課に限らず正課外活動への参加も積極的に支援できるような取組みを継続していく。

また、トランスジェンダーの学生が健康診断を受診する際は、日時を変更するなど、学生の多様性に配慮した学生生活の支援を行うこととしている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地・校舎の面積は大学設置基準を大きく上回っており、その施設設備についても十分な質と量を有し、教育研究目的を達成するための環境を充実させている。校地・校舎等の面積は表 3-5-1 のとおり。

表 3-5-1 校地・校舎等の面積

	校地面積	校舎面積
本学	332,506 m ²	103,656 m ²
設置基準上の必要面積	52,600 m ²	49,717 m ²

学内には、学生が自由に使える屋外の多目的広場、休息や交流の場になる屋内の学生ホールやラウンジスペースを設置しているほか、令和 6(2024)年 4 月には、多様な学びに対応するラーニングcommonsを開設し、アクティブ・ラーニング室とともに、学生や社会のニーズに合わせた学修支援環境と学生生活を充実させる環境の整備を進めてきている。

専門教育においては、各学部・学科に必要な実験施設や実習施設を有している。令和 6(2024)年 1 月には、情報科学部の新しい拠点となる 14 号館が完成し、学生が実践的かつ主体的に学べる「情報科学未来創造ラボ」や「コレクティブラウンジ」において、先進的な教育研究活動が活発化している。

また、専門的かつ先端的な研究活動を推進するため、耐震実験センター、地域防災研究センター、エコ電力研究センター、総合技術研究所などを設置しており、各学科等における専門棟の実験室や実習室・製図室については、研究や実験・実習内容の変化に対応して改修や更新を進めている。

自由ヶ丘キャンパスにおいては、本館と別館の 2 棟により、通常の講義や実習・演習・ゼミのほか、多目的室や共同学習コーナーを整備するなど、学生への多角的な教育研究を推進している。また、就職支援や学生相談スペースも完備しており、学生支援体制を整備している。

次に、ICT 環境については、コンピュータ実習施設として計算センター・情報教育センター内にパソコン 364 台を配備する 4 実習室を備え、CAD やシミュレーション、コンピュータグラフィックなどのアプリケーションを利用できる、工学分野特有の高度な情報教育環境を提供している。情報システム室が管理運営を担当しており、授業時間外は実習室を自習室として開放し、授業終了後も 20 時まで自習できるように人員を配置している。実習室以外にもパソコン 49 台を配備する自習専用のネットワークルーム・PC 学習室等も整備している。

メディアラボ、図書館、マルチメディア情報ライブラリー（自由ヶ丘キャンパス）にも多数の自習用パソコンを設置して、学生が自由に学べる環境を提供している。

学内のネットワークについては、情報システム室で設備を一元管理し、学内ネットワークの構築や無線 LAN 設備の導入等、利用環境の向上に努めるとともに、「情報教育委員会」にて学内の要望を取りまとめ、適切なシステム更新、ソフトウェアの導入を行っている。

また、moodle (e ラーニングシステム) を中心とした学習環境を整備している。moodle 内に教員向けコースを作成し、Teams や Zoom (ウェブ会議システム) の利用方法の掲載、

双方向型授業・遠隔授業を行うための情報交換の場とするとともに、学生が自主学習できるコンテンツを moodle 上で準備、毎年内容について「情報教育委員会」にて検討を行っている。ICT 環境の学生への周知については、入学時に学生便覧及び「情報システムガイドブック」を配付している。

②図書館の有効活用

附属図書館は、八草キャンパス本館を中核とし、自由ヶ丘キャンパスのマルチメディア情報ライブラリーとの 2 館で構成しており、本学の教育・研究活動や学生の学習活動を支援するために必要な図書、学術雑誌、電子資料等の学術情報資源を収集、整備している。

その他の資料として、電子ジャーナル 3,543 タイトル、電子ブック 4,101 タイトル、データベース 14 種類がある。

閲覧用の座席数は、八草キャンパスで 509 席、自由ヶ丘キャンパスで 37 席設置しているほか、情報教育用パソコン席を八草キャンパスで 49 席、自由ヶ丘キャンパスで 20 席設置している。また、個人閲覧室やグループ閲覧室、視聴覚コーナーなど、利用者の様々な利用目的に応じた学習・研究スペースを設けている。

附属図書館の所蔵資料や各施設・設備の有効活用を促進するため、各学科の教員と図書館職員が連携し、教員からの要望に合わせたオーダーメイド型ガイダンス、講習会等を適宜開催しているほか、学部新入生対象の図書館オリエンテーションを開催しており、一部学科を除き、原則、全新生が参加している。また、学生が直接書店に出向いて、図書館に所蔵する図書を選ぶ「学生選書ツアー」を開催し、学生目線での収書も行っている。

近年の館内環境整備の一環として、八草キャンパス本館においては、令和 5(2023)年 10 月に視聴覚室を改修し、授業やゼミ等のグループ学習が可能な多目的室としてリニューアルを行った。また、令和 6(2024)年 9 月には、利便性向上を目的に資料配置の大幅な変更を行った。このような図書館の運営方針や施策等については、図書館長、各学部・学科等の教員、教学センター長、大学事務局長、図書館職員で構成される「図書館運営委員会」で審議されている。なお、審議事項によっては、図書館運営委員会での議決に先立ち、図書館長、各学部・学科等の教員、図書館職員で構成される「図書館委員会」にその審議を付託してより詳細な協議を行い、図書館機能の充実を図っている。

令和 7(2025)年 3 月 31 日現在の附属図書館の所蔵数、開館時間は表 3-5-2 及び表 3-5-3 のとおり。

表 3-5-2 附属図書館の所蔵数

	図書の冊数	視聴覚資料 のタイトル数	定期刊行物 の種類
八草キャンパス本館	240,591 冊	6,144 点	1,779 種
自由ヶ丘キャンパスマルチ メディア情報ライブラリー	22,948 冊	503 点	69 種
合計	263,539 冊	6,647 点	1,848 種

表 3-5-3 附属図書館の開館時間

	平日	土曜日
八草キャンパス本館	8:50~21:10 授業休講期間は17:00まで	8:50~17:00 授業休講期間は閉館
自由ヶ丘キャンパスマルチメディア情報ライブラリー	8:50~17:00	閉館

③施設・設備の安全性・利便性

校舎の耐震化については、令和 5(2023)年 3 月に耐震工事を完了し、耐震化率 100%となったが、築年数が古い建物等の外壁や屋根材などの点検は継続し、随時対応することとしている。令和 6(2024)年 11 月には 8 号館外装の全面改修を実施したほか、特にタイル張り外壁を使用している建物については段階的に改修を進めることとしている。

バリアフリーについては、平成 28(2016)年からのバリアフリー対策工事計画を基に進めており、3 号館、3 号館別館、5 号館講義実験棟と順次対応工事を実施している。令和 6(2024)年 10 月には 7 号館のエレベータ設置工事を完了した。2 号館実験棟のみバリアフリー未対応となっているが、令和 6(2024)年 12 月に要介助者用の専用電話を設置し、ソフト面での対応を可能とした。また、令和 6(2024)年 1 月に 14 号館が完成した際に、隣接する建物とのアクセスルートをバリアフリーで整備し、1 号館、9 号館、10 号館、AIT プラザなど、講義室や厚生施設・食堂が集まるエリアの屋内動線を改善した。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

工科系総合大学として理系人材の育成を行う本学にとって、多様な人材を育成し、様々な価値観を持った技術者を輩出することで、新たなイノベーションを生むきっかけを作ること、重要な使命である。

大学進学者の中で理工系女子の割合が低いことが指摘されているが、本学では平成元(1989)年度入試から女子学生推薦入試を継続的に実施するなど、女子学生に焦点を当てた告知・広報活動によって女子学生数が増加している。女子入学者数の推移は表 3-1 のとおり。

表 3-1 女子入学者数推移

年度	女子入学者数	比率
平成 30(2018)	153 人	11.6%
令和元(2019)	192 人	13.7%
令和 2(2020)	197 人	13.2%
令和 3(2021)	200 人	14.0%
令和 4(2022)	184 人	12.2%

令和 5(2023)	237 人	15.3%
令和 6(2024)	240 人	17.0%
令和 7(2025)	240 人	15.0%

キャリアセンターでは、就職活動が本格化する学部3年生や大学院1年生に対し、新卒採用を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、教育課程外において就職活動の動向や進め方を伝え就活意識の向上を目的とした「就職ガイダンス」や就活準備の実践力強化を目指した「就職力向上講座」を企画・実施している。企業の採用担当者と学生が学内で直接的に交流できる取組みにも力を入れており、延べ1,000社を超える企業が出展する学内企業研究会を名古屋電気学園愛名会（本法人後援組織）や瑞若会（本学同窓会）との共催で行っている。こうしたきめ細かい支援を行うことで、全国でもトップクラスの実就職率を維持している。実就職率の推移は表3-2のとおりである。

表 3-2 実就職率の推移

年度	実就職率	全国ランキング※
平成 27(2015)年度	96.4%	3 位
平成 28(2016)年度	97.1%	4 位
平成 29(2017)年度	97.1%	3 位
平成 30(2018)年度	98.0%	2 位
令和元(2019)年度	97.9%	4 位
令和 2(2020)年度	97.4%	2 位
令和 3(2021)年度	97.5%	2 位
令和 4(2022)年度	98.6%	1 位
令和 5(2023)年度	99.1%	1 位
令和 6(2024)年度	99.2%	—

※実就職率（％）は、

就職者数 ÷ [卒業生（修了者）数－大学院進学者数] × 100 で算出

※全国ランキングは、サンデー毎日および大学通信オンラインによる、各年の「実就職率ランキング（卒業生数 1,000 人以上）」に基づく

さらに、多様化する社会の変化に対応する中で質の高い進路選択を実現できるよう、就職活動の土台となる自己理解（自己分析）や就活軸、インターンシップを活用した将来の職業適性について考える機会等、低学年からのキャリア形成を促す機会を創出している。また、自由ヶ丘キャンパスでは、当該キャンパス経営学部の学生を対象に1日職場体験ツアーを平成30(2018)年から実施している。これは、業種の異なる企業を3、4社組み合わせ、社会にさまざまな業種・職種があることを学生に理解させ、職業選択の幅を広げることを目的としている。これまでの協力企業は延べ90社以上に上り、企業にとっても会社の特徴や魅力が直接学生に伝えられる機会になっている。

令和元(2019)年4月から資格取得やスキルアップを目指すための「資格講座」をエク

テンションセンターからキャリアセンターが引継ぎ、社会や企業のニーズと学生のキャリアプランに適した講座を整備している。

運営の一部を専門業者へ業務委託することで、講座内容の充実を図るとともに、一部講座では時間や場所、最小開講人数の制約を受けないオンライン動画視聴講座（ビデオオンデマンド形式）を導入しており、学生自身のタイミングとペースで学習が進められるように便宜を図っている。令和 6(2024)年度の資格講座実績は表 3-3 のとおりである。

表 3-3 令和 6(2024)年度 資格講座実績

講座名	受講者数(人)
公務員第一次試験対策	16
TOEIC L&R 500 点対策	9
危険物取扱者（甲種）受験対策	5
CAD 利用技術者（2次元）受験対策	20
CAD 利用技術者（3次元）受験対策	44
技術士第一次試験対策	3
一級建築士基礎学習	22
二級建築士学科試験対策アカデミック	5
二級建築士学科試験対策フレキシブル	13
1 級建築施工管理技士一次対策	2
2 級建築施工管理技士受験対策	25
2 級土木施工管理技士受験対策	12
宅地建物取引士受験対策	51
基本情報技術者受験対策	16
IT パスポート受験対策	25
2 級日商簿記検定受検対策	1
3 級日商簿記検定受検対策	1
3 級ファイナンシャルプランナー受験対策	3
防災士養成研修	51

学修環境については、令和 6(2024)年に完成した 14 号館では、研究エリアの各フロアに学生が自由に研究や制作活動ができる「コレクティブラウンジ」を新設したことにより、研究や制作活動が活発になったほか、分野が異なる研究室の交流も生まれるようになった。

また、図書館利用教育の一環として実施している学部新入生（八草キャンパス）対象の図書館オリエンテーションでは、座学形式のガイダンスに加えて、学生の情報検索スキル向上などの観点から、実際に館内の図書を検索するなどの実習形式のガイダンスを実施しており、図書館利用の動機づけになっている。

実験・実習においては、企業の第一線で活躍した技術者である多くの技術職員が、機器

の操作方法及び取扱い上の注意事項等についての徹底した指導を行っている。また、TA 及び SA を十分かつ効果的に配置することにより、きめ細かい学修指導を行っている。

ハード面では、建物の安全管理のほかにも、道路の安全柵や階段手摺、外部通路のスロープなど、キャンパスの安全性を向上させる改修を進めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の受入れについて、大学の多様性の向上を図るため、オープンキャンパスなどで女子学生専用ブースを設け、本学の魅力を直接伝える取組みを行っているが、受験につながるような取組みの強化が課題である。

学修環境については、令和 5(2023)年 9 月に実施した全学生を対象とした図書館利用者アンケートの結果、図書館の利用目的を「個人学習」と回答した学生が最も多く、学生から図書館内の個人学習スペース増設の要望があった。

また、バリアフリーへの取組みについては、進捗状況を確認しながら、着実に進めていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

女子学生の受入れをさらに進めるため、女子学生を対象とした DM(ダイレクトメール)を作成し、入試時期に合わせて告知を行い、受験につながるよう取組んでいる。

学修環境の改善に向けて、図書館においては学生からの要望を受け、令和 7(2025)年度にキャレル型の個人学習机を八草キャンパス本館に増設予定である。

また、バリアフリー対応が必要な建物については、今後の建物取壊し及び改修計画を考慮しながら進めていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「愛知工業大学人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」に定めた本学の教育研究上の目的である「学術の理論と応用を教授研究し、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者を育成する」に基づき、学位プログラムごとに学生が卒業時に身につけるべき資質・能力を具体的に示したディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、大学全体及び学部・学科ごと、大学院においては、研究科、専攻ごとに学位プログラム単位で策定しており、カリキュラム・ポリシーと一貫性を保つよう設計している。

令和 6(2024)年度、本学では教育の質保証に関する体系的な点検・評価を実施した。この取組みは、「教育向上会議」で策定された「愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針」及び「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に基づくものである。点検・評価については、大学全体及び研究科レベルの検証を「教育向上会議」が担当し、学位プログラムレベルの検証を、学科から選出された委員で組織される「教務委員会」が担当している。両組織は、アセスメント・プランで定められた評価指標を用いてディプロマ・ポリシーの適切性を総合的に検証している。これらの検証結果に基づき、必要な箇所について見直し及び改正を行った。

本学のディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイトや学生便覧、大学院便覧、シラバス等を通じて学内外に広く周知している。加えて、各学期開始時のオリエンテーションにおいて、在学生に対し、各学年学科の指導教員が学生便覧を用いて、ディプロマ・ポリシーの具体的な説明を行っている。ディプロマ・ポリシーの意義や内容について説明することで、学生の理解促進を図っている。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学は、単位認定基準を履修細則第 10 条及び大学院学則第 18 条に定めており、学生便覧、大学院便覧及び本学ウェブサイトを通じて学生に周知している。各授業科目については、シラバスにおいて「学習到達目標」や「成績評価の方法」を明記し、単位認定を行っている。なお、各授業科目のシラバスには、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明示しており、学生がディプロマ・ポリシーを意識しやすいものとなっている。

本学の教育の質を保証するため、平成 22(2010)年に GPA（Grade Point Average）制度を導入し、各学期末に当該学期 GPA 及び通算 GPA を成績通知書に記載して学生に通知している。その他、成績評価の厳格化と透明性向上のため、学期ごとに成績説明申請期間を

設け、学生から申し出があった場合には、授業担当教員から書面による説明を行った後、最終的な成績を確定している。また、1年次入学者の他大学における既修得単位については、学則第27条の2に定め、合計30単位を超えない範囲で認めている。

本学では進級基準を、それぞれの学科・専攻の教育内容に応じて設定している。これらの進級基準は学生便覧に明記し、学生に対して明確に周知している。当該年次に1年以上在学し、学科が定める進級基準を満たした者について、進級判定に関する代議員会の審議を経て教授会に報告し、進級を認定している。大学院については、進級基準を設けておらず、修了までに所定の単位を修得することとしている。

卒業認定基準は学則第12条に定めており、進級基準同様に学生便覧で学生に周知している。4年以上在学し、専門教育科目100単位以上、総合教育科目24単位以上を要件とし、卒業判定に関する代議員会の審議を経て教授会に報告し、学長が卒業を認定している。

修了認定基準は大学院学則第26条及び第27条に定めており、大学院便覧への掲載により学生に周知している。博士前期課程は2年、博士後期課程は3年以上在学し、所定の単位を修得した者並びに論文審査及び試験に合格した者に各課程の修了を認定している。なお、論文審査基準については、「学位論文に係る評価の基準」を定め、大学院便覧へ掲載して学生に周知している。以上の審査を踏まえ、博士前期課程修了者には学位規程に定める「修士」、博士後期課程修了者には「博士」の学位を授与している。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、「愛知工業大学人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」に基づくディプロマ・ポリシーを達成するため、大学全体、学部・学科、大学院の研究科・専攻と学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーと同様に、令和6(2024)年度には、「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に定めた評価指標に基づき、大学全体及び研究科については「教育向上会議」、各学位プログラムについては「教務委員会」において、点検・評価を実施し、必要な見直しを行った。

カリキュラム・ポリシーの周知については、学生便覧、大学院便覧及び本学ウェブサイトを通じて公表し、学内外に広く周知している。また、ディプロマ・ポリシーと合わせ、学期初めのオリエンテーションにおいて、各学年学科の指導教員が学生便覧を用いて、カリキュラム・ポリシーを説明することで、学生の理解促進を図っている。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、令和 6(2024)年 5 月に策定した「愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針」及び「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を確保するための組織的な点検・評価体制を整備している。

令和 6(2024)年度には、大学全体及び研究科については「教育向上会議」、各学位プログラムについては「教務委員会」において、両ポリシーの一貫性について総合的な点検・評価を実施した。

点検・評価にあたっては、アセスメント・プランに基づきカリキュラム・ポリシーが効果的に機能しているかを客観的に検証し、「カリキュラム・ポリシーがディプロマ・ポリシーの達成に寄与しているか」という観点から、両ポリシーの関係性を可視化し、体系的な検証を実施した。この結果を踏まえ、必要に応じて両ポリシーの改正を行い、一貫性を確保している。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

体系的な教育課程の編成・実施のため、学部においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、学科・専攻ごとに教育課程表及び科目系統図を作成している。教育課程表及び科目系統図により、各科目で獲得できる資質・能力や科目間の関連性を明示し、学生が計画的・体系的に履修できるよう科目を配置している。

大学院においては、専門分野である大講座制に基づき、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成している。大講座制による教育課程編成により、研究指導と連動した体系的な科目履修を可能としている。

本学のシラバスは、各科目について、学習到達目標、授業計画、成績評価の方法等を明確に記載することを徹底し、透明性と公平性を確保している。なお、シラバス作成に関する統一的なガイドラインを策定し、全教員に配布及び周知することで、必要項目の記載漏れを防止し、学科間での記載内容の統一を図っている。また、各学科において、教員による相互チェック体制を構築し、シラバスの内容を精査のうえ、必要に応じて具体的な修正指導を行っている。令和 6(2024)年度からは、「AIT シラバスガイド」を作成、配布し、シラバスの役割、作成することの意義とその根拠、記載時の留意点等を教員に理解しやすい形で周知している。

単位の実質化を図るため、本学では授業形態等を考慮した単位数を設定している。各科目のシラバスには、授業回ごとの予習・復習に必要な学習量と成績評価基準を明示し、学生の自主的な学習を促している。なお、学部における年間履修登録単位数の上限を 48 単位と定めている。また、学期ごとの上限について、工学部・情報科学部は 30 単位、経営学部は 28 単位と設定している。

④教養教育の実施

本学の教養教育は、基礎教育センターが担っている。基礎教育センターには、自然科学教室と総合教育教室を配置し、それぞれが特色ある教育を展開している。

自然科学教室では、学部の専門分野を学ぶための基礎知識と基礎的能力の獲得を目的とし、数学・物理学に関する教育を実施している。一方、総合教育教室では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、法学・経済学・人文社会科学、健康科学など多様な分野の教育を行っている。また、グローバル化する社会で必要な異文化コミュニケーション能力の育成に向け、英語や中国語等の言語科目、海外文化理解のための科目を開講している。

令和 4(2022)年度から、本学は副専攻制を導入した。副専攻制は、「SDGs とものづくり」「ヒューマンサイエンス」「数理科学」「グローバルメディアアンドカルチャー」という 4 つの分野を設定し、主に基礎教育センターが担当する科目で構成している。副専攻制を通じて、所属する学部学科専攻とは異なる分野を学ぶことで、多面的な思考力の促進と人間性の涵養を図っている。本制度により、学生は学部の専門領域にとらわれない多角的な視野と幅広い専門性を身につけることが可能となっている。

加えて、学習上の様々な悩みや相談に対応する窓口として「学習支援センター」を設置し、主に数学、物理、英語の基礎科目について教員による学習指導を実施することにより、学生が専門分野を学ぶ上での基礎力を確実に身につけられるよう支援を行っている。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学は、学生が能動的に学修に参加し、自ら課題を発見し、解決方法を探求する能力を身につけられるよう、多くの授業においてディスカッション、ディベート（学生同士による意見発表・意見交換・講評など）、グループワーク（班別学習、班別実験など）、プレゼンテーション（課題成果発表など）といったアクティブ・ラーニングを取り入れている。

また、学生の履修計画策定を支援するため、シラバスにはアクティブ・ラーニングの実施方法や回数等を明記している。令和 6(2024)年度の開講科目のうち、48%の科目でアクティブ・ラーニングを実施しており、学生の汎用的能力向上を促している。

授業改善を支援するため、「FD 委員会」を設置し、組織的な取り組みを行っている。毎学期末にはウェブによる授業評価アンケートを実施し、学生の受講姿勢や教員の教授方法等について調査している。教員は担当科目の回答結果を確認し、次学期以降の授業改善に活用している。

また、毎学期、学科を越えた授業参観の機会を提供しており、令和 6(2024)年度からは全ての授業を参観可能とし、より幅広い分野の授業改善に資する体制を整備している。

教育内容の課題を明確化し、PDCA サイクルによる改善を促進するため、ティーチング・ポートフォリオを作成するとともに、年度開始時にディプロマ・ポリシーに沿った教育計画を立案し、年間を通じて FD (Faculty Development) 活動への参加と振り返りを行うことで、教育活動の継続的な改善を図っている。

加えて、年 1 回、各学科から選出された学生 FD 委員と FD 委員との意見交換を実施し、授業フィードバックアンケートの結果を基に、学生視点での改善提案を収集している。また、外部講師、またはその分野に長けた本学教員による授業設計の方法についての講演開催や、アクティブ・ラーニング、グループワーク等の授業方法についての動画集を視聴する機会を提供している。過去 3 年間の講演テーマは、表 4-2-1 のとおり。

表 4-2-1 過去 3 年間の講演テーマ

実施年	講演テーマ
令和 6(2024)	・「社会環境の変化と大学教育への期待～高大社接続の視点から考える～」
令和 5(2023)	・「生成 AI の概要と授業への活用について」 ・「学生の自ら学ぶ力を育成する授業づくり」
令和 4(2022)	・「演習・実習科目の授業運営の工夫について」 ・「ICT の活用による大学対面授業の活性化」

教育効果を最大化するため、授業内容や方法を考慮し、必要に応じて同一授業で複数クラスを開講し、履修者数を適正に配置している。

また、時間割編成時には、過去の履修者数や各教室の試験定員（1 席おきに着席させた場合の収容人数）を考慮し、適切な教室を割り当てることで、効果的な学習環境の整備を行っている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学は、全学レベル及び学位プログラムレベルでディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、大学院便覧及び本学ウェブサイトで公開している。各教育課程における授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係を学生便覧に明示し、各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシー及び学習到達目標を具体的に記載している。

新入生及び在学生対象のオリエンテーションでは、学修成果に関する説明文書を配布し、学生の理解促進と成長を支援している。成績評価は、学部では 5 段階、大学院では 4 段階で実施し、平成 22(2010)年度から GPA 制度を導入して客観的な評価を行っている。

令和 3(2021)年度からは学生ポートフォリオを導入し、ディプロマ・ポリシーと照らし合わせたレーダーチャートで単位修得状況を可視化している。この取組みにより、学生は自身の学修成果の達成状況を明確に把握できる。

また、「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に基づき、全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 段階において体系的な学修成果の把握・評価を実施している。

全学レベルは、「教育向上会議」において、在学中及び卒業時におけるディプロマ・ポリシーの達成度を総合的に評価・検証している。在学中の評価指標として、退学率、休学率、

進級率を活用するとともに、大学 IR コンソーシアム共通調査を活用し、1 年次から 3 年次における能力の変化を経年的に把握している。学生生活実態調査においては、学生の生活実態及び学修時間の定量的評価を実施している。卒業時の評価においては、標準年限卒業率、学位授与数、就職率、進学率等の定量的指標と、卒業時アンケート、卒業生アンケート、企業・学外評価等の定性的評価を統合的に分析している。併せて、内定企業の規模分布分析を通じて、本学の教育が多様な社会ニーズに対応できているかを検証している。

学位プログラムレベルでは、「教務委員会」において GPA 分布、単位修得状況、資格取得状況等の分析を行い、科目系統図に基づく教育体系の検証及びディプロマ・ポリシーの達成度評価を実施している。授業科目レベルでは、「FD 委員会」において授業フィードバックアンケートによる学生からの評価に加え、成績分布や課題達成状況の分析、ティーチング・ポートフォリオを通じた教員の自己評価を実施することにより、多角的な評価を行っている。

このように本学では、アセスメント・プランにより、ディプロマ・ポリシーで定める能力の達成状況及びカリキュラムの有効性を総合的に検証している。また、アセスメント・プランの各指標に対する評価は、「達成している」「概ね達成できているが、数年内に改善が必要と考えられる」「早急な改善が必要である」としており、各レベルにおいて、改善を促す仕組みを整備している。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の把握・評価結果は、「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に定めた各レベルの評価指標として活用している。

全学レベル及び学位プログラムレベルでは、学修成果の妥当性及び三つのポリシーとの整合性を定期的に検証し、必要に応じて改正を行っている。学修成果の達成状況を多角的に分析し、その結果に基づき、各学科で教育課程の編成を見直し、「教務委員会」で審議している。

また、授業科目レベルでは、前期・後期の授業期間終了時に大学ポータルシステムを通じて全授業科目の授業フィードバックアンケートを実施している。教員は担当科目のアンケート結果を分析し、授業内容及び学修方法の改善に反映させている。加えて、各教員は毎年度、自身の教育活動を体系的に振り返り、客観的なエビデンスに基づいたティーチング・ポートフォリオを作成することで、継続的な教育の質向上に取り組んでいる。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、平成 30(2018)年に設置した「教育向上会議」を中心として三つのポリシー及び教育課程の継続的な点検・改善を実施してきた。こうした取組みを体系的に可視化するため、令和 6(2024)年度には「愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針」及び「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」を策定し、進路状況、進学率、内定企業の規模、大学 IR コンソーシアムのデータなど、多面的な指標に基づく実効性の高い教育改善を実現している。

特に、外部評価においては、行政・文教関係者や就職先企業など、多様なステークホルダーによる評価を受け、その結果をアセスメント・プランに基づく改善に活用している。

また、本学が社会のニーズに即応した教育プログラムの展開とその成果として、令和3(2021)年度から全学的に導入した数理・データサイエンス・AI教育が挙げられる。この取組みは、令和6(2024)年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において「リテラシーレベル」及び「応用基礎レベル」の双方の認定を受けており、本学の教育プログラムの質の高さを客観的に示すものとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度に実施した自己点検・評価の結果、主に大学院教育に関する複数の課題が明らかとなった。

大学院における学位論文審査基準が未策定であることや、大学院の三つのポリシーについては、中央教育審議会のガイドライン*により「学位プログラム毎に作成することが望ましい」とされているが、本学は学位プログラムごとの策定がされていないこと、工学研究科においては、専攻ごとのディプロマ・ポリシーが策定されていないことが確認された。

学部教育においては、学生の学修状況を可視化するためのツールとして導入された「学修ポートフォリオ」が、導入後、学生への十分な案内がなされていない状況も確認された。

一方、外部評価においては、外部評価や学外からの意見を取り入れる機会が限定的であったことが挙げられる。企業からの意見聴取の機会は一部存在したものの、それらの意見を教育改善に結びつけるための体系的な仕組みが整備されていなかったことを課題として認識した。

※「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

大学院における課題について、学位論文審査基準を工学研究科及び経営情報科学研究科の両研究科において速やかに作成し、令和6(2024)年度2月の「教育向上会議」及び同年度3月の「大学協議会」での審議を経て公開した。

なお、令和6(2024)年度に策定した「愛知工業大学教育の質保証(教学マネジメント)の方針」及び「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針(アセスメント・プラン)」に基づき、大学院の三つのポリシーについて見直しを実施した。この過程で、工学研究科における専攻ごとのディプロマ・ポリシーを新たに策定するとともに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性について点検を行い、学位プログラムごとのポリシーを体系的に整備した。

「学修ポートフォリオ」については、その利用目的及び方法を詳述した資料を作成し、新入生オリエンテーションで配布するとともに、本学ウェブサイトにも掲載することで、学生への周知を徹底した。当該資料には学修成果との関連性についても明記し、学生が自身の学びを体系的に振り返ることができるよう配慮している。

大学全体の取組みは、地方自治体及び文教施策に知見を有する企業に、各学科は想定さ

れる就職先企業に意見聴取を依頼する体制を整えた。これらの結果は、「愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）」に基づき、教育改善のための指標として活用する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、重要な事項を審議する最高決議機関として学長を議長とした「大学協議会」を置き、全学的な意思決定を行う体制を整備している。また、学部、研究科等の重要な事項を審議する機関として、それぞれ教授会を置いており、審議された内容は、「大学協議会」の議題として取り上げられ、審議されている。

本法人の「運営規則」において、学長補佐を置くことができると定め、本学は学長補佐を 3 人置いている。学長補佐は、学長が指名し、大学運営において特に重要と考える、教学センター長、入試センター長、キャリアセンター長が選任されている。教学センター長、入試センター長、キャリアセンター長は、「大学協議会」を始め、本学の管理・運営に関する重要な提案及びその執行並びに教学に関わる全学的な連絡調整を行う「運営会議」、運営、管理等に関し、学長が諮問する「学長室会議」においても学長が指名し、構成員となっており、副学長を始め、学長補佐、各部局長を中心に、学長を補佐する体制が整備されている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

本学は、「大学協議会」と教授会の審議事項を規程により明確にし、各学部、研究科等の自主性を尊重するため、学部長、基礎教育センター長、研究科長等に権限を委ねることにより機能性を保っている。また、本法人の「運営規則」に副学長の職務を定め、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」「副学長は、学長に事故があるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を行う。」としている。さらに、「副学長の職務に関する規程」において副学長の職務分担について必要な事項を定め、副学長が 2 人以上あるときの職務分担は学長が決めることとしている。

「大学協議会」の議題整理や、大学の管理・運営に関する重要な提案及びその執行並びに教学に関する全学的な連絡調整を行う「運営会議」を置き、また、大学の運営、管理等に関し、学長が諮問する事項について審議する「学長室会議」を置いている。

「大学協議会」で審議・決定する事項は、学部等教授会において審議・決定された事項も含まれており、「大学協議会」で審議・決定された事項は、教授会でも報告されている。「大学協議会」、教授会及び「運営会議」は全て規程化され、権限と責任も明確になっており、大学の意思決定が円滑に進むよう整備されている。

教育研究に関する重要な事項については、当該教授会における審議事項として、教授会規程第 5 条及び大学院教授会規程第 3 条に定められており、周知されている。また、「愛

知工業大学教授会規程運用細則」により審議結果の決定は学長が行い、審議結果について問題があると判断した場合は各教授会に審議の差し戻しまたは否認することができる。各学科、教室においては学科長及び教室長が議長となる学科会議及び教室会議を置き、学科等の運営や教育課程の編成等を審議することとしている。

本法人における決裁または起案に関する文書等の取扱いについては、「決裁規程」に定められている。この規程により、決裁権者の職務権限に属する権限の一部を、下位の職務者が決裁者の名において決裁する専決について規定し、また、別表により事項ごとの決裁権者を明確にし、権限の分散及び責任を明確化している。

③職員の配置と役割の明確化

教育研究活動のための管理運営体制を「愛知工業大学教育研究実施組織等規程」に定め、教員及び事務職員による体制を明確にしている。同規程第 2 条において、各部局の職務及び責任範囲を定め、別表において組織図を明示している。各部局の本部長及び各センター長、工房長、所長は教員が務め、教員と事務職員それぞれが役割を分担しながら協働し、教育研究活動の組織的かつ効果的な運営を図ることで、教職協働の体制を整備している。

事務に関する業務を円滑に実施することを目的として、本法人の「事務組織規程」にて組織体制及び事務分掌を定め、同規程第 2 条に基づき組織図を明示し、指揮命令系統や責任体制を確立している。

また、管理職と各部局員とのヒアリング、法人、大学の幹部らと管理職とのヒアリングを毎年実施して各部局の状況を把握し、職員を対象に導入している「目標達成及び人材育成評価制度」により、職員の能力や実績等を的確に把握をすることで、適材適所の人材配置を行っている。

職員の採用・昇任に伴う審査については、本法人の「職員採用・昇任規程」に基づいて実施されている。職員の採用については原則公募によるものとし、採用候補者を「人事委員会」が選抜している。職員の昇任については「目標達成及び人材育成評価制度」による評価に基づき、昇任後の役職に係る適正及び職務遂行能力を有すると認められた者を「人事委員会」にて選抜している。選抜された採用候補者、昇任候補者は、「名古屋電気学園運営協議会」で審議、選考の上、理事長が決定している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学の教員数は 172 人（設置基準上の必要教員数外の教員 2 人含む）であり、学部、大学院の各研究科においては、大学設置基準及び大学院設置基準に定められている必要教員数及び教授数を上回っている。また、数学、物理学関係及び総合教育科目を担当する教員による基礎教育センターを組織しており、大学設置基準上大学全体の収容定員に

応じて必要とされている教員数も十分に満たしている。学部・学科等別教員数及び研究科・専攻別教員数は表 5-2-1、表 5-2-2 のとおり。

表 5-2-1 学部・学科等別教員数（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

学部・学科・附置施設		教員数	設置基準上の必要教員数
工学部	電気学科	27 (18)	14 (7)
	応用化学科	17 (12)	10 (5)
	機械学科	26 (20)	14 (7)
	社会基盤学科	15 (10)	10 (5)
	建築学科	18 (10)	13 (7)
経営学部	経営学科	17 (13)	14 (7)
情報科学部	情報科学科	21 (16)	17 (9)
その他の組織	基礎教育センター	30 (14)	—
	総合技術研究所	1 (1)	—
大学の収容定員に応じ定める必要教員数		—	46
合計		172 (114)	138

※電気学科及び機械学科に設置基準上の必要教員数外の教員各 1 人含む () 内は教授数

表 5-2-2 研究科・専攻別教員数（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻		教員数	設置基準上の必要教員数
工学研究科 博士前期課程	電気電子工学専攻	26 (24)	7 (4)
	材料化学専攻	15 (15)	7 (4)
	機械工学専攻	25 (22)	7 (4)
	建設システム工学専攻	31 (25)	7 (4)
工学研究科 博士後期課程	電気・材料工学専攻	37 (26)	7 (4)
	生産・建設工学専攻	45 (33)	7 (4)
経営情報科学研究科 博士前期課程	経営情報科学専攻	35 (35)	9 (5)
経営情報科学研究科 博士後期課程	経営情報科学専攻	32 (32)	9 (5)

() 内は研究指導教員数

本学は、教育の質を確保し、安定した教育課程を実現するため、主要授業科目の教育・指導は原則、専任の教員が担当している。また、兼任教員の採用については、学外各分野の専門家による講義の必要性を考え、学界だけでなく、技術者、専門家、企業人等から、優れた教育研究実績を有する専門家を招聘している。専任・兼任の教員数については、適切なバランスが取れている。

本学の教員の年齢構成は表 5-2-3 のとおりである。学部等の年齢構成で見ると、61 歳以

上の比率が 29.7%を占め、40 歳以下の教員が 13.5%である。また、56 歳以上では教員の 46%を占めている。教員の高年齢者が多い傾向にあるが、段階的に年齢に偏りが生じないよう採用している。

教員の適正な年齢構成は、教育研究の水準確保、維持・向上を図るうえで重要な課題であり、平成 16(2004)年度から実施している 65 歳定年引き下げ措置により、この数年間で高齢教員が定年を迎えること、また、教員の新規採用に際しては、特に 40 歳以下の准教授、講師、助教等の若手教員の採用を促進していることなどにより、年齢構成の偏りは年々改善している。

教員の配置に関しては、各学部・学科等の専門分野ごとに、年齢構成と学科からの要望に基づき、偏ることの無いように配慮している。また、大学院においては、厳格な資格審査基準を設け、専門分野ごとに高いレベルを維持し、教育課程の編成に支障をきたさない水準を確保している。

表 5-2-3 教員の年齢構成

上段：人数 下段：比率（令和7(2025)年5月1日現在）

学部	職位	76歳以上	71歳～75歳	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
工学部	教授	2	1	7	19	18	12	8	3				70
	(%)	2.9	1.4	10	27.1	25.7	17.1	11.4	4.3	0	0	0	100
	准教授					2	3	5	8	5	2		25
	(%)	0	0	0	0	8	12	20	32	20	8	0	100
工学部	講師					1			1	2	1	1	6
	(%)	0	0	0	0	16.7	0	0	16.7	33.3	16.7	16.7	100
工学部	助教										1	1	2
	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	100
合計		2	1	7	19	21	15	13	12	7	4	2	103
(%)		1.9	1	6.8	18.4	20.4	14.6	12.6	11.7	6.8	3.9	1.9	100

学部	職位	71歳～75歳	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
経営学部	教授	1		5	1	3	2	1				13
	(%)	7.7	0	38.5	7.7	23.1	15.4	7.7	0	0	0	100
	准教授						2					2
	(%)	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	100
経営学部	講師									1		1
	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100
経営学部	助教										1	1
	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100
合計		1	0	5	1	3	2	3	0	1	1	17
(%)		5.9	0	29.4	5.9	17.6	11.8	17.6	0	5.9	5.9	100

愛知工業大学

学部	職位	71歳～ 75歳	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
情報科学部	教授	1	1	4	3	3	3	1				16
	(%)	6.3	6.3	25	18.8	18.8	18.8	6.3	0	0	0	100
	准教授							2	2			4
	(%)	0	0	0	0	0	0	50	50	0	0	100
	講師									1		1
(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	
	助教											0
(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1	1	4	3	3	3	3	2	1	0	21
(%)		4.8	4.8	19	14.3	14.3	14.3	14.3	9.5	4.8	0	100

学部	職位	71歳～ 75歳	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
基礎教育センター	教授		5	4	3	1		1				14
	(%)	0	35.7	28.6	21.4	7.1	0	7.1	0	0	0	100
	准教授					4	1	4	2			11
	(%)	0	0	0	0	36.4	9.1	36.4	18.2	0	0	100
	講師							2	3			5
(%)	0	0	0	0	0	0	40	60	0	0	100	
	助教											0
(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	5	4	3	5	1	7	5	0	0	30
(%)		0	16.7	13.3	10	16.7	3.3	23.3	16.7	0	0	100

	職位	61歳～ 65歳	計
総合技術研究所	教授	1	1
	(%)	100	100
	准教授		0
	(%)	0	0
	講師		0
(%)	0	0	
	助教		0
(%)	0	0	
合計		1	1
(%)		0	100

学部	職位	76歳以上	71歳～ 75歳	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
全学部 (学長等除く)	教授	2	3	13	33	25	19	13	6				114
	(%)	1.8	2.6	11.4	28.9	21.9	16.7	11.4	5.3	0	0	0	100
	准教授					2	7	6	16	8	3		42
	(%)	0	0	0	0	4.8	16.7	14.3	38.1	19	7.1	0	100
	講師						1		3	5	3	1	13
(%)	0	0	0	0	7.7	0	0	23.1	38.5	23.1	7.7	100	
	助教										2	1	3
(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66.7	33.3	100	
合計		2	3	13	33	28	26	19	25	13	8	2	172
(%)		1.2	1.7	7.6	19.2	16.3	15.1	11	14.5	7.6	4.7	1.2	100

学部、基礎教育センターにおける採用・昇任は、「愛知工業大学教員選考基準」に基づき、研究業績及び教育業績を審査して厳正に行われている。研究科における研究指導等の資格に関しては、研究科ごとに論文数等に具体的な数値基準を設けている。

学部、基礎教育センター及び研究科においては、「愛知工業大学教員選考に関する規程」「愛知工業大学教員選考基準運用内規」「愛知工業大学大学院教員組織に関する規程」の3規則を定め、採用・昇任人事に運用している。なお、研究科においては各研究科の博士前期課程、博士後期課程の研究指導教員として必要な基準を明記している。

学部、基礎教育センターに関する審査の流れについては、次のとおりである。

- ・ 各学科等で、当該候補者の学位をはじめ、教育業績、研究業績、健康状態等を確認
- ・ 学長と当該学部等の長は、当該候補者の経歴その他参考資料により協議
- ・ 学部等の長は当該組織内で採用または昇任について、関係者と検討
- ・ 学長が「大学協議会」に諮り、当該候補者に関する選考開始を確認
- ・ 学部等の長は、教授会に諮り、当該候補者に関する選考開始を確認
- ・ 教授会に、教員資格審査委員会を設置
- ・ 教員資格審査委員会は、審査の経過及び結果並びに総合評価に関する意見をまとめて報告書を作成し、教授会に報告
- ・ 教授会は、前項の報告に基づき、審議し、その可否を決定
- ・ 学部等の長は、教授会において議決された結果を、「大学協議会」に報告
- ・ 学長は、「名古屋電気学園運営協議会」に結果を報告し、その可否を理事長が決定

大学院の研究指導等の資格審査の手続きは、当該大学院研究科教授会に大学院教員資格審査委員を置き、教員候補者についての資格を調査、審議し、大学院教授会で判定を行っている。研究科長はその結果を学長へ報告し、学長は「大学協議会」に諮り教員資格を決定することとしている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育方法の研究及び教授能力の向上に関して、「教員の人材育成の目標・方針」を策定し、「FD委員会」を中心に恒常的な検討及び見直しを行っている。教員に必要な知識及び技能を習得させ、授業内容及び方法を改善するため、組織的な研修及び研究を以下のとおり実施している。

○新任教員講習会

新任教員を対象に、大学組織、FD（Faculty Development）活動、情報システム及び授業計画・運営・試験・報告などの手順について、基本的な枠組みや実施方法を説明している。また、フィードバックアンケートを実施し、講習会の改善に取り組んでいる。

○ティーチング・ポートフォリオ

教員が、自身の教育活動を振り返り、その有効性をエビデンスに基づいて記述している。授業フィードバックアンケート及び成績分布等を分析し、各授業科目における学修成果の達成度について評価・点検を行っている。

○授業参観

前期・後期ともに約2週間にわたり、全科目を授業公開している。教員は、習得した内容をティーチング・ポートフォリオに記録し、自身の授業改善に活用している。

○FD 研修会

対面実施に加え、オンデマンド配信を行うことで、より多くの教職員が参加できるよう工夫している。テーマは、学生FD委員の意見を踏まえ、「FD委員会」で決定している。

○授業フィードバックアンケート

前期・後期ともに授業期間末の約2週間にわたり、全授業科目を対象として、学生から授業に関する意見を収集している。教員は、収集した結果に基づいて授業改善の取組みを行い、その内容をティーチング・ポートフォリオに記録している。

○学生FD

学生の視点を教育改善に反映させ、本学の教育の質向上を図るため、各学科から1人の学生FD委員を任命している。学生FD委員は、授業評価の在り方に関する検討や研修テーマの提案を行うとともに、授業改善に向けた具体的な提案を行っている。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

「愛知工業大学SD推進委員会規程」を定め、「SD推進委員会」を設置し、SD (Staff Development) 活動の継続実施に関する事項及び具体的方策を審議・決定している。また、「SD推進委員会」の下に「SD実行委員会」を設置し、「SD推進委員会」にて決定した事項及び方策に則った研修を立案し実施している。個人の能力開発及び組織的な職能開発を推進し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営向上と職員の資質向上に努めている。令和6(2024)年9月に開催した「SD推進委員会」において、本学の教職員に求める人材像について審議し、教職員の人材育成の目標及び方針を策定した。目標及び方針は、学内イントラネットのグループウェアにて本学の全教職員に周知、本法人ウェブサイトにも掲載し、学外へ公開している。

コロナ禍に導入したeラーニング形式の研修により、受講時期の調整が容易となり受講率が向上したことから、現在も継続してeラーニング形式を主体としたSD研修を実施している。高等教育機関の職員を対象とした研修をオンライン受講できるシステムを用いて、大学設置基準、私立学校法等の大学職員の知識向上に特化した研修内容を、時間や場所の制限なく受講できる環境を整備している。

また、時代の変化に迅速に対応できる人材育成を目的として、専門家による最新の知見が反映された研修を対面形式・集合型により実施している。令和6(2024)年4月には高等教育調査機関の所長を招聘して、「社会環境の変化と大学教育への期待」をテーマとした研修会を実施し、教育の質の向上及び三つのポリシーを通じた学修目標等を学内に深く浸透させ、意識共有を図った。

さらに、事務職員等に広範かつ専門的な知識・技能を習得させるために行う研修のみな

らず、自主的な研修について奨励する取組みを、本法人の「事務職員研修規程」「事務職員研修規程実施要領」「事務職員等研修要項」により定めている。職務能力向上を図るための通信教育講座の受講費用、自己啓発を目的としたセミナー等への参加費用、図書等の購入費用等の一部を自己啓発研修費として助成できる制度を整備し、職員の資質及び事務能率並びに技能の向上を図ることに努めている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学は、専任教員 1 人につき 1 研究室以上を整備し、学内共用施設については、担当部署である施設企画課の管理のもと、有資格者や専門業者による定期点検を実施、基本的な研究環境を整備している。

高精度の実験装置を保管する施設では電子錠を導入しており、各部屋への入室は、管理権限を有する教員から提出された利用者名簿に記載の者に限定し、入室する研究者及び学生を把握することで、設備・装置等の使用者を特定、安全性を確保している。

実験においては、多くの高圧ガスを使用していることから、「愛知工業大学化学物質等適正管理規程」及び「愛知工業大学高圧ガス管理基準細則」を定め、高圧ガスの状況調査及び報告を毎月実施し、安全管理に努めている。また、X線装置等を取扱うこともあるため、「愛知工業大学エックス線障害予防規程」を定め、取扱いを規制することで学内外の安全を確保している。

化学物質等を使用する研究室に所属する学生・教職員に対しては、「環境保全対策委員会」が「安全衛生教育プログラム」を実施しており、プログラムに参加しない者には薬品取扱いに制限を設ける等の措置を講じている。

実験に使用する薬品については、薬品管理システムにより管理されており、使用者認証をはじめ、使用日、使用薬品、使用薬品量等の履歴を管理しているほか、危険性の高い毒物については、専任職員が取出しと返却を管理しており、安全管理の体制を整備している。

本学は、国内有数の産業集積地である中部圏に位置する工業大学の特色を生かした研究を推進し、社会に貢献するため、「研究支援本部」の下に「総合技術研究所」「耐震実験センター」「地域防災研究センター」「エコ電力研究センター」を設置し、また、学内のロボット関係の研究室を集約した「ロボット研究ミュージアム」を設置している。各研究施設は全学共用施設となっており、研究分野が合致すれば、装置等の担当教員が対応可能な場合に誰でも利用可能となっている。各研究施設とその役割を表 5-4-1 のとおり示す。

表 5-4-1 各研究施設と役割

施設	施設の役割
総合技術研究所	産業界の先端化・多様化への対応や地域への貢献を目指した研究・教育活動に取組み、「産学官の連携」の推進を図る。
耐震実験センター	日本最大級の実験装置を設置、橋梁などの耐震性向上や免震装置の開発などを行う。
地域防災研究センター	「地震情報活用と防災拠点形成による地域防災力向上技術開発」の拠点として、防災力の向上を図る。
エコ電力研究センター	「マイクログリッド導入による次世代型電力供給システムの開発」の拠点として、様々な発電を用いたマイクログリッド構築を行う。
ロボット研究ミュージアム	学内ロボット関連研究室を一か所に集約、ロボット技術を通して大学の重要な使命である「教育」、「研究」、「社会貢献」の充実を図る。

各研究施設の長や所属の構成員は、当該施設の研究分野を専門とする教員が兼任し、専任の事務職員を配置することにより適切に管理・運営している。研究支援本部長は、自身が構成員である「学長室会議」において研究支援に関わる課題や施策等を提案・報告し、研究の活性化に向けて取組んでいる。

研究資料等データベースへのアクセス環境については、各種文献等データベース（Web of Science、J-DreamIII、東洋経済デジタルコンテンツライブラリー等）を契約しており、研究活動に必要なオンライン情報源を、図書館ウェブサイトからアクセス可能な環境を整備している。なお、学術認証フェデレーションによる認証連携に対応した一部の契約データベース及び電子ジャーナルについては、学外からの利用も可能となっている。

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究が社会の信頼を得つつ適正に推進されるよう、研究者の責務や大学の責務といった遵守すべき規準を「愛知工業大学研究倫理指針」に定めている。

本指針や「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の運営・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に則り、多様なリスクに関する防止対策等の検討や問題発生時の対応について定めた各種規程を整備、研究の健全性・公正性の自律的な確保を促し、適切なリスクマネジメントを行っている。

研究活動の不正及び研究費の不正使用については、「愛知工業大学研究活動不正防止規程」及び「愛知工業大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程」により告発窓口及び受付方法や審査方法を定めており、告発者が不利益を被らないよう手続き的配慮を払っている。窓口は本学ウェブサイトで公開し、学内外を問わず告発を受け付ける体制を整備している。

研究倫理教育は、研究活動を行うすべての研究者（教員、研究員、大学院生）及び競争的研究費等の管理・運営に関わる職員に対し、「愛知工業大学研究活動不正防止規程」に定

めた時期の受講を義務づけており、一般財団法人公正研究推進協会が提供する「e-Aprin」にて実施している。受講者には、システム上で交付される修了証の提出を求めており、休職中・休学中の者を除く対象者全員の受講を確認している。学部生についても、指導教員が必要と認める場合には受講対象としており、独立行政法人日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース [eL CoRE] または「e-Aprin」の受講を案内している。

また、競争的研究費に関わる教職員を対象として、「愛知工業大学公的研究費コンプライアンス教育講習実施要領」に則り、競争的研究費の使用ルールや使用に伴う責任等について講習を実施し、受講後に関係法令及び本学規則遵守の誓約を義務づけている。

さらに、令和 3(2021)年度以降、産学連携活動を実施する教員には、利益相反、安全保障輸出管理、秘密情報管理等の観点からリスクマネジメント研修も実施しており、研究インテグリティの確保にも努めている。

研究倫理に関する事項を審理する体制としては、副学長、研究支援本部長及び学部長を中心として構成する研究倫理委員会を設置し、教員から申請があった場合には、「愛知工業大学研究倫理委員会規程」に則り、計画段階の時点で研究倫理委員会を開催し、審査を行っている。本委員会には、学内の者に限らず、必要に応じて学外の学識経験者へ意見を求めることとしている。

③研究活動への資源の配分

本学は、学長を議長とし、学部長、研究科、研究支援本部長等を構成員とする「大学協議会」において、学部、研究科等の教育・研究活動に必要な予算配分を審議している。学部等に配分する教育・研究予算である「配分教研費」は、学科・教室等の運営費（基礎配分額）と、教員数、学生数（学部生数、博士前期課程及び博士後期課程の大学院生数）及び科研費をはじめとする競争的研究費への申請・採択状況を考慮した額を併せ、配分額として決定している。

教育研究予算である「配分教研費」のほか、本学独自の取組みとして、教育・研究の質の向上を目的とするとともに特色ある教育研究へ重点的な予算措置を行う「教育・研究特別助成（研究）」を設けている。

「教育・研究特別助成（研究）」は、毎年総額 50,000 千円前後の予算を措置し、本学専任教員の約 40%が申請を行う学内最大の助成制度となっており、1 課題に対して原則 4 人の教員が審査を行うことで厳格性と公平性を担保している。複数年度申請の設定など、研究の多様化などに対応するため、必要に応じて制度の見直しを行っている。本助成制度への申請資格は、該当年度の科研費の申請を要件としており、科研費獲得にも寄与している。

「教育・研究特別助成（研究）」制度のうち、研究活動に係る令和 6(2024)年度公募内容を表 5-4-2 に、過去 3 年間の申請・交付状況を表 5-4-3 のとおり示す。

表 5-4-2 教育・研究特別助成の概要（研究区分のみ）

区分 (申請対象)	内容	申請額上限	研究 期間
大型研究 (専任教員)	すべての分野における特に推進すべき独創性・革新性のある学術研究であり、研究活動を支援することで大きな成果につながると判断される研究 《条件》研究終了後、外部資金に申請すること。		
a 分野横断 研究	大型研究のうち、複数の教員が有する研究シーズを結集し、融合的分野を開拓する、あるいは複合的な問題の解決をめざす研究 《条件》1人以上を他学部(他学科)等の教員とすること。	500万円/年	3年 または 5年
b 個人研究	大型研究のうち、個人で実施する研究 ※研究に分担者を追加することも可能。	原則、200万円/年、合計400万円	1年 または 2年
一般研究 (専任教員)	すべての分野における推進すべき独創性・革新性のある個人で実施する学術研究	80万円	単年度
新任教員支援 (新任教員)	公募年度に着任した教員が実施する独創性・革新性のある個人で実施する学術研究	50万円	単年度
科研費申請支援 (専任教員)	2月下旬の審査結果通知において不採択となった研究課題(基盤研究(B)以上)で、申請内容が優れており、研究活動を支援することで採択につながると判断される研究	100万円	単年度
海外学術調査支援 (専任教員)	海外渡航に関する外部助成金に申請し、不採択となった事案 (渡航先が近隣アジア諸国(台湾、韓国、中国等)の場合は40万円)	40万円または50万円/回(渡航費、宿泊費補助)	—
出版助成支援 (専任教員)	出版社を介し、令和6年度の間に行う出版物を対象とする	100万円 (組版、製版、刷版、印刷、用紙代及び製本代)	—

表 5-4-3 教育・研究特別助成 申請・交付状況（研究区分のみ）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請額（総額）	61,286,980 円	62,944,000 円	77,550,000 円
申請件数	65 件	71 件	68 件
採択額（総額）	51,486,060 円	50,024,000 円	47,280,000 円
採択件数	53 件	56 件	45 件

また、総合技術研究所では、産学連携の一環として、企業等との将来に向けた共同研究や受託研究へ発展する可能性がある研究を対象とした「プロジェクト共同研究」を実施している。

本制度は、共同研究及び受託研究などにつながる可能性のある準備研究に対する助成である「プロジェクト共同研究 A」及び「プロジェクト共同研究 A」または通常の共同研究等へつながる準備研究に対する助成である「プロジェクト共同研究 B」を段階的に設けることで共同研究等への発展に寄与している。

表 5-4-4 プロジェクト共同研究の概要

区分	研究所 申請額上限	企業負担額	研究期間	備考
A 申請	200 万円/年	研究所申請額 と同額 (間接経費を 除く。)	最長 3 年まで	複数年の計画は、複数年 分の申請額と負担額が同 額となること。
B 申請	50 万円	企業負担なし	原則 1 年	

その他、国際社会に対応できる人材育成を目的として、若手教員、学部生及び大学院生を対象に海外学会等で論文発表する際の渡航費、宿泊費及び参加費の一部を助成する学内助成制度「グローバル人材育成支援事業」や、大学院生を対象として、旅費（学会での研究発表・研究遂行のための実地調査）や教育研究機器備品・消耗品の購入等を支援する「大学院研究推進経費」を設けている。

また、本学では、「競争的研究費の間接経費の執行にかかる共通指針（令和 5 年 5 月 31 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合わせ）」の趣旨を踏まえ、「愛知工業大学科学研究費間接経費の使途に関する申合せ」及び「愛知工業大学間接経費の使途に関する申合せ」により、競争的研究費の間接経費を研究者が使用することを認めており、間接的に研究の向上に寄与している。

人的支援としては、研究の活性化及び充実のため「愛知工業大学ポストドクトラル研究員規程」「愛知工業大学リサーチ・アシスタント取扱要領」「愛知工業大学客員研究員規程」

を定め、必要に応じて多様な人材の採用を可能としている。

外部資金への申請に係る支援としては、学内イントラネットのグループウェアを利用して各種競争的研究費及び研究助成等の公募情報を全教員へ周知し、申請書の内容確認から事務手続きに至るまで伴走型の支援を行っている。

さらに、科研費の採択率向上を目的として、相談窓口の開設や採択経験豊富なアドバイザーによるブラッシュアップの機会を設け、総合技術研究所による研究計画調書の内容確認を行うなど全学的な支援体制を整備している。また、科研費の申請時期には、学内研究者の交流を目的として実施している「AIT テクノラウンジ」において、科研費獲得に向けたテーマを据え、採択経験豊富な学内研究者との情報交換も実施している。採択者には、年度ごとに「科研費ハンドブック」を配付し、申請手続きの円滑化を図っている。

産学連携による研究活動支援としては、技術相談窓口を設置、企業からの技術相談に対し、産学連携コーディネーターが本学研究者の研究とマッチングの調整を行っている。また、共同研究等につなげることを目的として、企業や地域社会に技術シーズを公開する「愛工大テクノフェア」や、地域企業との交流の場として「AIT テクノサロン」を実施し、教員の研究成果等を公開する取組みを行っている。

表 5-4-5 テクノフェア、テクノサロン概要

開催日時	イベント名	開催場所	来場者数
2019年12月18日	第13回 AIT テクノサロン 「ものづくりに役立つ計測・診断・制御技術」	愛知工業大学 本山キャンパス	50人
2022年11月18日	愛工大テクノフェア 2022 特別講演「大変革時代をけん引するものづくり企業と技術」	愛知工業大学 八草キャンパス	126人
2024年3月26日	第14回 AIT テクノサロン 「カーボンニュートラルへ向けて」	愛知工業大学 自由が丘キャンパス	44人
2024年11月22日	愛工大テクノフェア 2024 特別講演「大規模地震への備えと対応 ～能登半島地震を受けて～	愛知工業大学 八草キャンパス	126人

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

オンラインで研修を受講できるシステムの効果的な活用により、受講率が向上している。大学職員に特化した内容の研修システムを導入したことから、ビジネススキルや一般教養の学習だけでなく、高等教育に関する知識を基礎から学習することが可能となった。

また、ハラスメントやコンプライアンス、メンタルヘルス等の時流に即した研修も掲載されているため、問題視すべき事案発生時の再発防止にも活用することが可能となった。

本学独自の学内競争的資金制度である「教育・研究特別助成(研究)」は、基礎研究から分野を横断する研究まで研究状況に合わせて助成する制度となっている。科研費等競争的

研究費の採択にもつながっており、同助成件数と合わせて毎年 100 件程度の特定のテーマの研究が行われ、本学の研究力の向上に寄与していると評価している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「FD 委員会」で実施している授業フィードバックアンケートは、授業改善の重要な指標となる取組みであるが、現状では回答率が低迷している。令和 6(2024)年度の実績では前期 29.25%、後期 40.13%と、半数に満たない状況である。教員に対して授業内での実施を呼びかけているものの、回答率の向上は限定的であり、特に前期において顕著な課題となっている。

現在、全体研修については、ハラスメント研修等の時代に合わせて必要な研修が主軸となっている。今後は、学校運営のために必要な資質向上のための研修を増やしていく必要がある。

本学の最新の技術を収録した技術シーズ集は隔年で冊子により発行し、イベント等で配付、本学ウェブサイトでは毎年更新しているが、さらに広く周知する方策が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6(2024)年 10 月に「FD 委員会」は学生 FD 委員との意見交換会を実施し、授業フィードバックアンケートの回答率向上に向けた具体的な提案を収集した。学生からは回答時期の最適化、回答方法の利便性向上、設問内容の改善、アンケート結果の効果的な活用法など、多角的な意見が寄せられた。これらの貴重な学生視点からの提案を踏まえ、令和 7(2025)年度の実施計画に反映すべく、「FD 委員会」において具体的な改善策を検討している。

SD 研修については、引き続き、「SD 推進委員会」を中心に社会情勢の変化や法令改正に対応した効果的な研修を企画・実施し、職員の資質と能力の向上を図っていく。また、教職協働体制をさらに促進できるよう、FD 研修と SD 研修を合同で開催できるような研修内容についても検討する。

技術シーズ集は、要約版や分野別の発行などより企業等が使いやすい形にすることを検討する。また、周知については研究支援関連のイベントだけでなく、学内外で行うイベントでの配付等により周知を図る。

また、「教育・研究特別助成（研究）」制度は、本学の研究力の強化に大きく寄与しており、科研費の安定的な採択、基盤研究（B）の採択、その他競争的研究費による研究も活発になっていることから、今後も助成内容、審査体制などの質を向上するための施策を講じる。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

本法人は、令和 6(2024)年度に本法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とした「名古屋電気学園コンプライアンス推進規程」を制定し、令和 7(2025)年 4 月 1 日から施行することでコンプライアンスをより一層推進するための体制を整備している。さらに、社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とした「名古屋電気学園内部通報規程」を定めており、学内にあっては総務課に、学外にあっては弁護士事務所に通報窓口を設置している。教職員全員の業務マニュアルである「愛知工業大学ひとりあるき」及び本学ウェブサイトへの掲載により学内外に周知しており、不正行為の早期発見と是正を図るための体制も整備している。

また、本学におけるガバナンスにおいては、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 年間においては、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とした、「愛知工業大学 ガバナンス・コード」を策定、公開し、さらに、令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度には、全学的に遵守状況の点検を実施し、点検結果についても本学ウェブサイトにおいて公開することでガバナンス強化に取組み、健全かつ開かれた大学づくりを進めてきた。令和 7(2025)年度からについては、日本私立大学協会が策定した「私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>」に従い、遵守状況を点検し、引き続きガバナンス強化に取り組んでいく。

情報の公表については、「文書閲覧等規程」を定めており、在学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会からの信頼と支援を得るため、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 137 条、同法第 151 条、私立学校法施行規則第 49 条及び同施行規則第 55 条第 2 項並びに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている項目について、本法人及び本学ウェブサイトにおいて公開している。

内部統制システムの整備については、令和 7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ、令和 6(2024)年度の理事会において「内部統制システム整備の基本方針」を策定した。本方針には、「経営に関する管理体制」「リスク管理に関する体制」「コンプライアンスに関する管理体制」「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」について定めており、本方針の制定に伴い、関連する規則の改正及び廃止並びに新たに必要な規則の制定を行った。今後は、業務の適正を確保するために、本方針に沿った法人運営を実行していく。

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全について、すべての研究室及び事務室等に空調を配備しており、専門業者によ

る点検を毎年実施している。また、防災設備については、消防法に基づいた消防設備点検のほか、緊急防災放送設備点検も毎年実施している。衛生環境の確保については、建築物衛生法に基づき、特定建築物を対象として、専門業者による空気環境測定を2ヶ月ごとに実施している。また、測定時には施設企画課職員（建築物環境衛生管理技術者資格保有者）が同行し、施設設備に不具合がないか目視点検を実施している。そのほか、衛生環境に関する法律に基づく水質管理及び水質保全については、給排水設備管理等を専門業者と連携して実施している。

施設設備の不具合については、施設企画課が窓口となり、専門業者と連携して迅速に対応している。警備員が24時間体制で大学に常駐しているため、夜間休日時の緊急性が高い事案については、警備員から施設企画課に連絡が入るようにしており、専門業者と連携して対応している。

エネルギーの使用については、「省エネ推進委員会」により、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー活動を推進している。主な活動として、空調設定の統一化、エレベータの使用制限、長期休暇中にキャンパス閉鎖期間を設定することで省エネに努めている。これらの取組みを掲示物等で広く周知・共有することにより、学生及び教職員の省エネへの意識を高めている。併せて、各施設の照明LED化や、空調を省エネタイプの機種へと順次更新している。

学生・教職員に関するハラスメントについては、規則等を整備し、高等教育機関の責務として防止に努めており、教職員全員の業務マニュアルである「愛知工業大学ひとりあるき」にも具体的な事例を挙げ、適切に取扱うよう周知徹底している。なお、ハラスメントに関しては、学生窓口を学生相談室、教職員窓口を総務課に置き、防止委員会、人権委員会、調停委員会、調査委員会により、それぞれ規則に則り対応している。また、学生に対してもリーフレットを配付し、啓発活動も行っている。さらに、本法人における内部通報に関しても「名古屋電気学園内部通報規程」を定めており、通報者を守る体制も整備している。また、令和元(2019)年度に受審した大学機関別認証評価で通知された、参考意見（いずれも大学のみで通知された事項）を踏まえ、令和2(2020)年8月から、学外の弁護士事務所に通報窓口を設置しており、本学ウェブサイトにも掲載している。

教職員の健康維持管理については、労働安全衛生法に基づく衛生委員会を組織し、キャンパス、部署への職場巡視を実施し、改善・検討するよう指導し、職場環境整備に努めている。平成28(2016)年度からは、ストレスチェックを実施しており、健康診断及びストレスチェックの結果を踏まえた個別指導・相談を実施する等、教職員の健康意識向上に努めている。

安全への配慮については、法人として「名古屋電気学園リスク管理規程」を定めており、本規程に基づき、本学では「愛知工業大学危機管理規程」及び地震及び風水害に関する「危機管理マニュアル」を策定し、教職員に周知している。加えて、地震等自然災害発生時に教職員及び教職員の家族の安否状況を把握するための「安否確認メールサービス」を法人全体において導入している。また、1年に1度、学生、教職員及び構内に滞在する者（飲食店、売店員等の従業員を含む）全員を対象に緊急地震速報の警報システムを活用した全学的な防災訓練を実施している。さらに、令和2(2020)年度からは、本学に所属する地震・防災を専門とする教員の指揮の基、職員主体の図上訓練も実施し、防災訓練に対する知識

を高めると共に、改善策等に関する協議を行っている。AED（自動体外式除細動器）については学内 14 箇所に設置しており、AED の設置場所等を掲載した「緊急地震速報と避難マップ」を、毎年、全教室に設置するとともに、学生及び教職員にも配付している。

個人情報等の危機管理については、個人情報管理責任者として学長を置き、各部署の長が個人情報管理者としてそれぞれの部署における個人情報の収集、利用に関して管理するなど規則に則り対応している。また、情報漏えい防止に関しては、法人事務局の情報システム室が担当しており、外部からの不正アクセスを防止するためのウイルス対策等セキュリティ強化に努めており、「名古屋電気学園 情報セキュリティポリシー」並びに「学校法人名古屋電気学園情報セキュリティ対策規程」及び「愛知工業大学情報セキュリティ対策規程」を定め、セキュリティ対策の検討を行う体制を整備している。さらに、職員が使用するパソコンは操作記録収集を行っており、万が一情報が流出した場合にも、流出経路を迅速に発見できるよう体制を整備している。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき理事会を設置し、意思決定ができる体制を整備している。また、寄附行為第 22 条、「運営規則」第 13 条、「名古屋電気学園理事会運営規程」第 7 条及び「名古屋電気学園運営協議会規程」に則り、日常業務を審議及び決定する常任理事会として「名古屋電気学園運営協議会」を設置している。「名古屋電気学園運営協議会」では、理事会・評議員会の議案整理、理事会・評議員会に提案する事項の方針・原案に関する審議、学納金に関する審議、職員の採用に関する審議、組織の変更・人事異動に関する審議等を行っている。「名古屋電気学園運営協議会」は週 1 回の頻度で開催しており、円滑かつ迅速に戦略的意思決定ができる体制を整備している。「名古屋電気学園運営協議会」は理事会において指名された理事による構成としているが、理事長が指名する評議員として法人事務局長を、審議事項等に関係する教職員として総務人事部長、財務部長、大学事務局長、元専門学校長、若水事務部事務長が出席しており、法人全体で情報共有ができる体制を整備している。

理事会では、使命・目的を達成するための中期経営計画と、それに基づく事業計画を決定しているほか、学則等を始めとする重要な規則の制定、改正等の審議を行ってきた。理事会は必要に応じて開催しており、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度の理事会への理事の出席状況については、表 6-2-1 のとおりである。出席率を向上させるため、年間の理事会開催予定をあらかじめ周知しており、また、以前から課題としていたテレビ会議システムを令和 5(2023)年度から、意思表示書の徴収を令和 6(2024)年度から実施しており、出席率の向上に努めている。

表 6-2-1 理事の出席状況

理事会	開催数	1	2	3	4	5	6	7	8
令和4年度	月 日	5/27	9/27	11/29	1/31	2/28	3/28		
	出席者数※	10人	8人	10人	9人	9人	10人		
	意思表示出席者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	欠席者	0人	2人	0人	1人	1人	0人		
令和5年度	月 日	5/26	6/27	9/11	10/24	11/28	12/14	2/27	3/26
	出席者数※	9人	9人	8人	10人	9人	9人	9人	10人
	意思表示出席者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	欠席者	1人	1人	2人	0人	1人	1人	1人	0人
令和6年度	月 日	5/29	6/25	10/22	12/19	2/25	3/25		
	出席者数※	10人	9人	10人	9人	10人	10人		
	意思表示出席者数	0人	0人	2人	2人	0人	0人		
	欠席者	0人	1人	0人	1人	0人	0人		

※意思表示出席者数は出席者数に含む

また、本法人は、令和7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ、「名古屋電気学園理事会運営規程」を定め、令和7(2025)年度から運用を開始している。本規程には、理事会の職務権限、業務決定の委任、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録等必要な事項を定めており、今後は私立学校法並びに寄附行為及び本規程を遵守した理事会運営を行っていく。

理事の選任については、寄附行為に基づき、これまで、学長、高等学校長の他、社会経験、学識経験が豊かで本法人の運営に資する識見をもった者を選任し、理事会を構成してきた。今後は、令和7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ改正した寄附行為を遵守し、私立学校を経営するために必要な知識または経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者を選任していく。現状としては、令和7(2025)年3月25日に開催した理事会及び評議員会において理事選任機関の構成員を選任し、令和7(2025)年4月開催の理事選任機関において、新理事の候補者を決定した。令和7(2025)年5月1日現在、各評議員に新理事候補者に関する意見の提出を求めており、令和7(2025)年6月23日開催の定時評議員会において、新理事候補者に対する意見を聴き、その後開催する理事選任機関において選任する。

②使命・目的の達成への継続的努力

本法人は、令和元(2019)年10月に令和元年度から5年間の第Ⅰ中期経営計画を策定した。この中期経営計画が適切に運用されているか等、進捗状況等を管理するために令和2(2020)年度から法人事務局に「学園中期計画推進グループ」を設置している。令和3(2021)年度には本計画の検証を行い、国の方針である、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」「教育未来創造会議第一次提言」「次期教育振興基本計画」「あいちの教育ビジョン2025」等を踏まえた、令和6(2024)年度から5年間の第Ⅱ中期経営計画を策定した。

また、事業計画及び事業報告は、中期経営計画の進捗を踏まえ策定しており、理事会、評議員会において適切に審議、報告するとともに、教職員に対して周知している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

本法人における意思決定は、寄附行為及び「名古屋電気学園理事会運営規程」に基づき、理事会において決議を行っている。また、寄附行為並びに「名古屋電気学園理事会運営規程」及び「名古屋電気学園評議員会運営規程」にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を定め、遵守することで理事会及び評議員会の意思疎通と連携を適切に図っている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みとして、職員については「人材育成評価」を活用している。具体的には、業務改善の提案は「個人目標管理シート」を用いて行い、期首、中間、期末の 3 回、所属長との面談を通じて意見を聴取している。また、業務以外の提案、悩みなどもこの面談により意見を聴取している。これらの内容は、管理職ヒアリングにおいて管理職から法人幹部や、大学事務局長等の大学幹部に説明している。また、毎月、大学事務局長が各部局長と定期的な情報交換を行う場を設け、それぞれの部署における状況の共有を図るとともに、意見交換を行っている。

教員については、学科会議等により学科長等が提案をとりまとめ、学科長会等で報告し、必要に応じて学部長が対応している。

大学事務局長、学部長等は、学内の主要な会議の構成員となっており、必要に応じて教職員の意見を報告している。また、大学事務局長は内容により「名古屋電気学園運営協議会」において報告等を行っている。

「名古屋電気学園運営協議会」は、週 1 回の頻度で開催しており、本法人と各設置校との調整を行い、社会情勢にあわせた円滑な対応・意思決定を実現している。大学においては、「名古屋電気学園運営協議会」に出席する学長、大学事務局長が決定された事項を本学の「運営会議」で周知し、必要に応じて「大学協議会」及び教授会に報告等を行っている。

②評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任は、寄附行為に基づき、学園長、総長、学長、高等学校長、中学校長、専門学校長のほか、勤続 5 年以上の専任職員、本法人の設置する学校を卒業した者及び本法人に関係のある学識経験者から、理事会において適切に選任し、評議員会を構成してきた。今後は、令和 7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ改正した寄附行為を遵守し、寄附行為に定める評議員選任機関において、私立学校の教育または研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任していく。

評議員会の運営については、これまで、私立学校法に基づき、寄附行為にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を定め、それらを遵守することで、適切な運営を行ってきた。令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度の評議員会への評議員の出席状況については、表 6-3-1 のとおりであり、出席率を向上させるため、以前から課題としていたテレビ会議システムを令和 5(2023)年度から実施しており、出席率の向上に努めている。

表 6-3-1 評議員の評議員会への出席状況

評議員会	開催数	1	2	3	4	5	6
令和 4 年度	月 日	5/27	1/31	2/28	3/28		
	出席者数※	18 人	19 人	20 人	20 人		
	意思表示出席者数	0 人	0 人	0 人	0 人		
	欠席者	3 人	2 人	1 人	1 人		
令和 5 年度	月 日	5/26	9/11	10/24	11/28	2/27	3/26
	出席者数※	19 人	20 人	20 人	21 人	21 人	21 人
	意思表示出席者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	欠席者	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
令和 6 年度	月 日	5/29	6/25	2/25	3/25		
	出席者数※	17 人	20 人	20 人	21 人		
	意思表示出席者数	0 人	0 人	0 人	0 人		
	欠席者	4 人	1 人	1 人	0 人		

※意思表示出席者数は出席者数に含む

また、本法人は、令和 7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ、「名古屋電気学園評議員会運営規程」を定め、令和 7(2025)年度から運用を開始している。本規程には、評議員会の職務及び体制並びに適切な評議員会の運営を行うための職務権限、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録等必要な事項を定めており、今後は私立学校法並びに寄附行為及び本規程を遵守した評議員会運営を行っていく。

監事の選任については、これまで寄附行為に基づき、理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任してきた。また、寄附行為及び「学校法人名古屋電気学園 監事監査規程（令和 7(2025)年 3 月 31 日廃止）」に監事の職務を定め、これらに基づき適切に職務を遂行してきた。監事は、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務執行が適切に行われているか監査する他、年に 2 回、事業及び財産状況の監査を実施している。また、監査の際には、監査法人の公認会計士と情報交換やリスク認識を共有するため、監査状況についての意見交換も行っている。なお、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度の理事会・評議員会への監事の出席状況については、表 6-3-1、表 6-3-2 のとおりであり、出席状況は適切といえる。

表 6-3-1 監事の理事会への出席状況

理事会	開催数	1	2	3	4	5	6	7	8
令和4年度	月 日	5/27	9/27	11/29	1/31	2/28	3/28		
	出席状況	2人	2人	2人	2人	2人	2人		
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	欠席者	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
令和5年度	月 日	5/26	6/27	9/11	10/24	11/28	12/14	2/27	3/26
	出席状況	2人	2人	2人	2人	2人	2人	1人	1人
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	欠席者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
令和6年度	月 日	5/29	6/25	10/22	12/19	2/25	3/25		
	出席状況	1人	2人	2人	2人	2人	2人		
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	欠席者	1人	0人	0人	0人	0人	0人		

表 6-3-2 監事の評議員会への出席状況

評議員会	開催数	1	2	3	4	5	6
令和4年度	月 日	5/27	1/31	2/28	3/28		
	出席状況	2人	2人	2人	2人		
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人		
	欠席者	0人	0人	0人	0人		
令和5年度	月 日	5/26	9/11	10/24	11/28	2/27	3/26
	出席状況	2人	2人	2人	2人	1人	1人
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	欠席者	0人	0人	0人	0人	1人	1人
令和6年度	月 日	5/29	6/25	2/25	3/25		
	出席状況	1人	2人	2人	2人		
	意見書提出者数	0人	0人	0人	0人		
	欠席者	1人	0人	0人	0人		

また、本法人は、令和7(2025)年度施行の私立学校法を踏まえ、寄附行為、「名古屋電気学園理事会運営規程」、「名古屋電気学園評議員会運営規程」及び「名古屋電気学園監事監査等職務規程」を改正もしくは新たに定め、令和7(2025)年度から運用を開始している。これらの規則に、監事の選任、役割及び権限等を定めている。今後は私立学校法及びこれらの規則を遵守した上で、学校運営その他の学校法人の業務または財務管理について識見を有する者を監事として選任し、本法人の教育研究機能の向上と財政の基盤を確立するための監査を実行していく。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

法人全体の財政基盤については、令和 6(2024)年度末では、流動資産構成比率は 23.0%で、令和 5(2023)年度全国大学法人 520 法人の平均（医歯系法人を除く）14.2%を 8.8 ポイント上回り、内部留保資産比率は 40.2%で同平均の 28.2%を 12 ポイント上回っている。負債比率は 8.4%で、同平均の 13.3%を 4.9 ポイント下回っていることから、財政的に安定し、資産が固定化される事無く資金流動性に富んでいると評価できる。また、特定資産構成比率が 22.7%と同平均の 23.6%をやや下回っているが、資金の流動性に問題がないことから特定資産（施設整備引当特定資産・研究設備充実引当特定資産）の充実を図り、中長期的な財政支出に対する備えを継続的に実施し、安定した財政基盤の確立に取り組んでいる。

②収支バランスの確保

法人全体の収支状況では、事業活動収入の約 78.1%を占める学生生徒等納付金は、大学の根幹を成す収入である。大学は入学定員及び収容定員を安定的に確保し、継続的に定員を充足している。

一方、支出面では、人件費は令和6(2024)年度の人件費比率が本法人全体では46.9%であり、全国平均（医歯系法人を除く）の50.9%より4.0ポイント下回っている。また、教育研究経費については、令和6(2024)年度の計上額は約50億円、教育研究経費比率は40.4%と全国平均の36.6%より3.8ポイント上回っていることから他の経費を抑え、教育研究の充実に向けた支出を維持している。

収支バランスを見る経常収支差額はプラスを維持している。また、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に照らし合わせても、「正常状態」を維持していることから、収支バランスは確保している。

外部資金獲得に向けては、科学研究費、共同研究、受託研究等による産学官の研究推進のため、技術シーズ集の内容など見直しているほか、マッチングファンド形式「プロジェクト共同研究」においては、企業から提供された研究資金と同額の研究資金を本学予算で措置することにより、研究の活性化を目指した施策を実施している。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

第Ⅱ期中期経営計画の柱となる、ビジョン「α」を実現するための 5 つの重点戦略のうち、「経営基盤強化戦略」の「収支の適正化」を図るため、経常収支差額の適正化を基本方針とし、補助金・外部資金の獲得等による収入の増加、支出予算の見直しを行っている。経営判断指標による経営分析では、令和元(2019)年度から「正常状態」を維持しているこ

とから適切な財務運営が出来ている。また、魅力あるキャンパスづくりの具体的な改修計画と資金計画を連動させることで教育研究環境の充実を図るため、財務部では本法人の将来構想に基づく施設設備計画等の検証を行っている。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

本法人は、安定した財務運営の維持を図るため、第Ⅱ期中期経営計画及び事業計画を基に、経済状況、社会変化、本学の財政状況等と併せ予算編成を行っている。

当初予算を編成後、予算執行状況を検証し補正予算を編成している。当初予算及び補正予算は、「名古屋電気学園運営協議会」の承認後、評議員会の意見を聴き、理事会で承認している。

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」、「固定資産及び物品調達規程」等の諸規則に基づき、適正に会計処理を実施している。予算執行においては、発生源（学科事務等）で仕訳データの入力（伝票作成）を行うことで、リアルタイムで予算執行状況を確認できる環境を整備している。経理会計課は、伝票データと提出された証憑書類を基に、使途、内容、金額、勘定科目等を複数人で確認し、経理会計課長の最終承認を経て会計処理に反映している。

また、毎年、私立学校法、寄附行為に基づく監事監査、「監査室規程」、「内部監査要項」等に基づく内部監査及び私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査等、視点の異なる複数の監査を実施し、会計処理が適正に行われていることを確認している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、寄附行為に基づき監事を置いており、監事は、法人業務、財産状況、理事の業務執行状況等を監査するため、理事会に出席する他、年2回の監事監査、「名古屋電気学園運営協議会」や大学会議体等の出席、学内の教育・研究施設視察等、積極的に管理運営及び教学面に対する監査を適切に実施している。

監査法人による会計監査は、期中監査（仕訳データの確認、元帳、証憑書類及び現預金との照合、物品購入等調達手続き、システムレビュー、内部統制調査等）及び決算監査（計算書類の表示チェック等）に加え、各キャンパスの实地監査（会計処理全般・備品実査）を毎年実施している。また、新規事案の発生や会計処理上判断が難しい事案が発生した場合は随時相談・指導を受ける体制を整備している。

決算については、「名古屋電気学園運営協議会」の承認及び、監事監査を経て理事会で承認された後、評議員会に報告している。

学内における内部監査は、監査室を理事会直轄機関として業務執行ラインから独立させ、

公正性及び客観性を担保する体制として設置し、監査室と外部の専門家（公認会計士）と連携して対応している。

監査室は、会計監査を含めたガバナンス強化に関する取組みとして、監事と監査法人の連携強化を図るため、「三様監査連絡会」を年に2回開催している。同連絡会においては、各々の監査を有効かつ効率的に機能させるため、情報を共有し、課題等についてもディスカッションを行い監査体制の強化に努めている。

公的研究費については、「愛知工業大学公的研究費内部監査実施要項」により、年1回の通常監査、特別監査を実施しており、監査結果を受けた研究費不正使用防止推進委員会が、必要に応じて研究費不正使用防止の観点から使用ルール等の改正を審議している。さらに、監査室は公的研究費の研究代表者の一部を対象に、科研費等の公的研究費に限らず学内予算である配分教研費も含めた研究費全般に対して、外部の専門家（公認会計士）を加え、より実効性の高いリスクアプローチ監査を実施している。

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

公的研究費内部監査、リスクアプローチ監査を通じて業務のバラツキ、不備等を発見することができている。また内部監査部門と研究費不正使用防止推進委員会とが連携することにより不正使用防止計画の策定や使用ルールの改正など、内部統制機能強化や業務改善につなげることが出来ている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和元(2019)年度の認証評価において、公益通報に関する規則及び通報窓口のウェブサイト等での公開について、大学のみで通知される参考意見として受領している。

また、令和2(2020)年のコロナ禍以降、テレビ会議システムを利用した理事会・評議員会の開催及び欠席者に対する意思表示書の徴収について課題として認識しており、令和5(2023)年度の自己点検・評価において改善・向上方策（将来計画）に意思表示書の徴収について検討事項として挙げることにした。

また、18歳人口の減少や人手不足が問題となっている中、業務の効率化は喫緊の課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和元(2019)年度の認証評価における公益通報に関する規則及び通報窓口のウェブサイト等での公開に関する参考意見については、令和2(2020)年8月から、学内だけでなく、学外の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、本学ウェブサイトにも掲載している。

また、令和2(2020)年のコロナ禍以降課題としていたテレビ会議システムを利用した理事会・評議員会の開催については令和5(2023)年度から実施している。令和5(2023)年度の自己点検・評価において改善・向上方策（将来計画）の検討事項として挙げた欠席者に対する意思表示書の徴収については、令和6(2024)年度から実施しており、出席率の向上に務めている。

また、業務の効率化を図るため、業務の棚卸しを実施すると同時に、書面で行っている

業務をデータ化し、自動化による業務を検討する。さらに、証明書発行・検定料・在籍料など現金で取扱っている項目に対し、キャッシュレス化の推進を検討することにより、さらなる内部統制機能の強化を行っていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. ものづくり人材の育成

A-1. 「ものづくり」を柱とした実学教育

- ① 「ものづくり」を柱とした実学教育の確立
- ② 「ものづくり」を柱とした実学教育の支援体制
- ③ 「ものづくり」を柱とした実学教育の実践

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 「ものづくり」を柱とした実学教育の確立

本学の母体となる名古屋電気学園が標榜する建学の精神「企業の第一線で活躍する技術者の育成」のもと、本学は昭和 34(1959)年に、建学の精神「自由、愛、正義」を掲げ、中部地方初の工科系単科大学として開学した。教育のモットーである「創造と人間性」を教育理念とし、「社会の発展に貢献する豊かな人間性を備えた人材の育成」を目指して、開学以来、製造業が盛んな地域に立地する特性を活かし、ものづくりを基盤とした実学教育に重点的に取り組んでいる。

平成 12(2000)年からは、総合教育科目として「ものづくり」に携わる学外の多様な講師を招いて行う「ものづくり文化」、平成 19(2007)年からは、リバーズ・エンジニアリングの手法を用い、創造的営みの本質を体験的に学ぶ「ものづくり文化実習」、平成 28(2016)年からは、経営学部で「ものづくり」から顧客価値の創出を学ぶ「ものづくり経営論」を開講している。

表 A-1-1 令和 7(2025)年度「ものづくり文化」講義内容

1 回	ものづくり文化序論
2 回	日本のものづくりの源流
3 回	受け継がれるものづくり DNA
4 回	企業の文化を築くトヨタ生産方式
5 回	「電気がある暮らし」を支え続けるものづくり
6 回	受け継がれるノリタケの DNA
7 回	企業における生産技術と設計
8 回	国土を守る公共のものづくり
9 回	建築におけるものづくり —技術（ツール）がもたらす変化—
10 回	根付に学ぶ日本のものづくり文化
11 回	ものづくりにおけるデザインの力
12 回	からくり人形の歴史と構造
13 回	脱炭素のものづくり
14 回	まとめ

15回	定期試験及び解説
-----	----------

加えて、各学科の講義で得た知識を「実験・実習」「地域連携」「企業との共同研究」「インターンシップ」等、実践する機会を幅広く提供している。

以上のように、本学では「ものづくり」の知識を学修する機会と専門知識を活かし実践する場を設けており、学生は、実践的かつ最先端の情報・技術、現場での課題解決の手法を学ぶとともに、学生にもものづくりの原点である、創意工夫や改善、技術力、問題解決力を浸透させている。

「ものづくり」を柱とした実学教育の確立には、実践力を養うための研究施設が不可欠であり、本学は、その整備、充実に取組むとともに、産学官連携や分野横断研究による人材育成に注力してきた。

ア 総合技術研究所及び研究センターの設置

総合技術研究所及び研究センターを設置し、それぞれの目的の達成に向けた研究を実施するとともに、学生に実験、実習の場を提供している。

表 A-1-2 研究センターの設置目的

総合技術研究所	「産学官の連携」を推進する研究所として 1992 年 4 月に設立。産業界の先端化・多様化への対応や地域への貢献を目指した研究・教育活動を実施
耐震実験センター	日本最大級の産官学共同利用実験施設として 1998 年設立。橋梁などの耐震性向上や免震装置の開発などを目指して、産学協同研究を進め、耐震工学、構造工学の技術向上と発展に寄与
地域防災研究センター	「地震情報活用と防災拠点形成による地域防災力向上技術開発」の拠点として、2005 年 4 月に設立。地震危険度の最も高い地域の企業の防災力を「産学連携」によって向上する研究を実施
エコ電力研究センター	「マイクログリッド導入による次世代型電力供給システムの開発」を実施するため 2007 年 4 月に設立。地球規模の環境問題、エネルギー問題の解決に向けた研究を実施
ロボット研究ミュージアム	ロボット技術を通して大学の重要な使命である「教育」、「研究」、「社会貢献」の充実を図るべく 2019 年に設置。学内のロボット関連研究室を集約し、研究室間の相互連携を高め、高度かつ実践的な研究を実施

イ 産学官連携及び分野横断研究による人材育成

a 産学官連携

本学は、産学官連携を推進する中で、「ものづくり」の実学教育の効果をより高める

ことを視野に入れ、学生を積極的に企業との共同研究等に参加させている。

- ・実践的な学びの提供

企業が実際に直面している課題やプロジェクトを学生が体験でき、理論だけでなく、現場での「生きた知識」を学ぶ機会を提供する。

- ・学生のキャリア意識の向上

業界の現場を知ること、将来の職業選択や進路に対する意識が高まるとともに、インターンシップや共同研究等を通じて、自分の適性や関心分野を認識する。

- ・学生のモチベーション向上及び研究倫理意識の向上

「この学びが社会でどう役立つか」が明確になるため、学ぶ意欲が高まり、自律的な学びにつながる。また、企業との共同研究等への参加により、研究インテグリティの意識付けを促す。

b 分野横断研究

研究の質の向上を目的とするとともに、特色ある研究を支援する「教育・研究特別助成（研究）」では、分野横断研究を推進している。本研究は、複数の教員が有する研究シーズを集結し、融合的分野の開拓や複合的な問題の解決を目指している。この研究に学生も参画することにより、他の研究分野への理解を深めることができ、「ものづくり」に対する視野を広げることに寄与している。

②「ものづくり」を柱とした実学教育の支援体制

平成 4(1992)年に設立した総合技術研究所は、本学における産学連携の研究拠点として、工学分野を中心とした研究活動を行っており、その成果を産業界に還元し地域産業の発展に寄与している。同研究所及び耐震実験センターを始めとする各センターが学部・学科等と連携し、工学関係を始めとする研究活動に意欲的に取組み、その研究成果を学生の実学教育に還元している。

平成 13(2001)年、学生が自ら「ものづくり」の目標を定め、実現に向けてチャレンジする取組みを支援する、本学独自の制度「学生チャレンジプロジェクト」を創設した。この制度は、ものづくりや実験などを行う場所の提供、コンテストや大会に参加するための経費等の支援を行っている。令和 6(2024)年には、関係規程を整備し、実学教育の一端として本プロジェクトを実施することを明確にし、また、学生のモチベーション向上等を目的に表彰制度を創設した。

表 A-1-3 令和6年度学生チャレンジプロジェクト申請団体一覧表

1	水中探査ロボットプロジェクト
2	AIT 鉄人プロジェクト
3	演算増幅器設計コンテスト (オペコン) 目指せ入賞プロジェクト
4	JSBC2024
5	ET ロボコン 2024 参戦プロジェクト
6	災害対応ロボット研究プロジェクト
7	自律移動ロボット競技会への参加
8	二足及び多足歩行、走行ロボットの製作
9	2024 年美浜ミニバイク 6 時間耐久レースへの参戦
10	RoboCup プロジェクト
11	防災ボードゲーム製作と地域での活用
12	SDGs 視点で考える食品ロス削減活動ー豊田市との連携から自由ヶ丘キャンパスまでー
13	蒸気機関車のレストアと各イベントの出展
14	可搬型の家具固定実験装置の製作と家具固定の推進活動
15	新しいゲーム関連情報技術を取り入れたゲーム制作と東京ゲームショウ 2024 への出展
16	TGS2024 出展に向けたビジュアルデザインプロジェクト
17	TGS2024 出展に向けたクロスメディア戦略プロジェクト
18	2024 Ene-1 SUZUKA Challenge、2024 Ene-1 MOTEGI への挑戦
19	進化計算コンペティションのためのモジュール開発
20	学生による空き空間の活用を通じたプレイスメイキング
21	学生フォーミュラ日本大会 EV 参戦プロジェクト
22	設計競技および建築コンペティションへの参加
23	AIT アイデアクリエイターズ
24	菱野団地における多世代交流促進兼課題解決プロジェクト
25	岐阜市中心市街地における活性化プロジェクト
26	ミニ四駆 AI 開発プロジェクト
27	種子島ロケットコンテスト モデルロケットプロジェクト
28	全日本学生室内飛行ロボットコンテスト

平成 15(2003)年には、学生の創作活動をサポートする施設「みらい工房」を整備した。学生は、工具や機械設備、資材などを自由に使用でき、ものづくりのアイデアを形にすることで、ものづくりの楽しさを体験できる施設となっている。

表 A-1-4 令和 6 年度みらい工房利用者数一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数計		74	170	187	306	254	193	445	178	222	166	15	27	2237
目的別 内訳	授業	50	133	127	140	28	0	72	93	155	73	3	0	874
	研究室活動	15	16	8	34	36	35	34	21	25	20	2	20	266
	クラブ活動	0	11	37	63	28	15	5	4	7	0	0	0	170
	チャレンジプロジェクト	0	0	4	33	116	141	47	0	4	0	1	0	346
	私用	2	6	4	14	16	1	4	5	15	5	4	6	82
	他	7	4	7	22	30	1	283	55	6	68	5	1	489

さらに、平成 27(2015)年に、大学の「ものづくり」をさらに発展させるため、学内の各所に分散していたロボット関連研究室を 1 か所に集約、ロボット製作・実験環境を整えた「ロボット研究ミュージアム」を創設した。教授陣による製作指導、各種コンテスト等への参加支援なども行い、学生のものづくりをサポートしている。

本学の研究活動を通じたものづくりに関する各種の実学教育の取組みは、主に研究支援本部を拠点とし、同本部の下に総合技術研究所、耐震実験センター、地域防災研究センター、エコ電力研究センターを置く体制となっている。

研究支援本部では、大学が保有する技術シーズを広く公開する「愛工大テクノフェア」の他、「大学見本市～イノベーション・ジャパン」などの学外イベントに積極的に出展し、学生自ら説明する機会を設け、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力などの育成を図っている。

「産学官の連携」を推進する総合技術研究所は、各研究センター、大学院・学部と連携し、国、地方自治体、産業界の先端化・多様化への対応や地域への貢献を目指した研究活動を実施している。(図 A-1-1) これらの取組みの中で、学生に先進的研究や地域貢献活動等に参加する機会を提供するなど、より実践的な実学教育を推進する体制を整備している。各研究センターにおける主な取組みを表 A-1-5 に示す。

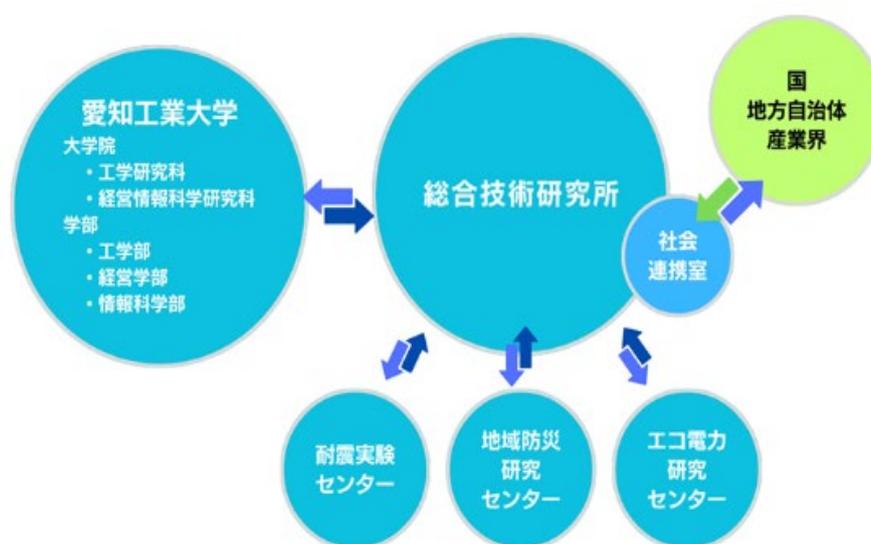


図 A-1-1

表 A-1-5 研究センターにおける取組

総合技術研究所	総合技術研究所内に設置された走査透過型電子顕微鏡 (TEM/SEM) や ICP 質量分析装置などの設備を利用し、教員が実施する企業等との共同研究や受託研究を通じて実践的に学ぶことを可能としている。
耐震実験センター	日本最大級の実験施設である耐震実験センターでは、受託試験等多くの企業や大学などの施設利用があり、学生は実物に近いサイズの耐震実験プロセスの見学・実体験が可能となっている。
地域防災研究センター	令和 3(2021)年に学生防災研究会「学防(まなぼう)ラボ」を設置。豊田市と一緒に学校防災教育や自主防災組織のリーダー育成講座を開催するなど、防災についての実践的な活動を行っている。
エコ電力研究センター	脱炭素社会に向け、専門分野を横断した再生可能エネルギーが中心となった社会を目指し、シミュレーションだけでなく、実際の装置やシステムを用いた実験を通じて、実証実験を行っている。
ロボット研究ミュージアム	ロボット製作に必要な設備や材料が揃い、設計から製作までの作業を可能としている。「鉄人 28 号」の製作に取り組む「鉄人プロジェクト」やデンソーウェーブが開発したアーム型ロボット COBOTTA との協働を目指した「COBOTTA プロジェクト」などを実施している。

③「ものづくり」を柱とした実学教育の実践

本学は、産業界を始め、実社会で役立つ人材を育成する「実学教育」に重点を置き、「ものづくり」を柱とした教育に力を入れている。

総合技術研究所及び実験・研究センターには、先端設備を始め、多種多様な設備が揃っており、これらを活用した、豊富な実験や実習を取り入れたカリキュラムが編成されている。単なる知識の習得だけでなく、実際に手を動かし体験する、実践力を身につける学びに注力している。中でも、実験科目は、その6割を豊富な経験を有した実務家教員が担当しており、学生は理論と実践の両面から専門的な理解を深めることが可能である。

本学の実学教育の一端として実施している「学生チャレンジプロジェクト」により、ものづくりに挑戦する豊かな人間性とチャレンジ精神を有する人材を養成している。学生は、このプロジェクトを通じて、ロボカップやフォーミュラーワンなどの各種の競技・コンテストに参加し、技術力と実践力を養っている。また、国内外の学生と交流することで、社会に出て重要となる、コミュニケーション能力や協働する力、グローバルな視野などが育まれている。近年では、SDGsなどを始めとする社会課題の解決にも貢献しており、学生の社会的視野を広げるとともに、地域との関わりを通じて創意工夫や問題解決能力を育むことにもつながっている。

「みらい工房」においては、学生が工具や工作機械を使い、技術指導員のアドバイスを受けながら、創作活動に打ち込み、「ものづくり」を体現している。

総合技術研究所や各研究センターでは、最新の理論やスキルを取り入れた研究活動を通じて実践的に先端技術を学ぶことができ、大型設備や各種実験機器を用いて、座学だけでなく、実際に手を動かして「ものづくり」を実践するトレーニングの場となっている。

また、「教育・研究特別助成（研究）」「プロジェクト共同研究」の各制度や総合技術研究所、各研究センターでの実学教育の中で、近年は地域の課題解決のための研究を実施し、これらにも多くの学生が参画している。

表 A-1-6 地域の課題解決のために実施したプロジェクト等

プロジェクト等	実施内容
人にやさしい遠隔操縦付き自動運転車開発プロジェクト（通称 HAVRec）	包括連携協定を締結する豊田市から譲渡された一人乗り電気自動車「COMS（コムス）」を用いて「人にやさしい」をキーワードに、遠隔操縦付き自動運転システムの実現を目指した要素技術並びに全体システムの開発を行っている。
装着型生活支援ロボットの開発	豊田地域医療センター、名古屋市立大学、日本赤十字豊田看護大学と共同して、事故や病気で脚に麻痺が生じ、立つ・歩くといった日常動作が著しく困難となる運動機能に障害があっても、立って歩く生活ができるように支援するロボットの開発を行っている。
「草刈りロボット」の開発	豊田市、しきしまの家の共同研究による「草刈りロボ

	ット」を開発し、山村の持続化に貢献しようという野心的な取組みを開始、学生も参加して草刈り体験を通じて課題点を検討するなど、実証実験を行っている。
愛知農業を維持継続するための農作業軽労化汎用機械の開発と普及 (知の拠点あいち重点研究プロジェクトIV期)	愛知県の主要な農作物の一つキャベツの生産は、農家にとって重労働であり、生産継続における大きな課題となっている。本学は企業との共同研究によりキャベツの生育診断技術と、自動施肥技術の開発、収穫作業を支援するための野菜作業車の間欠運転技術や将来の自動運転実現に向けた電動化技術の研究開発を実施した。

これらのプロジェクトに学生が参画することにより、地域社会の課題を知る機会になるとともに、教育課程では修得できない最新技術・知識に触れる機会にもなり、特に ICT、バイオ、AI などの急速に進化する分野では貴重な体験ができる実践的な学びとなっている。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「ものづくり文化」「ものづくり文化実習」「ものづくり経営論」の各科目は、毎年途切れることなく履修希望者が存在している。特に「ものづくり文化」は顕著な人気を誇り、毎年 100 人以上の学生が履修している状況である。また、「ものづくり文化」を履修した学生の約 9 割が「自身の成長や将来に役立つ内容だった」と評価しており、実践的な「ものづくり」教育が学生の高い満足度と成長実感につながっている。

総合技術研究所及び各研究センターにおいては、それぞれの研究目的に沿った研究に学生も参加しており、実践教育の場となっている。また、共同研究などの産学官連携プロジェクト等は安定した件数を維持することで多様な教育の機会を提供している。さらに、学生は、地域の課題解決のための取組みには打合せから参加しており、コミュニケーション能力や協働する力、探究心などの養成も含め、実践的な学びの場となっている。

今後も、外部からの意見聴取の結果等も踏まえ、社会に必要とされる実学教育が実施できているか、定期的に検証を行い、実学教育の確立に一層注力していく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

実学教育のための支援を継続するため、インターンシップや共同プロジェクトなどの実践的な学びの場を創出する産学連携の強化や実学教育の実践環境整備のさらなる充実を図っていく。

「学生チャレンジプロジェクト」においては、きめ細かい支援を行えるよう、学内関係部署が、より連携を強化して取り組んでいく。

共同研究などの産学官連携プロジェクト等は安定した件数を実施しているが、継続した企業が多く、特に、製造業の中小企業からの申込は少ない。学生がより多様な実践的学びを経験するためには、新たな企業の開拓が必要である。本学では、企業から相談等を受けるため、本学ウェブサイト「技術相談」の窓口を開設しているが、今後この「技術相談」

窓口をさらに広く周知し、新規の企業を呼び込む必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

実験・実習に重きを置いた、実践的なカリキュラムの質的向上を図るとともに、学生が現場での実践力を育む産学連携や地域貢献等の各種取組みの一層の充実を図っていく。

「学生チャレンジプロジェクト」においては、成果発表など情報発信の更なる充実を図ることで、学生のモチベーションの向上による実践的な学びの充実、参加者数の増加等につなげていく。

産学官連携については、「愛工大テクノフェア」、「AIT テクノサロン」、「愛知工業大学プロジェクト共同研究シンポジウム」等の各種イベントにおいて、技術シーズ集等を配布して、本学の産学官連携活動をより広く周知するとともに、企業等の技術ニーズの集約を進めていく。また、中小企業等との相談・連携を促進するため、「プロジェクト共同研究」の募集及び「技術相談」の窓口については、ウェブページのほか、産学連携協定元の銀行等を通じて、顧客企業等に対し周知し、新規企業との共同研究等へつなげていく。

V. 特記事項

1. 学生チャレンジプロジェクト

学生チャレンジプロジェクトは、平成 13(2001)年に始まった本学独自の制度で、「ものづくり」への情熱を学生の夢の実現へとつなげることを目的として、令和 6(2024)年度からは規程化し、制度として持続的に取組める体制となった。

本プロジェクトは、本学が推進する「実学教育」の一端として位置づけられており、学生が自らプロジェクトを企画し、製作場所の提供、材料費の支援、コンテストや大会参加費の補助などを通じて、実践的な学びの機会を提供している。

プロジェクト活動では、「ものづくり」をテーマに創造性豊かな取組みが進められており、社会に広く発信できる夢のある創作活動が行われている。また、近年は、SDGs などの社会課題の解決にも貢献する活動もあり、学生の社会的視野を広げるとともに、地域との関わりを通じて、創意工夫や問題解決能力を育むことにもつながっている。

令和 6(2024)年度は、水中探査ロボット、SDGs 視点による食品ロス削減、災害対応ロボット、菱野団地での多世代交流促進、新しいゲーム関連情報技術を取り入れたゲーム制作と東京ゲームショー 2024 への出展など、計 28 のプロジェクトが活動し、総額約 2,100 万円の支援が行われた。各プロジェクトの成果は、学内での報告会やステークホルダー向けの発表を通じて共有されているほか、本学ウェブサイト上でも情報発信を行っている。

また、同年度には、学生のモチベーションの向上と本学の社会的プレゼンス向上に資するため、表彰に関する規程を整備し、優れた成果を収めたプロジェクトを表彰した。

2. 名古屋電気学園 愛名会

「名古屋電気学園愛名会」は平成 9(1997)年に本法人創立 85 周年記念事業の一環として中部財界の主要企業の支援のもと発足し、現在の会員数は 1,385 社に達している。

SDGs を始めとする社会のニーズに応えた教育の実現と人材の育成、本法人の学術的文化的機能や情報の提供による社会への貢献および学生・生徒間のより有益な就職情報の交換交流などの事業活動を通じて、地元産業への振興、技術的発展の充実に努めている。

「名古屋電気学園愛名会」の主な本学に関わる活動は以下のとおり。

- ① 総会・講演会・懇親会の開催
- ② 「企業案内」の発行
- ③ 本学と共催で「学内企業展（企業研究会）」を開催
- ④ インターンシップ制度を活用して学生受け入れの積極的な斡旋を支援
- ⑤ 愛知工業大学同窓会と共催で「AIT 業種・仕事研究フェア」への支援
- ⑥ 本学の教育・研究事業の支援として「学生チャレンジプロジェクト」への助成
- ⑦ 設置校クラブ活動への支援

中でも、学内企業展(企業研究会)は、900 社を超える企業が参加しており、令和 7(2025)年度に就職した学生のうち、568 名が「名古屋電気学園愛名会」の会員企業 298 社に入社を決めるなど、本学の高い実就職率の基盤となっている。

また、例年、教育・研究活動等への支援として合計 400 万円の寄付を受けており、教育・研究活動に関わる支援や学生の国際交流に対する奨学金等に充てられている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「目的及び使命」を定め、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、学術の理論と応用を教授研究し、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者を育成することを目的とし、あわせて、人類の福祉に貢献するとともに地方産業の技術的発展に寄与することを使命とする。」と明記している。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし。専門職大学は設置していない。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に「組織」を定め、工学部、経営学部及び情報科学部を設置している。	1-1
第 87 条	○	学則第 8 条に「修業年限」を定め、4 年としている。	4-1
第 88 条	○	学則第 26 条に「転入学及び編入学」及び学則第 27 条に「再入学、転入学、編入学、転学部及び転学科の修業年限」を定め、明記している。なお、編入学試験の入学年次は、3 年生としている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし。専門職大学は設置していない。	4-1
第 89 条	—	該当なし。学則第 12 条に「卒業」について「本学に 4 年以上在学し、第 11 条の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定めている。	4-1
第 90 条	○	学則第 20 条に「入学資格」を定め、明記しており、入学予定者に対して、卒業証明書等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1
第 92 条	○	本法人の「運営規則」第 11 条に「職員の種類」を定め、明記しており、学長、副学長及び学部長の校務については、第 21 条から第 24 条に定め、明記し、また、「副学長の職務に関する規程」において副学長の職務に関し、必要な事項を定めている。 教授、准教授、講師、助教の資格については、「教員選考に関する規程」において資格を明記しており、採用、昇任の際は、本規程に従い、資格審査を行っている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 46 条に「大学協議会及び教授会」を定め、詳細は、「教授会規程」及び「大学院教授会規程」に明記している。また、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」について、学部は、「教授会代議員会に関する細則」に従い、代議員会において審議している。	5-1
第 104 条	○	学則第 14 条、大学院学則第 28 条及び「学位規程」に明記し、学位の授与を行っている。	4-1
第 105 条	○	「履修証明プログラム実施規程」を定め、「社会人防災マイスター	4-1

愛知工業大学

		養成講座」を開講している。	
第 108 条	—	該当なし。短期大学は設置していない。	3-1
第 109 条	○	学則第 1 条及び「自己点検・評価委員会規程」に明記し、本学における自己点検・評価は、3 年ごとに行い、「自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイトで公表している。 また、認証評価機関による認証評価を受審し、大学評価基準に適合している旨の認定を受け、その結果を本学ウェブサイトで公表している。	2-2
第 113 条	○	本学ウェブサイトに教育情報を公表しており、研究については、紀要を刊行している。	4-2
第 114 条	○	本法人の「運営規則」第 11 条に「職員の種類」を定め、明記している。なお、事務職員は、本法人の「事務組織規程」により職務を明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 26 条に「転入学及び編入学」を定め、明記しており、編入学試験を実施している。	3-1
第 132 条	○	学則第 26 条に「転入学及び編入学」を定め、明記しており、編入学試験を実施している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	すべての事項を学則に明記している。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当なし。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条「懲戒」及び「学生懲戒規程」を定め、明記している。	5-1
第 28 条	○	本法人に「文書取扱規程」、「文書保存規程」等を定め、各担当部局において備えている。	4-2
第 143 条	○	教授会規程第 6 条に「代議員会」を定め、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができると明記されている。	5-1
第 146 条	○	学則第 26 条に「転入学及び編入学」及び学則第 27 条「再入学、転入学、編入学、転学部及び転学科の修業年限」を定め、明記している。なお、編入学試験の入学年次は、3 年生としている。	4-1
第 147 条	—	該当なし。学則第 12 条に「卒業」について「本学に 4 年以上在学し、第 11 条の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定めている。	4-1
第 148 条	—	該当なし。本学の修業年限は全学部 4 年としている。	4-1
第 149 条	—	該当なし。「三年以上在学したものに準ずる者」の設定はない。	4-1
第 150 条	○	学則第 20 条に「入学資格」を定め、明記している。	3-1

愛知工業大学

第 151 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 152 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 153 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 154 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 161 条	○	3 年次編入学試験を実施している。	3-1
第 162 条	○	学則第 26 条「転入学及び編入学」第 1 項に定め、明記している。	3-1
第 163 条	○	学則第 15 条に「学年」を、第 16 条に「学期」を定め、明記している。また、学部及び大学院において、秋季卒業制度を、大学院のみにおいて秋季入学制度を設けている。	4-2
第 163 条の 2	○	「副専攻に関する規程」及び「履修証明プログラム実施規程」を定め、それぞれ修了の事実を証する証明書を交付することとしている。	4-1
第 164 条	○	「履修証明プログラム実施規程」を定め、「社会人防災マイスター養成講座」を開講している。	4-1
第 165 条の 2	○	「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を大学全体、学部・学科及び研究科ごとに定め、本学ウェブサイト等で公開している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	「自己点検・評価委員会規程」により、組織及び点検評価項目を定め、自己点検・評価は、3 年ごとに行っている。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況を本学ウェブサイトで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 12 条「卒業」の第 2 項で明記しており、卒業証書及び学位記の授与は学長が行っている。	4-1
第 178 条	○	学則第 26 条「転入学及び編入学」第 2 項及び第 27 条「再入学、転入学、編入学、転学部及び転学科の修業年限」を定め、明記している。	3-1
第 186 条	○	学則第 26 条「転入学及び編入学」第 2 項を定め、明記している。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準のほか、関係法令に定められた水準を最低基準とし、自己点検・評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等の見直しを行うことにより、その水準を継続的に向上するよ	2-2 2-3

愛知工業大学

		う努めている。	
第 2 条	○	学則第 2 条の 2「教育研究上の目的の公表等」に「前条の学部における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定め、公表するものとする。」と明記し、「愛知工業大学人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」により、各学部・学科ごとの人材養成に関する目的等を定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	教授会規程第 6 条「代議員会」第 2 項を定め、合否判定を行っている。また、入試委員会規程に基づき、適切な体制を整備している。	3-1
第 3 条	○	各学部は、教育研究上、適当な規模内容であり、教育研究実施組織、教員数も大学設置基準に則っている。	1-1
第 4 条	○	学則第 3 条に「学部及び学科」を定め、工学部には、電気学科、応用化学科、機械学科、社会基盤学科及び建築学科を、経営学部には経営学科を、情報科学部に情報科学科を設置している。	1-1
第 5 条	—	該当なし。学科に代わる課程は設置していない。	1-1
第 6 条	—	該当なし。学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	「愛知工業大学教育研究実施組織等規程」を定め、教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織等を編制している。また、同規程第 2 条「教育研究実施組織等」により、各部局の職務及び責任範囲を定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	主要授業科目は原則、専任教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	○	学長及び一部教員については、研究及び運営に専念するため、授業を担当していない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準に則り、必要教員数以上の教員を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	「愛知工業大学 FD 委員会規程」及び「愛知工業大学 SD 推進委員会規程」を定め、「FD 委員会」「SD 推進委員会」を設置している。また、毎年度、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営と組織的な授業改善を行うために研修を実施している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長の資格は、本法人の「愛知工業大学学長選考規程」第 2 条に明記しており、本学の学長は、本規程に基づき理事会が選任している。	5-1
第 13 条	○	教授の資格は、「教員選考に関する規程」第 3 条「教授の資格」に	4-2

愛知工業大学

		明記しており、採用及び昇任の際は、本規程に従い、資格審査を行っている。	5-2
第 14 条	○	准教授の資格は、「教員選考に関する規程」第 4 条「准教授の資格」に明記しており、採用及び昇任の際は、本規程に従い、資格審査を行っている。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師の資格は、「教員選考に関する規程」第 5 条「講師の資格」に明記しており、採用及び昇任の際は、本規程に従い、資格審査を行っている。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教の資格は、「教員選考に関する規程」第 6 条「助教の資格」に明記しており、採用及び昇任の際は、本規程に従い、資格審査を行っている。	4-2 5-2
第 17 条	—	該当なし。教員の助手を置いていない。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 18 条「収容定員」を定め、明記している。	3-1
第 19 条	○	学則第 4 条「授業科目」を定め、別表により明記している。また、各教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「専門教育科目」及び「総合教育科目」で構成している。	4-2
第 19 条の 2	○	学則第 11 条の 3「他大学の授業科目の履修等」を定めており、「30 単位を超えない範囲で、卒業要件の単位として認めることができる。」としている。	4-2
第 20 条	○	学則第 4 条「授業科目」を定め、別表により明記している。	4-2
第 21 条	○	学則第 7 条「単位の計算方法」を定め、明記している。	4-1
第 22 条	○	学則第 16 条の 2「授業期間」を定め、明記している。なお、学生便覧等に行事予定表を掲載している。	4-2
第 23 条	○	学則第 16 条「学期」を定め、前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしており、それぞれの授業期間は 15 週としている。	4-2
第 24 条	○	授業内容や方法に応じて複数クラスを開講し、履修者数を考慮している。一部の教養科目等では、教室の収容定員に合わせて履修者数の上限を設け、抽選による履修者の選抜を実施し、授業規模を確保している。	4-2
第 25 条	○	学則第 11 条の 2「授業方法」を定め、授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかで大別している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	全教員へシラバスの作成を義務付けており、本学ウェブサイト及び大学ポータルシステムに明示している。また、「履修細則」第 10 条に「単位の認定」を定め、成績評価基準について明記している。	4-1
第 26 条	—	該当なし。昼夜開講制は経営情報科学研究科のみ実施。	4-2
第 27 条	○	学則第 10 条「単位の認定」を定め、明記している。	4-1
第 27 条の 2	○	「履修細則」第 3 条に、履修登録できる授業科目の上限を定め、	4-2

愛知工業大学

		明記している。	
第 27 条の 3	—	該当なし。連携開設科目は設けていない。	4-1
第 28 条	○	学則第 11 条の 3「他大学の授業科目の履修等」を定め、「30 単位を超えない範囲で、卒業要件の単位として認めることができる。」としている。	4-1
第 29 条	—	該当なし。短期大学等の授業科目の履修による単位認定は行っていない。	4-1
第 30 条	○	学則第 27 条の 2「再入学、転入学、編入学、転学部、転学科者及び 1 年次に入学した者の既修得単位」を定め、30 単位を超えない範囲で認めている。	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし。いわゆる長期履修制度は行っていない。	4-2
第 31 条	○	学則第 43 条「科目等履修生」及び「科目等履修生規程」を定め、明記している。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 11 条「修得すべき単位」を定め、「専門教育科目については、100 単位以上」、「総合教育科目については、24 単位以上」の合計 124 単位以上としている。	4-1
第 33 条	—	該当なし。医学または歯学に関する学科は設置しておらず、授業時間制も行っていない。	4-1
第 34 条	○	八草キャンパス及び自由ヶ丘キャンパスを設置しており、両キャンパス共に教育にふさわしい環境を有している。八草キャンパスには広場やラウンジ等を設けている。自由ヶ丘キャンパスにはテラスやラウンジを設けている。	3-5
第 35 条	○	様々な運動を行うことのできる運動場や体育館のほか、課外活動施設等を大学敷地内に設置している。	3-5
第 36 条	○	教育研究に支障のないように、必要な教室、実験室、研究室、保健室、事務室を有している。	3-5
第 37 条	○	校地面積は、設置基準上の必要面積 52,600 m ² に対し、332,506 m ² 保有している。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準上の必要面積 49,717 m ² に対し、103,656 m ² 保有している。	3-5
第 38 条	○	各学部・学科専攻の種類に応じて、教育研究上必要な図書、学術雑誌、電子ジャーナル等の電子媒体資料を体系的に整備している。	3-5
第 39 条	○	多数の実験室、実習室を設置している。	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部または学科を設置していない。	3-5
第 40 条	○	パソコン実習室のほか、実験・実習機器及び器具等を十分に備えている。	3-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地ごとに、教育研究に支障ないよう、施設設備を配備している。	3-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を各学部、各研究科及び研究施設等に配分して	3-5

愛知工業大学

		いる。	5-4
第 40 条の 4	○	大学名、各学部名及び各学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当なし。学部等連携課程を置いていない。	4-2
第 42 条	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし。専門職学科は設置していない。	3-5
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-1
第 46 条	—	該当なし。共同学科は設置していない。	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし。共同学科は設置していない。	3-5
第 48 条	—	該当なし。共同学科は設置していない。	3-5
第 49 条	—	該当なし。共同学科は設置していない。	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学部及び工学研究科における教育に連続した教育課程は編成していない。	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学部及び工学研究科における教育に連続した教育課程は編成していない。	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし。学科に代わる課程は設置していない。	5-2
第 58 条	—	該当なし。外国に学部、学科その他の組織を設置していない。	1-1
第 59 条	—	該当なし。大学院大学を設置していない。	3-5
第 61 条	—	該当なし。新たな大学等を設置しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	2-2 2-3

愛知工業大学

第 2 条	—	該当なし。	1-1
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	1-1
第 5 条	—	該当なし。	1-1
第 6 条	—	該当なし。	1-1
第 7 条	—	該当なし。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	4-2
第 10 条	—	該当なし。	4-2 5-1
第 11 条	—	該当なし。	4-2
第 12 条	—	該当なし。	4-2
第 13 条	—	該当なし。	4-2
第 14 条	—	該当なし。	4-1
第 15 条	—	該当なし。	4-2
第 16 条	—	該当なし。	4-2
第 17 条	—	該当なし。	4-2
第 18 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 19 条	—	該当なし。	4-1
第 20 条	—	該当なし。	4-2
第 21 条	—	該当なし。	4-1
第 22 条	—	該当なし。	4-2
第 23 条	—	該当なし。	4-1
第 24 条	—	該当なし。	4-1
第 25 条	—	該当なし。	4-1
第 26 条	—	該当なし。	4-1
第 27 条	—	該当なし。	4-2
第 28 条	—	該当なし。	4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし。	4-1
第 30 条	—	該当なし。	4-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1

愛知工業大学

			5-2 5-3
第 32 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 33 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 34 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 35 条	—	該当なし。	5-2
第 36 条	—	該当なし。	4-2 4-3 5-3
第 37 条	—	該当なし。	5-1
第 38 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 39 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 40 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 41 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 42 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 43 条	—	該当なし。	3-5
第 44 条	—	該当なし。	3-5
第 45 条	—	該当なし。	3-5
第 46 条	—	該当なし。	3-5
第 47 条	—	該当なし。	3-5
第 48 条	—	該当なし。	3-5
第 49 条	—	該当なし。	3-5
第 50 条	—	該当なし。	3-5
第 51 条	—	該当なし。	3-5
第 52 条	—	該当なし。	3-5
第 53 条	—	該当なし。	3-5 5-4
第 54 条	—	該当なし。	1-1
第 55 条	—	該当なし。	4-2
第 56 条	—	該当なし。	4-1
第 57 条	—	該当なし。	4-1

愛知工業大学

第 58 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 59 条	—	該当なし。	3-5
第 60 条	—	該当なし。	3-5
第 61 条	—	該当なし。	3-5
第 77 条	—	該当なし。	1-1
第 78 条	—	該当なし。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 14 条「学士の学位」及び「学位規程」に明記している。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし。専門職大学は設置していない。	4-1
第 10 条	○	学則第 14 条「学士の学位」及び「学位規程」に明記している。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-1
第 13 条	○	学則及び「学位規程」等により定めており、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	「理事会運営規程」第 14 条及び「評議員会運営規程」第 20 条にそれぞれ「決議要件」を定め、特別の利害関係を有する理事・評議員は議決に加わることができないことを定めている。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 71 条に「財産目録等の備置き及び閲覧等」を定め遵守している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条に「理事選任機関」を定め、理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項を明記し、遵守している。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 9 条に「理事の選任」を定めており、また、第 6 条「理事選任機関」に、理事選任時にはあらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないことを定めている。	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 10 条「理事の資格及び構成」に理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを定めている。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 14 条に「理事会の構成」を、第 15 条に「理事会の権限」を、第 16 条に「理事の職務」を定めている。また、「理事会	2-1 2-3

愛知工業大学

		運営規程」第2条に「理事会の構成」を、第3条に「理事会の職務権限」を、第4条に「理事会の決議事項」を定めており、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないことについて明記している。	6-1 6-2
第37条	○	寄附行為第16条に「理事の職務」を定め、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の選定について明記している。	6-1 6-2
第39条	○	寄附行為第18条に「理事の報告義務」を、第50条に「役員の出席等」を定め、職務執行状況の報告及び評議員会への説明について明記している。	6-1 6-2 6-3
第43条	○	寄附行為第23条に「議事録」を、「理事会運営規程」第17条に「議事録」を、第18条に「議事録の閲覧請求等」を定め、遵守している。	6-2
第45条	○	寄附行為第24条に「監事の選任」を定めている。	6-3
第46条	○	寄附行為第25条に「監事の資格」を定めている。	6-3
第52条	○	寄附行為第30条に「監事の職務」を定め、遵守している。	6-3
第54条	○	寄附行為第32条に「調査権限等」を定め、遵守している。	6-3
第55条	○	寄附行為第30条に「監事の職務」を、第50条に「役員の出席等」を定め、遵守している。	6-3
第56条	○	寄附行為第30条に「監事の職務」を定め、遵守している。	6-3
第61条	○	寄附行為第34条に「評議員の選任」を定めている。	6-3
第62条	○	寄附行為第35条「評議員の資格」に評議員の選任に当たっては、私立学校法第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを定めている。	6-3
第66条	○	寄附行為第39条に「評議員会の職務等」を定めている。	6-3
第78条	○	寄附行為第49条に「議事録」を、「評議員会運営規程」第23条に「議事録」を、第24条に「議事録の閲覧請求等」を定めている。	6-3
第80条	○	寄附行為第52条及び名古屋電気学園評議委員会運営規程第7条5項に「会計監査人の選任」を定めている。	6-3 6-5
第86条	○	寄附行為第57条に「会計監査人の職務等」を定めている。	6-5
第99条	○	寄附行為第59条「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」に、予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議することを定め、遵守している。	1-1 2-3 6-4
第100条	○	寄附行為第39条「評議員会の職務等」に、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定または変更については、評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。また、寄附行為第60条「役員及び評議員の報酬」及び「役員及び評議員報酬等支給規程」に従い、役員に報酬等を支給しており、評議員には寄附行為第34条「評議員の選任」に定める評議員選任機関により選任された者から支給する。	6-2 6-3

愛知工業大学

第 103 条	○	寄附行為第 70 条「事業報告及び決算」により、毎会計年度終了後、計算書類等を作成し、定時評議員会に報告することとしており、また、寄附行為第 42 条「開催」により、定時評議員会は毎会計年度終了後 3 月以内に開催することを定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 70 条「事業報告及び決算」に監事及び会計監査人の監査並びに監査報告を踏まえ理事会で決議することを定めている。また、名古屋電気学園監事監査等職務規程第 9 条「監査の実施方法」を定め、計算書類の監査を実施している。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 70 条「事業報告及び決算」の第 2 項に事業報告及び計算書類等を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならないことを定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 71 条に「財産目録等の備置き及び閲覧等」を定めている。また、「文書保存規程」により、「第 1 種（永年保存）」として扱うこととしている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 70 条「事業報告及び決算」により、毎会計年度終了後、計算書類等を作成し、定時評議員会に報告することとしており、寄附行為第 42 条「開催」により、定時評議員会は毎会計年度終了後 3 月以内に開催することを定めている。さらに、第 71 条に「財産目録等の備置き及び閲覧等」を定めており、また、「文書保存規程」により、「第 1 種（永年保存）」として扱うこととしている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 21 条に「決議」を、第 39 条に「評議員会の職務等」を、第 73 条に「寄附行為の変更」を定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 52 条に会計監査人の選任について定めており、令和 7 年定時評議員会において選任する予定である。	6-5
第 145 条	○	寄附行為第 31 条に「常勤監事の選定及び解職」を定めている。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 6 条に「理事選任機関」を、第 9 条に「理事の選任」を定めており、私立学校法を遵守した選任する予定である。	6-2
第 148 条	○	経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制及び監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）について定めた「内部統制システム整備の基本方針」に基づいた運用を行っている。また、寄附行為第 59 条「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」を定め、認証評価の結果等を踏まえた事業計画及び中期経営計画を策定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 73 条に「情報の公表」を定め、遵守している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に「目的」を定め、「本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。」と明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条に「研究科、課程、目的及び修業年限」を定め、工学研究科及び経営情報科学研究科を設置している。	1-1
第 102 条	○	大学院学則第 10 条「入学資格」を定め、入学予定者に対して、卒業証明書等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 10 条「入学資格」を定め、明記しており、それらを証明できる書類等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条「入学資格」を定め、明記しており、それらを証明できる書類等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	3-1
第 157 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 158 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 159 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1
第 160 条	—	該当なし。飛び級入学なし。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準のほか、関係法令に定められた水準を最低基準とし、自己点検・評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等の見直しを行うことにより、その水準を継続的に向上するよう努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条の 2 に「教育研究上の目的の公表等」を定め、「前条の研究科、専攻における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定め、公表するものとする。」と明記し、「愛知工業大学大学院人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」により、研究科・専攻ごとの人材養成に関する目的等を定めている。	1-1

愛知工業大学

第1条の3	○	大学院教授会規程第3条「審議事項」第1項第2号に「学生の入学、課程の修了等学籍に関する事項」を定め、適切に運用を行っている。	3-1
第2条	○	大学院学則第2条「研究科、課程、目的及び修業年限」第2項に「研究科に博士前期課程及び博士後期課程を置く。」と定めている。	1-1
第2条の2	—	該当なし。専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。	1-1
第3条	○	大学院学則第2条に「研究科、課程、目的及び修業年限」を定め、明記している。	1-1
第4条	○	大学院学則第2条に「研究科、課程、目的及び修業年限」を定め、明記している。	1-1
第5条	○	大学院学則第3条に「専攻及び収容定員」を、第5条に「教員組織」を定め明記している。また、「教育研究実施組織等規程」により教育研究実施組織を定めており、教員数も大学院設置基準に則っており適当である。	1-1
第6条	○	大学院学則第3条に「専攻及び収容定員」を定め、工学研究科博士前期課程に電気電子工学専攻、材料化学専攻、機械工学専攻、建設システム工学専攻を、博士後期課程に電気・材料工学専攻、生産・建設工学専攻を設置し、経営情報科学研究科に博士前期課程及び博士後期課程に経営情報科学専攻を設置している。	1-1
第7条	○	工学研究科の基礎として工学部を設置し、経営情報科学研究科の基礎として経営学部及び情報科学部を設置しており、その他研究施設と共に適切に連携している。	1-1
第7条の2	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していない。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	「教育研究実施組織等規程」を定め、教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織等を編制している。また、同規程第2条「教育研究実施組織等」により、各部署の職務及び責任範囲を定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	「愛知工業大学大学院教員組織に関する規程」により、教員資格の基準等を定めており、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する教員を必要数以上配置している。	4-2 5-2

愛知工業大学

第9条の3	○	「愛知工業大学 FD 委員会規程」及び「愛知工業大学 SD 推進委員会規程」を定め、「FD 委員会」「SD 推進委員会」を設置している。また、毎年度、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営と組織的な授業改善を行うために研修を実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	大学院学則第3条「専攻及び収容定員」を定め、明記している。	3-1
第11条	○	大学院学則第15条「授業及び研究指導」及び第16条「教育課程及びその履修方法」を定め、明記している。	4-2
第12条	○	大学院学則第15条「授業及び研究指導」及び第16条「教育課程及びその履修方法」を定め、明記している。	3-2 4-2
第13条	—	該当なし。他の大学院または研究所等において研究指導を受けることを認めていない。	3-2 4-2
第14条	○	経営情報科学研究科において、昼夜開講制を行っている。	4-2
第14条の2	○	教員にシラバスの作成を義務付けており、本学ウェブサイト及び大学ポータルシステムに明示している。なお、大学院学則第18条に「単位の授与」を定め、大学院学則及び大学院便覧に成績評価の基準を明記している。また、「学位論文に係る評価の基準」を定め、修了認定基準とともに大学院便覧に明示している。	4-1
第15条	○	大学院学則第6条から第8条まで、第18条、第19条の2及び第19条の3並びに「愛知工業大学大学院工学研究科入学前履修に係る申合せ」を定め、明記している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	○	大学院学則第26条「博士前期課程の修了」を定め、明記している。	4-1
第17条	○	大学院学則第27条「博士後期課程の修了」を定め、明記している。	4-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、学部と共用している。	3-5
第20条	○	必要な機械、器具等を備え、学部と共用している。	3-5
第21条	○	各研究科・専攻の種類に応じて、教育研究上必要な図書、学術雑誌、電子ジャーナル等の電子媒体資料を体系的に整備している。	3-5
第22条	○	基礎となる学部と共用している。	3-5
第22条の2	○	校地ごとに基礎となる学部を設置しており、必要な施設及び設備を備え、共用している。	3-5
第22条の3	○	毎年度、教育研究費を各学部、各研究科及び研究施設等に配分している。	3-5 5-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第23条	—	該当なし。独立大学院は設置していない。	1-1
第24条	—	該当なし。独立大学院は設置していない。	3-5
第25条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2
第26条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2
第27条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2

愛知工業大学

			5-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	3-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を置いていない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を置いていない。	4-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程を実施していない。	4-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	4-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	3-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない。	4-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学分野の連続性に配慮した教育課程は編成していない。	5-2
第 42 条	○	博士後期課程に自らが有する学識を教授するための必要な能力を培うための機会を設けている。	3-3
第 43 条	○	「愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則第 12 条」により授業料等の免除及び奨学金の支給を定め、学生募集要項及び学生便覧に明記している。	3-4
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科、専攻その他の組織を設置していない。	1-1
第 46 条	—	該当なし。新たに大学院及び研究科等の設置はしない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当なし。	1-1
第 3 条	—	該当なし。	4-1
第 4 条	—	該当なし。	4-2 5-1 5-2
第 5 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 5 条の 2	—	該当なし。	4-2 4-3

愛知工業大学

			5-3
第 6 条	—	該当なし。	4-2
第 6 条の 2	—	該当なし。	4-2 5-1
第 6 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 7 条	—	該当なし。	4-2
第 8 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	4-1
第 11 条	—	該当なし。	4-2
第 12 条	—	該当なし。	4-1
第 13 条	—	該当なし。	4-1
第 14 条	—	該当なし。	4-1
第 15 条	—	該当なし。	4-1
第 16 条	—	該当なし。	4-1
第 17 条	—	該当なし。	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—	該当なし。	1-1 4-1 4-2
第 19 条	—	該当なし。	3-1
第 20 条	—	該当なし。	3-1
第 21 条	—	該当なし。	4-1
第 22 条	—	該当なし。	4-1
第 23 条	—	該当なし。	4-1
第 24 条	—	該当なし。	4-1
第 25 条	—	該当なし。	4-1
第 26 条	—	該当なし。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	該当なし。	4-1
第 28 条	—	該当なし。	4-1
第 29 条	—	該当なし。	4-1
第 30 条	—	該当なし。	4-1

愛知工業大学

第 31 条	—	該当なし。	4-2
第 32 条	—	該当なし。	4-2
第 33 条	—	該当なし。	4-1
第 34 条	—	該当なし。	4-1
第 42 条	—	該当なし。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 26 条「博士前期課程の修了」を定め、明記している。	4-1
第 4 条	○	大学院学則第 27 条「博士後期課程の修了」を定め、明記している。	4-1
第 5 条	○	学位規程第 5 条「学位審査委員会」を定め、第 4 項「学位審査委員会が必要と認めたときは、本学大学院の他の専攻または他の大学院等の教員等を学位審査委員会に加えることができる。」としている。	4-1
第 5 条の 3	—	該当なし。専門職大学院は設置していない。	4-1
第 12 条	○	博士の学位を授与した時は、学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出している。	4-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当なし。	4-2
第 3 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 4 条	—	該当なし。	4-2
第 5 条	—	該当なし。	4-1
第 6 条	—	該当なし。	4-1
第 7 条	—	該当なし。	4-1
第 8 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当なし。	3-5
第 10 条	—	該当なし。	3-5
第 11 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 13 条	—	該当なし。	2-2

			2-3
--	--	--	-----

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ-等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内（AIT マガジン）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	1. 愛知工業大学学則 2. 愛知工業大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 2025 年度学生募集要項	
	2. 2025 年度特別指定校推薦 学生募集要項	
	3. 2025 年度指定校推薦 学生募集要項	
	4. 2025 年度愛知工業大学名電高大接続入学審査 要項	
5. 2025 年度愛知工業大学名電高等学校中高一貫推薦入試 学生募集要項		

愛知工業大学

	<p>6. 2025 年度愛知工業大学名電高等学校文系推薦入試 学生募集要項</p> <p>7. 2025 年度愛知工業大学名電高等学校理系推薦入試 学生募集要項</p> <p>8. 2025 年度愛知工業大学名電高等学校普通科推薦入試 学生募集要項</p> <p>9. 2025 年度愛知工業大学名電高等学校後期推薦入試 学生募集要項</p> <p>10. 2025 年度愛知工業大学スポーツ奨学生入試 学生募集要項</p> <p>11. 2025 年度外国人留学生 募集要項</p> <p>12. 2025 年度帰国生徒入学試験 学生募集要項</p> <p>13. 2025 年度同窓生の子を対象とする特別入試 学生募集要項</p> <p>14. 2025 年度編入学試験 学生募集要項</p> <p>15. 2025 年度愛知工業大学編入学試験 募集要項 (愛知工業大学情報電子専門学校 対象)</p> <p>16. 2025 年度大学院工学研究科 学生募集要項 博士前期課程・後期課程</p> <p>17. 2024 年度大学院工学研究科 学生募集要項 博士前期課程・後期課程(秋季入学)</p> <p>18. 2025 年度大学院経営情報科学研究科 学生募集要項 博士前期課程・博士後期課程</p> <p>19. 2024 年度大学院経営情報科学研究科 学生募集要項 博士前期課程・博士後期課程(秋季入学)</p> <p>20. 2025 年度愛知工業大学大学院 工学研究科 外国人留学生 募集要項</p> <p>21. 2024 年度愛知工業大学大学院 工学研究科 外国人留学生 募集要項(秋季入学)</p> <p>22. 2025 年度愛知工業大学大学院 経営情報科学研究科 外国人留学生入試 募集要項</p> <p>23. 2024 年度愛知工業大学大学院 経営情報科学研究科 外国人留学生入試 募集要項(秋季入学)</p>
【資料 F-5】	<p>学生便覧</p> <p>1. 2025 学生便覧</p> <p>2. 2025 大学院便覧</p>
【資料 F-6】	<p>大学組織図</p> <p>愛知工業大学教育研究実施組織等規程</p>
【資料 F-7】	<p>事業計画書</p> <p>令和 7 年度事業計画</p>
【資料 F-8】	<p>事業報告書</p> <p>令和 6 年度事業報告書</p>
【資料 F-9】	<p>中期的な計画</p> <p>第Ⅱ期 中期経営計画</p>
【資料 F-10】	<p>法人及び大学の規定一覧及び規定集</p> <p>1. 愛知工業大学規程集</p> <p>2. 学校法人名古屋電気学園規程集 目次</p>
【資料 F-11】	<p>理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料</p> <p>1. 学校法人名古屋電気学園 理事・監事名簿</p> <p>2. 学校法人名古屋電気学園 評議員名簿</p> <p>3. 令和 6 年度理事会・評議員会出席状況</p> <p>4. 令和 6 年度理事会・評議員会 開催状況 一覧</p>
【資料 F-12】	<p>決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）</p>

愛知工業大学

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 決算等の計算書類（過去 5 年間） 2. 監事監査報告書（過去 5 年間） 3. 会計監査報告（過去 5 年間） 4. 令和 6 年度財産目録 	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 履修細則 2. 履修の手引き 3. シラバス（共通） 4. シラバス（工学部） 5. シラバス（経営学部） 6. シラバス（情報科学部） 7. シラバス（工学研究科） 8. シラバス（経営情報科学研究科） 	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針） 2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） 3. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） 	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	本学ウェブサイト 建学の精神に基づく理念・目的・目標・方針 https://www.ait.ac.jp/about/spirit/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	愛知工業大学教育向上会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	愛知工業大学学則	
【1-1-b】	愛知工業大学大学院学則	
【1-1-c】	2025 学生便覧	
【1-1-d】	2025 大学院便覧	
【1-1-e】	令和 7 年度愛知工業大学規程集	
【1-1-f】	愛知工業大学ひとりあるき令和 7 年度版（教職員用）	
【1-1-g】	第 I 期 中期経営計画	
【1-1-h】	第 I 期 中期経営計画の検証	
【1-1-i】	第 II 期 中期経営計画	
【1-1-j】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	
【1-1-k】	愛知工業大学教務委員会規程	
【1-1-l】	2024 年度 使命・目的及び三つのポリシーの関係及び策定状況	
【1-1-m】	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の点検について 令和 6 年度第 3 回、8 回、10 回、11 回教育向上会議資料・議事録 令和 7 年度第 1 回教育向上会議資料・議事録	
【1-1-n】	愛知工業大学教育研究実施組織等規程	
【1-1-o】	愛知工業大学アクションプラン委員会規程	
【1-1-p】	愛知工業大学大学協議会規程	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	愛知工業大学内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	愛知工業大学内部質保証の方針	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	愛知工業大学自己点検・評価委員会規程	
【2-1-4】	愛知工業大学学長室会議規程	
【2-1-5】	愛知工業大学教育向上会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	愛知工業大学大学協議会規程	
【2-1-b】	愛知工業大学運営会議規程	
【2-1-c】	本学ウェブサイト	

	愛知工業大学について（評価） https://www.ait.ac.jp/about/	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	愛知工業大学自己点検・評価委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和5年度愛知工業大学自己点検・評価報告書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	令和6年度第1回大学協議会議事録・資料	
【2-2-5】	令和6年度第1回工学部教授会議事録	
【2-2-6】	令和6年度第1回経営学部教授会議事録	
【2-2-7】	令和6年度第1回情報科学部教授会議事録	
【2-2-8】	令和6年度第1回基礎教育センター教授会議事録	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-9】	愛知工業大学IR委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	愛知工業大学学則	
【2-2-b】	愛知工業大学内部質保証の方針	
【2-2-c】	令和4年度第1回自己点検・評価委員会議事録・資料	
【2-2-d】	評価基準チェックリスト	
【2-2-e】	令和5年度第2回自己点検・評価委員会議事録・資料	
【2-2-f】	本学ウェブサイト 自己点検・評価 https://www.ait.ac.jp/about/self-assessment/	
【2-2-g】	本学ウェブサイト 認証評価 https://www.ait.ac.jp/about/accreditation/	
【2-2-h】	一般社団法人IRコンソーシアムウェブサイト会員一覧 https://irnw.jp/about-us/	
【2-2-i】	一般社団法人IRコンソーシアムウェブサイト 学生調査 調査内容 https://irnw.jp/investigate/	
【2-2-j】	一般社団法人IRコンソーシアムWebサイト 卒業生調査 調査内容 https://irnw.jp/graduates-survey	
【2-2-k】	2018年度 専攻別、科目履修結果	
【2-2-l】	令和5（2023）年度 学部授業成績結果 概要（電気工学専攻 抜粋）	
【2-2-m】	愛知工業大学教育研究実施組織等規程	
【2-2-n】	AIT工大サミット学生調査2023年度の報告	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望に応える体制について	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	愛知工業大学学生委員会規程	
【2-3-3】	学生支援本部委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-4】	学外関係者からの意見聴取等について 令和6年度第34回運営会議資料	

愛知工業大学

【2-3-5】	学外（就職先企業）向け点検評価アンケート質問項目の実施について 令和7年度第1回キャリア支援原案検討WG議事録	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-6】	愛知工業大学運営会議規程	
【2-3-7】	愛知工業大学学長室会議規程	
【2-3-8】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【2-3-9】	学生支援本部委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-10】	卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）及び愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメントプラン）による点検・評価について 令和6年度第3回、8回、10回教育向上会議議事録・資料	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-11】	令和6年度第6回学長室会議議事録・資料	
【2-3-12】	令和6年度第4回教育向上会議議事録・資料	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-13】	本学ウェブサイト 認証評価 https://www.ait.ac.jp/about/accreditation/	
【2-3-14】	本学ウェブサイト 自己点検・評価 https://www.ait.ac.jp/about/self-assessment/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	学生生活実態調査報告書	
【2-3-b】	令和6年度第7回学生委員会議事録	
【2-3-c】	2024（令和6）年度第8回学生支援本部運営委員会議事録	
【2-3-d】	学友会からの要望に対する回答等	
【2-3-e】	学友会との意見交換会の記録	
【2-3-f】	学外関係者への意見聴取記録	
【2-3-g】	令和6年度第12回学長室会議議事録・資料	
【2-3-h】	愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針	
【2-3-i】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	
【2-3-j】	令和2年度第1回自己点検・評価委員会議事録・資料	
【2-3-k】	本法人ウェブサイト 事業報告・財務情報 https://www.nagoyadenki.jp/document/disclosure/	
【2-3-l】	令和2年度第7回学長室会議備忘録	
【2-3-m】	令和2年度第12回大学協議会議事録	

基準3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	本学ウェブサイト 建学の精神に基づく理念・目的・目標・方針（学部・大学院の三つのポリシー） https://www.ait.ac.jp/about/spirit/#headline-1421648115	

愛知工業大学

アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	愛知工業大学入試委員会規程	
【3-1-3】	愛知工業大学入試企画委員会規程	
【3-1-4】	愛知工業大学教育向上会議規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-5】	愛知工業大学入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）	
【3-1-b】	2025年度学生募集要項	
【3-1-c】	愛知工業大学入学者選考に伴う学力検査の問題作成と採点に関する規程	
【3-1-d】	愛知工業大学入学者選考に伴う学力検査実施体制及び検査場に関する要項	
【3-1-e】	教授会代議員会に関する細則	
【3-1-f】	2024年度入試について 令和6年度第2回入試委員会議事録・資料	
【3-1-g】	2025年度入試について 令和7年度第1回入試委員会議事録・資料	
【3-1-h】	2025年度入試について 令和6年度第3回工学部教授会議事録・資料	
【3-1-i】	2025年度入試について 令和6年度第3回経営学部教授会議事録・資料	
【3-1-j】	2025年度入試について 令和6年度第3回情報科学部教授会議事録・資料	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	愛知工業大学の学修支援について	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	学生支援本部委員会規程	
【3-2-3】	愛知工業大学教務委員会規程	
【3-2-4】	愛知工業大学学生委員会規程	
【3-2-5】	愛知工業大学キャリア支援委員会規程	
TA、SAなどに関する規則		
【3-2-6】	愛知工業大学ティーチング・アシスタント実施要領	
【3-2-7】	愛知工業大学スチューデント・アシスタント取扱要領	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-8】	2025履修の手引き	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-9】	愛知工業大学障がいのある学生の修学支援に関する規程	
【3-2-10】	愛知工業大学障がいのある学生の修学支援に関する基本指針	
【3-2-11】	障がい学生修学支援に関する対応手順マニュアル 2025年度版	
【3-2-12】	令和7年度合理的配慮申請要項	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-13】	学生支援本部委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	愛知工業大学教育研究実施組織等規程	
【3-2-b】	TA必要理由書・TA採用計画書	
【3-2-c】	本学ウェブサイト 授業・試験時間（シラバス検索） https://www.ait.ac.jp/campuslife/schedule/	
【3-2-d】	4年間で卒業するための標準修得単位数について	

【3-2-e】	ピア・サポート実施計画 令和7年度第4回運営会議議事録・資料	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	愛知工業大学のキャリア支援について	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	愛知工業大学 キャリア支援の状況	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	学生支援本部委員会規程	
【3-3-4】	愛知工業大学キャリア支援委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-5】	教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	愛工大インターンシップの手引き	
【3-3-b】	愛知工業大学キャリア支援体制図	
【3-3-c】	事務組織規程	
【3-3-d】	就職支援プログラム	
【3-3-e】	愛知工業大学資格講座一覧	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	愛知工業大学の学生生活支援について	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生支援本部委員会規程	
【3-4-3】	愛知工業大学学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	愛知工業大学クラブ活動に関する規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-5】	愛知工業大学学力奨学生規程	
【3-4-6】	愛知工業大学スポーツ奨学生規程	
【3-4-7】	愛知工業大学大学院博士前期課程一般入試成績優秀者奨学生規程	
【3-4-8】	愛知工業大学大学院博士前期課程外国人留学生選考成績優秀者奨学生規程	
【3-4-9】	大学院博士後期課程における授業料減免細則	
【3-4-10】	愛知工業大学瑞若会奨学生取扱規程	
【3-4-11】	愛知工業大学瑞若会海外中期留学奨学金取扱規程	
【3-4-12】	後藤すゞ子先生奨学規程	
【3-4-13】	名電高大接続奨学生規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	中期経営方針に関する教学センターの対応	
【3-4-b】	教育改革・学生支援戦略に関する取組について	
【3-4-c】	教育改革・学生支援戦略に関する取組一施策別ロードマップ	
【3-4-d】	2025 クラブ活動に関する学内手続き手引書	
【3-4-e】	2024 (R6) 100円朝食集計表	
【3-4-f】	本学ウェブサイト 新着情報 詳細 (キャンパス内に生理用ナプキン無料提供サービス「OiTr (オイテル)」の機器を設置) https://www.ait.ac.jp/news/detail/0000602.php	
【3-4-g】	給水スポットポスター	

愛知工業大学

【3-4-h】	大学ポータルシステム (L-Cam) 通知文 (ストレッチマシンを導入しました (八草キャンパス))	
【3-4-i】	本法人ウェブサイト 学園日より 詳細 (92 チームが健脚競う 第 44 回愛工大駅伝大会) https://www.nagoyadenki.jp/news/detail/0000242.php	
【3-4-j】	クラブ活動ハンドブック 2025	
【3-4-k】	令和 6 年度クラブ活動補助金の決算について	
【3-4-l】	本学ウェブサイト 国際交流会イベント https://www.ait.ac.jp/campuslife/international/support/events/	
【3-4-m】	本学ウェブサイト 学生寮・合宿寮 https://www.ait.ac.jp/campuslife/dorm/	
【3-4-n】	本学ウェブサイト 留学生寮 https://www.ait.ac.jp/campuslife/housing/	
【3-4-o】	愛知工業大学障がいのある学生の修学支援に関する基本指針	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	固定資産及び物品管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	2025 学生便覧 (計算センター/情報教育センターP.178)	
【3-5-3】	情報システムガイドブック	
図書館に関する規則		
【3-5-4】	愛知工業大学附属図書館規則	
【3-5-5】	愛知工業大学附属図書館運営委員会規則	
図書館利用案内		
【3-5-6】	INFORMATION for LIBRARY 愛知工業大学附属図書館	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-7】	愛知工業大学の耐震化率	
臨地実務実習施設一覧 (専門職大学のみ)		
【3-5-8】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	本学計算センター・情報教育センターウェブサイト 施設紹介 https://www.center.aitech.ac.jp/facilities/facilities.html	
【3-5-b】	本学計算センター・情報教育センターウェブサイト 利用案内 https://www.center.aitech.ac.jp/guide/guide.html	
【3-5-c】	本学計算センター・情報教育センターウェブサイト 各種サービス https://www.center.aitech.ac.jp/service/service.html	
【3-5-d】	本学計算センター・情報教育センターウェブサイト 各種サービス moodle(e-ラーニングシステム) https://www.center.aitech.ac.jp/service/service_moodle.html	
【3-5-e】	情報教育委員会規程	
【3-5-f】	2024 (令和 6) 年度図書館オリエンテーション実施状況	
【3-5-g】	2024 (令和 6) 年度学生選書ツアー	
【3-5-h】	八草キャンパス図書館 視聴覚室のリニューアルについて	

【3-5-i】	八草キャンパス図書館[本館]の館内環境改善（案）	
【3-5-j】	愛知工業大学 施設設備点検表（キャンパス内建物・施設等目視点検）	
【3-5-k】	2023 年度～2032 年度 施設整備 10 年計画 ※大規模改修予算（改修予算別枠関係）（案）	
【3-5-l】	愛知工業大学 バリアフリー対応工事計画	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	本学ウェブサイト 建学の精神に基づく理念・目的・目標・方針（学部・大学院の三つのポリシー） https://www.ait.ac.jp/about/spirit/#headline-1421648115	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【4-1-3】	愛知工業大学教務委員会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-4】	2025 学生便覧 （巻頭及び P.24,39,53,66,85,99,112）	
【4-1-5】	2025 大学院便覧 （巻頭及び P.16,20,24,28,34,38,42,46）	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-6】	愛知工業大学学位規程	
【4-1-7】	大学院学位論文に係る評価の基準	
【4-1-8】	愛知工業大学博士学位授与申請等に関する取扱要領	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-9】	愛知工業大学学則	
【4-1-10】	愛知工業大学大学院学則	
【4-1-11】	履修細則	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-12】	愛知工業大学教授会規程	
【4-1-13】	教授会代議員会に関する細則	
【4-1-14】	愛知工業大学大学院教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-15】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	愛知工業大学人材養成及び教育研究上の目的に関する規程	
【4-1-b】	愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針	
【4-1-c】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	
【4-1-d】	卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）及び愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメントプラン）による点検・評価について 令和 6 年度第 3 回、8 回、10 回教育向上会議議事録・資料	
【4-1-e】	卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）の点検・評価について 令和 6 年度第 4 回、5 回教務委員会議事録・資料	
【4-1-f】	シラバス	

【4-1-g】	2025 学生便覧（成績説明申請概要 P.18）	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	本学ウェブサイト 建学の精神に基づく理念・目的・目標・方針（学部・大学院の 三つのポリシー） https://www.ait.ac.jp/about/spirit/#headline-1421648115	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【4-2-3】	愛知工業大学教務委員会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-4】	2025 学生便覧（P.24,39,53,66,85,99,112）	
【4-2-5】	2025 大学院便覧（P.12-14,16,20,24,28,34,38,42,46）	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-6】	2025 学生便覧 （ P.26-27,32-33,41,47,55,61,68-69,78-79,87,93,101,107,114- 115,120-121）	
【4-2-7】	2025 大学院便覧（P.17,21,25,29,36,40,48）	
履修に関する規則		
【4-2-8】	愛知工業大学学則	
【4-2-9】	履修細則	
【4-2-10】	2025 学生便覧(P.11-13)	
【4-2-11】	愛知工業大学大学院学則	
【4-2-12】	2025 大学院便覧(P.10)	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-13】	愛知工業大学大学協議会規程	
【4-2-14】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【4-2-15】	愛知工業大学教授会規程	
【4-2-16】	愛知工業大学大学院教授会規程	
【4-2-17】	愛知工業大学学科会議及び教室会議規程	
【4-2-18】	愛知工業大学教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-19】	2025AIT シラバスガイド	
【4-2-20】	シラバスに関する案内文書（202502 配信）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-21】	愛知工業大学大学協議会規程	
【4-2-22】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【4-2-23】	愛知工業大学教授会規程	
【4-2-24】	愛知工業大学学科会議及び教室会議規程	
【4-2-25】	愛知工業大学教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-26】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-27】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	愛知工業大学人材養成及び教育研究上の目的に関する規程	
【4-2-b】	愛知工業大学教育の質保証（教学マネジメント）の方針	
【4-2-c】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	

愛知工業大学

【4-2-d】	卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）及び愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメントプラン）による点検・評価について 令和6年度第3回、8回、10回教育向上会議議事録・資料	
【4-2-e】	卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）の点検・評価について 令和6年度第4回、5回教務委員会議事録・資料	
【4-2-f】	シラバス	
【4-2-g】	2025履修の手引き	
【4-2-h】	愛知工業大学における副専攻に関する規程	
【4-2-i】	愛知工業大学における副専攻の実施に関する細則	
【4-2-j】	愛知工業大学 FD 委員会規程	
【4-2-k】	2024年度前期授業フィードバックアンケートについて 令和6年度第2回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-l】	2024年度後期授業フィードバックアンケートについて 令和6年度第4回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-m】	2024年度前期授業参観の実施報告について 令和6年度第3回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-n】	2024年度後期授業参観の実施報告について 令和6年度第5回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-o】	2024年度ティーチング・ポートフォリオについて 令和6年度第1回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-p】	学生 FD 委員の選出について 令和6年度第3回 FD 委員会議事録・資料	
【4-2-q】	学生 FD の意見聴取について 令和6年度第4回 FD 委員会議事録・資料	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	本学ウェブサイト 入学したら最初に知ってほしいことサイト（08 学修成果について） https://www.ait.ac.jp/news/detail/0000629.php	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・プラン）	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	愛知工業大学教育向上会議規程	
【4-3-5】	愛知工業大学教務委員会規程	
【4-3-6】	愛知工業大学 FD 委員会規程	
【4-3-7】	愛知工業大学 IR 委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-8】	DPCP 点検評価について（全学）	
【4-3-9】	アセスメントプラン点検評価について（全学、大学院）	
【4-3-10】	DPCP アセスメントプラン点検評価について（学位）	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-11】	卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）及び愛知工業大学学修成果の評価・改善の方針（アセスメントプラン）による点検・評価について 令和6年度第3回、8回、10回教育向上会議議事録	

【4-3-12】	卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）の点検・評価について 令和6年度第4回、5回教務委員会議事録	
【4-3-13】	教育の質保証の方針及び学修成果の評価・改善の方針について 令和6年度第2回FD委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	2025 学生便覧	
【4-3-b】	2025 大学院便覧	
【4-3-c】	シラバス	
【4-3-d】	学修ポートフォリオ（サンプル）	
【4-3-e】	2024 年度前期授業フィードバックアンケートについて 令和6年度第2回FD委員会議事録・資料	
【4-3-f】	2024 年度後期授業フィードバックアンケートについて 令和6年度第4回FD委員会議事録・資料	
【4-3-g】	2024 年度ティーチング・ポートフォリオについて 令和6年度第1回FD委員会議事録・資料	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	愛知工業大学会議関係図	
【5-1-2】	令和7年度体制	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-3】	愛知工業大学大学協議会規程	
【5-1-4】	愛知工業大学教授会規程	
【5-1-5】	愛知工業大学大学院教授会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-6】	運営規則	
教授会に関する規則		
【5-1-7】	愛知工業大学教授会規程	
【5-1-8】	愛知工業大学大学院教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-9】	2024 年度教授会議事摘要【工学部】	
【5-1-10】	2025 年度教授会議事摘要【工学部】	
【5-1-11】	経営学部教授会議題一覧	
【5-1-12】	2024 年度教授会議事摘要【情報科学部】	
【5-1-13】	2025 年度教授会議事摘要【情報科学部】	
【5-1-14】	2024 年度教授会議事摘要【基礎教育センター】	
【5-1-15】	2025 年度教授会議事摘要【基礎教育センター】	
【5-1-16】	2024 年度教授会議事摘要【工学研究科前期・後期】	
【5-1-17】	2025 年度教授会議事摘要【工学研究科前期・後期】	
【5-1-18】	経営情報科学研究科教授会議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-19】	愛知工業大学学則	
【5-1-20】	愛知工業大学大学院学則	
【5-1-21】	愛知工業大学学生懲戒規程	
事務局組織図		

【5-1-22】	学校法人名古屋電気学園 事務組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-23】	事務組織規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-24】	職員採用・昇任規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-25】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-26】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	愛知工業大学運営会議規程	
【5-1-b】	愛知工業大学学長室会議規程	
【5-1-c】	愛知工業大学副学長の職務に関する規程	
【5-1-d】	愛知工業大学副学長の職務に関する規程に定める副学長の職務分担について 伺書（その他）U20242034	
【5-1-e】	愛知工業大学教授会規程運用細則	
【5-1-f】	愛知工業大学学科会議及び教室会議規程	
【5-1-g】	決裁規程	
【5-1-h】	愛知工業大学教育研究実施組織等規程	
【5-1-i】	目標達成及び人材育成評価制度の手引き	
【5-1-j】	人事委員会規程	
【5-1-k】	名古屋電気学園運営協議会規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	愛知工業大学教員選考に関する規程	
【5-2-2】	愛知工業大学教員選考基準運用内規	
【5-2-3】	愛知工業大学大学院教員組織に関する規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-4】	名古屋電気学園運営協議会規程	
【5-2-5】	愛知工業大学大学協議会規程	
【5-2-6】	愛知工業大学教授会規程	
【5-2-7】	愛知工業大学大学院教授会規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	教員の人材育成の目標・方針	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	2024年度新任教員講習会等フィードバックアンケート結果報告について 令和6年度第2回FD委員会議事録・資料	
【5-3-3】	2023年度ティーチング・ポートフォリオ提出状況について 令和6年度第1回FD委員会議事録・資料	
【5-3-4】	2024年度前期授業参観の実施報告について 令和6年度第3回FD委員会議事録・資料	
【5-3-5】	2024年度後期授業参観の実施報告について 令和6年度第5回FD委員会議事録・資料	
【5-3-6】	2024年eラーニング教材を活用したFD研修の実施報告について 令和6年度第3回FD委員会議事録・資料	
【5-3-7】	2024年度前期授業フィードバックアンケートの集計結果について	

愛知工業大学

	令和6年度第3回FD委員会議事録・資料	
【5-3-8】	2023年度後期授業フィードバックアンケートの集計結果について 令和6年度第1回FD委員会議事録・資料	
【5-3-9】	学生FD委員の選出について 令和6年度第3回FD委員会議事録・資料	
【5-3-10】	学生FDから聴取した意見とその対応について 令和6年度第5回FD委員会議事録・資料	
SDの方針・計画		
【5-3-11】	教職員の人材育成の目標及び方針	
SDの実施報告書		
【5-3-12】	令和6年度研修実施報告	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	愛知工業大学FD委員会規程	
【5-3-b】	愛知工業大学SD推進委員会規程	
【5-3-c】	令和6年度第2回、第3回SD推進委員会議事録	
【5-3-d】	事務職員研修規程	
【5-3-e】	事務職員研修規程実施要領	
【5-3-f】	事務職員等研修要項	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	各種施設検査報告書	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	2023年度～2032年度 施設整備10年計画 ※大規模改修予算（改修予算別枠関係）（案）	
【5-4-3】	愛知工業大学研究環境整備方針	
研究倫理に関する規則		
【5-4-4】	愛知工業大学研究倫理指針	
【5-4-5】	愛知工業大学研究倫理委員会規程	
【5-4-6】	愛知工業大学公的研究費コンプライアンス教育講習実施要領	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-7】	愛知工業大学研究活動不正防止規程	
【5-4-8】	愛知工業大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程	
【5-4-9】	愛知工業大学公的研究費取扱規程	
【5-4-10】	愛知工業大学公的研究費取扱細則	
【5-4-11】	科研費ハンドブック	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-12】	愛知工業大学教育・研究特別助成取扱要項	
【5-4-13】	プロジェクト共同研究申請要項	
【5-4-14】	愛知工業大学グローバル人材育成支援事業取扱要領	
【5-4-15】	愛知工業大学科学研究費間接経費の用途に関する申合せ	
【5-4-16】	愛知工業大学間接経費の用途に関する申合せ	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-17】	愛知工業大学ポストドクトラル研究員規程	
【5-4-18】	愛知工業大学リサーチ・アシスタント取扱要領	
【5-4-19】	愛知工業大学客員研究員規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-20】	教育・研究特別助成の公募について	
【5-4-21】	科学研究費助成事業の公募について	
【5-4-22】	申請受付中の研究助成・共同研究等案内	

愛知工業大学

外部資金応募・獲得の実績一覧	
【5-4-23】	科学研究費助成事業一覧
【5-4-24】	外部団体等からの助成金受入報告書
【5-4-25】	競争的研究費申請一覧
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料	
【5-4-a】	薬品管理システムによる薬品保管庫一覧
【5-4-b】	愛知工業大学環境保全対策委員会規程
【5-4-c】	愛知工業大学化学物質等適正管理規程
【5-4-d】	愛知工業大学高圧ガス管理基準細則
【5-4-e】	愛知工業大学エックス線障害予防規程
【5-4-f】	安全衛生教育プログラム実施状況
【5-4-g】	本学ウェブサイト 総合技術研究所（施設及び設備） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/research/ https://www.ait.ac.jp/lab-facility/research/equip/
【5-4-h】	本学ウェブサイト 耐震実験センター（施設及び設備） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/seirex/ https://www.ait.ac.jp/lab-facility/seirex/equip/
【5-4-i】	本学ウェブサイト 地域防災研究センター（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/disaster/
【5-4-j】	本学ウェブサイト エコ電力研究センター（施設及び設備） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/eco-power/ https://www.ait.ac.jp/lab-facility/eco-power/equip/
【5-4-k】	本学ウェブサイト ロボット研究ミュージアム（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/robot/
【5-4-l】	電子ジャーナル・データベース一覧
【5-4-m】	【通知】令和6年度研究倫理教育の実施について
【5-4-n】	本学ウェブサイト 研究費の管理・運営などの取組み （情報の伝達を確保する体制の確立） https://www.ait.ac.jp/about/research-costs/
【5-4-o】	e-Aprin カリキュラム修了証
【5-4-p】	公的研究費コンプライアンス教育講習の実施について
【5-4-q】	誓約書（様式）
【5-4-r】	【通知】令和6年度産学連携の推進に伴うリスクマネジメントに関する研修の実施について
【5-4-s】	研究インテグリティ確保の対応体制
【5-4-t】	令和6年度 教研費予算配分策定について
【5-4-u】	出版助成支援募集要項
【5-4-v】	教育・研究特別助成採択一覧
【5-4-w】	プロジェクト共同研究交付状況
【5-4-x】	プロジェクト共同研究シンポジウムチラシ
【5-4-y】	愛知工業大学グローバル人材育成支援事業申請・助成者一覧
【5-4-z】	愛知工業大学グローバル人材育成支援事業案内
【5-4-aa】	AIT テクノラウンジチラシ
【5-4-ab】	技術相談フォーム
【5-4-ac】	本学ウェブサイト 技術シーズ集

	https://www.ait.ac.jp/activities/tie-ups/seed-ideas/	
【5-4-ad】	愛工大テクノフェアリーフレット	
【5-4-ae】	AIT テクノサロンチラシ	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	名古屋電気学園コンプライアンス推進規程	
【6-1-2】	名古屋電気学園内部通報規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	文書閲覧等規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	本学ウェブサイト 建学の精神に基づく理念・目的・目標・方針 https://www.ait.ac.jp/about/spirit/ 新着情報 詳細 (教育情報の公表) https://www.ait.ac.jp/news/detail/0000303.php 愛知工業大学 研究者情報データベース https://fpms.aitech.ac.jp/ 入試制度 https://www.ait.ac.jp/examinee/exam/ 募集要項・デジタルパンフ https://www.ait.ac.jp/examinee/pamphlet/ 入試過去問題 (学部・大学院)、大学入試対策&学習アドバイス https://www.ait.ac.jp/examinee/nyushi-topics/ 授業・試験時間 (シラバス検索) https://syllabus.aitech.ac.jp/ext_syllabus/ 八草キャンパス https://www.ait.ac.jp/about/yakusa-campus/ 自由ヶ丘キャンパス https://www.ait.ac.jp/about/jiyuugaoka-campus/ 本山キャンパス https://www.ait.ac.jp/about/motoyama-campus/ 研究施設 https://www.ait.ac.jp/lab-facility/ 学生生活 https://www.ait.ac.jp/campuslife/ 就職・キャリア https://www.ait.ac.jp/career/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	本法人ウェブサイト 学園概要 https://www.nagoyadenki.jp/structure/about/ 事業報告・財務情報 https://www.nagoyadenki.jp/document/disclosure/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-7】	名古屋電気学園 内部統制システムに関する組織体制	
内部統制に関する規則		

愛知工業大学

【6-1-8】	名古屋電気学園理事会運営規程	
【6-1-9】	名古屋電気学園運営協議会規程	
【6-1-10】	名古屋電気学園評議員会運営規程	
【6-1-11】	事務組織規程	
【6-1-12】	決裁規程	
【6-1-13】	文書保存規程	
【6-1-14】	名古屋電気学園リスク管理規程	
【6-1-15】	個人情報保護に関する規程	
【6-1-16】	名古屋電気学園コンプライアンス推進規程	
【6-1-17】	監査室規程	
【6-1-18】	名古屋電気学園監事監査等職務規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-19】	学校法人名古屋電気学園ハラスメント防止ポリシー	
【6-1-20】	愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【6-1-21】	愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する細則	
【6-1-22】	愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する指針	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-23】	個人情報保護に関する規程	
【6-1-24】	愛知工業大学個人情報保護に関する規程	
【6-1-25】	愛知工業大学個人情報保護監査実施要項	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-26】	名古屋電気学園リスク管理規程	
【6-1-27】	愛知工業大学危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-28】	危機管理マニュアル（愛知工業大学 八草キャンパス 地震及び風水害編）	
【6-1-29】	危機管理マニュアル（愛知工業大学 自由ヶ丘キャンパス 地震及び風水害編）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	愛知工業大学ひとりあるき令和7年度版（教職員用）	
【6-1-b】	本学ウェブサイト 内部通報・コンプライアンス関係窓口 https://www.ait.ac.jp/contact/	
【6-1-c】	愛知工業大学 ガバナンス・コード	
【6-1-d】	愛知工業大学ガバナンス・コード遵守状況点検結果	
【6-1-e】	空調保守点検報告書	
【6-1-f】	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表	
【6-1-g】	緊急防災放送設備定期点検 点検結果報告書	
【6-1-h】	空気環境の測定報告書	
【6-1-i】	愛知工業大学省エネ推進委員会規程	
【6-1-j】	Stop! Harassment	
【6-1-k】	衛生委員会規程	
【6-1-l】	ストレスチェックの実施について	
【6-1-m】	令和6年度 安否確認サービス登録者数・回答訓練回答数	
【6-1-n】	愛知工業大学防災訓練実施要項	
【6-1-o】	2024年度 図上訓練概要	
【6-1-p】	緊急地震速報と避難マップ	
【6-1-q】	名古屋電気学園 情報セキュリティポリシー	
【6-1-r】	学校法人名古屋電気学園情報セキュリティ対策規程	

【6-1-s】	愛知工業大学情報セキュリティ対策規程	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	名古屋電気学園 意思決定に関する組織図（～R7.6.23）	
【6-2-2】	名古屋電気学園 意思決定に関する組織図（R7.6.23～）	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-3】	理事会議事録（令和7年3月25日）	
【6-2-4】	理事会議事録（令和7年5月28日）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-5】	寄附行為（第6条（理事選任機関））	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-6】	理事選任機関議事録（令和7年4月7日）	
【6-2-7】	理事選任機関議事録（令和7年6月23日）	後日提出
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-8】	理事会議事録（令和6年2月27日）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-9】	理事会議事録・資料（令和7年6月23日（予定））	後日提出
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	運営規則	
【6-2-b】	名古屋電気学園理事会運営規程	
【6-2-c】	名古屋電気学園運営協議会規程	
【6-2-d】	第Ⅰ期 中期経営計画	
【6-2-e】	事務組織規程	
【6-2-f】	第Ⅰ期 中期経営計画の検証	
【6-2-g】	第Ⅱ期 中期経営計画	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員選任機関議事録（令和7年4月7日）	
【6-3-2】	評議員選任機関議事録（令和7年6月23日）	後日提出
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	評議員会議事録（令和7年6月23日）	後日提出
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-4】	評議員会議事録（令和7年3月25日）	
【6-3-5】	評議員会議事録（令和7年6月23日）	後日提出
監事監査に関する規則		
【6-3-6】	名古屋電気学園監事監査等職務規程	
監事監査計画書		
【6-3-7】	令和7年度 学校法人名古屋電気学園監事監査計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	寄附行為	
【6-3-b】	名古屋電気学園理事会運営規程	
【6-3-c】	名古屋電気学園評議員会運営規程	
【6-3-d】	目標達成及び人材育成評価制度の手引き（令和6年4月版）	
【6-3-e】	愛知工業大学学科会議及び教室会議規程	
【6-3-f】	愛知工業大学学科長会規程	
【6-3-g】	名古屋電気学園運営協議会規程	
【6-3-h】	学校法人名古屋電気学園 監事監査規程 （令和7年3月31日廃止）	
6-4. 財務基盤と収支		

愛知工業大学

予算編成方針		
【6-4-1】	令和6年度 補正予算(案) 概要	
【6-4-2】	令和7年度 予算(案) 概要	
財務計画書		
【6-4-3】	第Ⅱ期 財政計画(令和6年度～令和10年度)	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	外部研究費の推移	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和6年度 事業報告書	
【6-4-b】	本学ウェブサイト 技術シーズ集 https://www.ait.ac.jp/activities/tie-ups/seed-ideas/	
【6-4-c】	愛知工業大学総合技術研究所プロジェクト共同研究申請要項	
【6-4-d】	2023年度～2032年度 施設整備10年計画 ※大規模改修予算(改修予算別枠関係) (案)	
【6-4-e】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程	
【6-5-2】	固定資産及び物品管理規程	
【6-5-3】	固定資産及び物品調達規程	
【6-5-4】	決裁規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-5】	寄附行為	
【6-5-6】	名古屋電気学園評議員会運営規程	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-7】	該当なし 評議員会議事録(令和7年6月23日)	後日提出
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	令和6年度 第34回 学園運営協議会議事録	
【6-5-b】	令和6年度 補正予算(案) 概要	
【6-5-c】	令和6年度 第38回 学園運営協議会議事録	
【6-5-d】	令和7年度 予算(案) 概要	
【6-5-e】	令和6年度 独立監査人の監査報告書	
【6-5-f】	令和6年度 監事監査報告書	
【6-5-g】	令和6年度 監事監査について(令和6年12月3日)	
【6-5-h】	令和6年度 監事監査について(令和7年5月26日)	
【6-5-i】	令和6年度 三様監査連絡会について(令和6年12月3日)	
【6-5-j】	令和6年度 三様監査連絡会について(令和7年5月26日)	
【6-5-k】	令和6年度 監査実施計画	

基準 A. ものづくり人材の育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 「ものづくり」を柱とした実学教育		
【A-1-1】	「ものづくり文化」講義題目及び講師一覧	
【A-1-2】	本学ウェブサイト 総合技術研究所（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/research/	
【A-1-3】	本学ウェブサイト 耐震実験センター（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/seirex/	
【A-1-4】	本学ウェブサイト 地域防災研究センター（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/disaster/	
【A-1-5】	本学ウェブサイト エコ電力研究センター（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/eco-power/	
【A-1-6】	本学ウェブサイト ロボット研究ミュージアム（施設） https://www.ait.ac.jp/lab-facility/robot/	
【A-1-7】	分野横断研究研究課題	
【A-1-8】	大学見本市 2024～イノベーション・ジャパン開催結果報告書	
【A-1-9】	HAVRec 研究課題	
【A-1-10】	装着型生活支援ロボットの動作試験・意見交換会報告書	
【A-1-11】	草刈りロボット実証実験の紹介	
【A-1-12】	愛知農業を維持継続するための農作業軽労化汎用機械の開発と普及	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※専門職大学のみ欄について該当がない場合は、該当なしと記載すること。

※基準項目ごとの自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。